

過疎農山村における高齢者単独世帯の 居住変容と居住モデルに関する研究

Study on Habitational Model and Living Process of the
Household with Only Aged People in Depopulated Area

1993

高橋 儀平

Gihei Takahashi



①

過疎農山村における高齢者単独世帯の 居住変容と居住モデルに関する研究

Study on Habitational Model and Living Process of the
Household with Only Aged People in Depopulated Area

1993

高橋 儀平

Gihei Takahashi

S u m m a r y

Study on Habitational Model and Living Process of the
Household with Only Aged People in Depopulated Area

Gihei Takahashi

1. Background

The "Economic and Social Development Plan" approved by the Cabinet in 1967 is believed to be the first instance depopulation was officially addressed as a political issue on national scale. The "Special Emergency Program for Promotion of Development in Remote Rural Areas" was subsequently enacted in 1970, succeeded by its two amended versions brought into effect in 1980 and 1990 respectively.

Depopulation is a phenomenon arising mainly, at least in its certain aspects, from changes in social and economic activities which may take place at a given time and place. One of the oldest instances of such depopulation in Japan is known to have occurred in the mountain of western part of its mainland which was once a thriving mining area. Due to the rapid economic growth which took place after the second half of the 1960s, and also to the destruction of certain populations by natural disasters, the depopulation process has taken an accelerated growth giving rise to a series of problems concerning the depopulated areas left behind in a state of near-desintegration and the people living in such areas.

Depopulation can be defined as a socio-economic phenomenon occurring at a given area in which certain standard of living has become unsustainable owing to a substantial decrease in its population, implying that such basic community services as prevention of and measures against natural disasters, schooling, health and medical cares can not adequately be provided for due to the subsequent drop in its productivity. Population aging ensues in such an area, where it has become difficult for the people to maintain their traditional living pattern because of the imbalance in population composition resulting

from a rapid decline in its population.

This study was undertaken in the awareness that some clues might be found to alliviate the social problems resulting from population aging and those relating to the housing environment this country would have to face in near future by investigating into the issues concerning aged population left behind in remote rural areas which were once the driving force of the developmment experimented in its large cities.

2. Objectives and methodology

The objective of this study is threefold: to clarify the changes in housing environment for aged people living in remote rural areas through an investigation into the process of population aging in such areas with reference to the population concentration into large cities which took place after the second half of the 1960s , and also by taking into account the difference in housing environment formation process between rural and urban areas, to analyze the population aging in rural areas, one of the critical factors that have brought about substantial changes in living pattern in such areas, and its effect on the housing and housing environment issues as well as possible course of actions to be taken in order to provide a stable housing to households with only aged people, and finally to propose a number of housing models according to the "adaptable habitation" concept with reference to aged people's housing pattern and their permanence at a fixed habitation.

With field survey as its methodology, study was conducted on aged people living in several villages to determine the variation in population aging process between different locations, difference in local conditions and the housing characteristics of the households with only aged people. Their habitation conciousness or sense of belonging to a particular habitation, pattern of permanence, causes of their moving away from a habitation were further analyzed with reference as to whether they are living with their families or otherwise, in the latter case how far away they are living from their childfren's families, which is one of the critical factors affecting their permanence at a given habitation.

This study is significant in the following points: First of all, it is one of the few studies conducted to date on population aging process as well as housing for aged people in depopulated areas, as against a substantial number of research works that have explored fairly well the same subjects concerning large cities. Secondly, according to the result of the sensus carried out in 1990, aged people in depopulated areas at present constitute 20.8% of the total population in such areas whereas this figure is 12.0% in large cities, the latter being expected to attain the former's present figure in 20 years. Although, judging from these figures, depopulation does not seem to be a general phnemenon to this day, it is predicted to pervade throughout the country in near future. It follows, therefore, that such a study as this would also provide useful information with which to solve the problems concerning aged population expected to arise in large cities in near future. Thirdly, five depopulated villages in Saitama Prefecture were selected for this study all of which belong to the Greater Tokyo Metropolitan Zone and are relatively late comers to the scene. As the problems relating to depopulation are more critical and complex in nature in this zone than in other typically depopulated rural areas, the selected villages would provide a more comprehensive understanding of the housing issues arising from depopulation than the latter areas. Fourthly, assessment was made on the "Housing and Day Service Center for Aged People", an institution set up based upon the information from the experience at a small-scale communal habitation which had been in existance for a period over 15 years in a remote rural area with heavy snowfall in winter time, and can be taken as an advanced instance of housing model. Such an asessment would provide valuable information in developing future housing for aged people in a depopulated area.

3. Analysis and assessment of housing characteristics of households with only aged people and the "Housing and Day Service Center for Aged People"

Survey was coducted on aged people belonging to 397 households at five selected villages (Otaki, Ryokami, Yoshida, Kamiizumi, Naguri) through questionnaire, hearing, and by tracking down where people who had changed their residences were concerned. 464 people (72.8%) responded to the questionnaire out of 289 households. Hearing was conducted on 44 households. Further research was carried out on 72 establishments of the "Housing and Day

Service Center for Aged People" as being samples of housing model in depopulated areas, obtaining responses from 49 such establishments.

(1) Based upon the analysis of the data from gathered samples, aged people were classified into four different types as follows (with numerical result given in bracket for each type): (1) Self-reliant or independently minded type (people who are inclined to live alone or only with their spouses and/or actually doing so) (42.3%). (2) Proximity type (those who are actually living at place close to the residence of one of their children's families) (18.2). (3) Family minded type (those who either wish to live or are living with one of their children's families) (27.3%) and (4) Welfare-dependent type (those who are actually living in an establishment for aged people) (11.3%). From the subsequent analysis, following facts were revealed regarding the issues on housing for aged people:

a. It is essential to create a mutual care system among aged people as well as to build up welfare establishments to be operated jointly by a multiple number of local governments and a unified living support system necessary for the management of such establishments.

b. There is some conceptual gap between the local government concerned or its master plan as conceived by its authority and the residents of the area regarding its care institution for aged people, though understandable given the adverse conditions in such area. Aged people living in the areas surveyed are more independently minded than their counterparts in large cities regarding both care service for living and housing environment.

c. Results from the tracking survey indicate that depopulation and population aging are rapidly progressing and that the aged people who have been changing their residences have been doing so more frequently than they would have liked to, this trend being more notable in the households with only aged people than in those otherwise composed, suggesting that co-habitation with one of their children's families is the critical factor that determines in practical terms whether or not aged people living alone or only with their spouses settle down at a fixed habitation, a trend more clearly revealed by this survey than by the initially conducted questionnaire.

d. Note must be taken on the significance of the "basic living circle" such as those found in remote rural areas as being one of the critical factors to be taken into account in planning a future living environment, in other words,

traditional living environment and human relationship familiar to aged people should be reconsidered when choosing the direction to be taken in establishing their habitations in future.

(2) Difference was found to exist in the structural pattern between the establishments of the "Housing and Day Service Center for Aged People" built in areas having a relatively stable social environment (typical depopulated areas with a comparatively gradual changes in social condition and aged people's life style, albeit a continuous drop in population in which regional reactivation plan is being implemented to certain extent) and those setup in areas still suffering from a rapid decrease in population. The former can be referred to as "integrated or concentrated type" (this type of establishment is larger in size and smaller in number, each having a larger number of functions concentrated in it, than the latter) in which resources were made use of both from within and outside the local government's jurisdiction in which such an establishment is found itself, while the latter as "distributed type" (smaller in size and larger in number, each having a relatively small number of functions, than the former). In either case, the motivation of the aged people for using the services of such establishments is highly dependent on the closeness or otherwise of the relationship with their families including their children and other relatives. Based on the findings from the foregoing analysis, living environment around the establishments of the Center were classified into five patterns to be further analyzed.

4. Conclusions and proposals

As is the case with other depopulated areas, the depopulation and population aging in the five villages studied can also be attributed to a number of adverse conditions. Because of their locations within the Greater Tokyo Metropolitan Zone, these conditions in the latter are even severer than in the former. A variety of problems present themselves for the "Housing and Day Service Center for Aged People" to solve regarding the coordination of its housing and day services. A plan for "Adaptable Habitation" is proposed which would provide aged people with the necessary supports for their living in such a way as they require, and to which both aged long-time residents in and newcomers to the area in which such habitation is located can freely come and go, as an alternative to the conventional "Multi-Habitation" type establishments where aged people are

supposed to move in from large cities in single direction. This plan offers a possible way for aged people left behind in a depopulated area to keep living in the same place, in an environment familiar to them, with no substantial change in their life style. Three different housing support models are further proposed, namely (1) Rural habitation for depopulated suburban areas, (2) Rural habitation for depopulated areas remote from large cities and (3) Habitations by type of households; the first two with a difference in location, and the last to accommodate for a variety of households.

過疎農山村における高齢者単独世帯の 居住変容と居住モデルに関する研究

目 次

序 論	研究の目的と方法	11
1	本研究の背景	11
2	研究の目的と方法	15
3	既往研究との位置づけ	20
4	論文構成	37
第一部 過疎地域で生活する高齢者単独世帯の居住特性と居住条件		
= 埼玉県過疎5町村の高齢者単独世帯の居住特性 =		
第1章	過疎農山村の高齢化を取り巻く現況と課題	41
1	過疎農山村地域の高齢化の動向	41
2	過疎農山村地域の高齢化対策の動向	48
3	過疎農山村地域の高齢者居住の動向と課題	62
第2章	埼玉県過疎農山村の高齢化と過疎対策の動向	65
1	過疎町村の立地と新過疎法指定要件	65
2	人口の変容と高齢化	70
3	高齢者単独世帯の動向	76
4	地区別高齢化の現況	78
5	過疎・高齢化対策の動向と課題	81
第3章	埼玉県過疎町村の高齢者単独世帯の居住特性	98
1	調査の設計	98
2	基本属性	107
3	過疎農山村地域における高齢者単独世帯のライフスタイル	113
4	まとめ=世帯別でみた高齢者単独世帯の居住特性	161
第4章	居住志向の類型化と居住変容の考察	164
1	居住志向の類型化	164
2	居住追跡からみた居住条件整備課題	170
3	まとめ	183

第二部 過疎地域における居住サービスと福祉サービスの連携モデル

=高齢者生活福祉センターを事例として=

第5章 過疎居住概念の形成	211
1 過疎居住改善への視点	211
2 過疎居住モデルの概念	212
第6章 過疎高齢者生活福祉センターの事業背景	216
1 高齢者生活福祉センターの事業化の背景	216
2 高齢者生活福祉センターの概要と設置背景	218
第7章 高齢者生活福祉センターの現況と評価	239
1 調査の設計	239
2 高齢者生活福祉センターを取り巻く地域の概要	242
3 高齢者生活福祉センターの事業概要と特徴	258
4 高齢者生活福祉センターの施設概要	273
5 入居者の属性と生活特性	281
6 事業費の実績	289
7 事例調査による高齢者生活福祉センターの考察	292
第8章 高齢者生活福祉センターの計画的課題	338
1 高齢者生活福祉センターの地域計画的課題	338
2 高齢者生活福祉センターの建築計画的考察	345
3 高齢者生活福祉センターの運営課題と今後の方向	390

第三部 結論と提言

第9章 結論	395
1 過疎農山村地域の高齢化と高齢者単独世帯の居住スタイル	395
2 居住志向に基づく居住変容の実態	400
3 過疎居住モデルとしての高齢者生活福祉センターの評価	405
4 高齢者生活福祉センターの建築計画的評価	411
終章 提言	416
1 居住支援=アダプタブル・ハビテーション計画の考え方	416
2 アダプタブル・ハビテーションによる居住支援モデルの概念	418
3 自活思考型対応の居住支援体系	420

付：高齢者生活福祉センター施設計画指針（案）	421
------------------------	-----

資料	431
参考・引用文献	457
研究業績	462
あとがき・謝辞	466

序 論 研究の目的と方法

1 本研究の背景

過疎問題が国レベルの政策課題として上がったのは1967年（昭和42）の閣議決定「経済社会発展計画」といわれている。その後1970年（昭和45）、「過疎地域対策緊急措置法」（当初指定775団体から最終的に1,093団体に増加が施行され、1980年（昭和55）からは「過疎地域振興特別措置法（当初1,119団体から1,157団体に増加）が運用されている。さらに1990年（平成2）度からは新たに「過疎地域活性化特別措置法」（以下新過疎法と略す）が制定された。これまでの過疎法はすべて時限立法であるが、この間市町村や地域住民の努力によって、道路、交通対策、地場産業、地域起こしなどが着実に進み、ついに1985年（昭和60）の国勢調査によれば過疎地域の人口減少が3.1%にとどまったと報告された。ところで、「過疎」はある一面では社会変動によって大きくもたらされており、後述するように、すぐれて現代社会の課題である。わが国の過疎化はかつての鉱山業地帯である中国山地から出発したといわれる。1960年代の後半からの高度成長、あるいはまた自然災害による集落の崩壊によって加速度的に過疎化が進行、取り残された家族や集落の問題がクローズアップされた。わが国で戦後最も早く過疎問題に言及した「中国山地（上）」には次のように記されている。「いま中国山地の暮らしは、大きな社会変化の過程にある。むろん、この変化は、日本列島の農山村に共通した構造変化といえることができる。しかし、その中でも中国山地に目立つのは激しい人口流出である。1960年（昭和35）から1965年（同40）の5年間（国勢調査）に人口が10%以上も減った市町村は、全国で900にのぼった。ところが、このうち中国地方は160市町村も含まれている。中国5県の全市町村数の実に48%に当たる。うち20%以上も激減した町村が18もあった。しかも、これら町村のほとんどが、中国山地の村々である。日本列島の地図を広げ、人口10%以上の減少町村を黒く塗ってゆくと、中国、四国、九州の山地が、一面黒く塗りつぶされてしまう。」（文1）

一般に「過疎問題」が社会的に認識され始めたのは、1960年代の後半といわれている。今井幸彦（1968年）によると1966年（昭和41）経済審議会の地域部会（中間報告）で次のように指摘されたという。

「都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減

少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、過疎を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化が進み、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、また生じつつあると思われる」（同報告から）。

さらに同報告では過疎問題の所在として「問題を提起した以上の経済審議会地域部会の解釈に人口減少イコール過疎ということではない。人口減少に伴って従来の地域生活のパターンが維持出来なくなった状態、ないしはなりつつある状態をいうのである。

その意味で、過疎地帯とはこれまでにいわれた辺地あるいは僻地とは本質的に異なる。

過疎は社会的な生活が存在していた地域で発生するもので、経済、社会の発展に伴って生ずる新しい社会構造的変革の一つの形態であるといっていいたいだろう。（文2）」と述べ、基本的に辺地集落問題と過疎問題は異なることを解説している。

しかし過疎化問題はわが国に限定されたことではない。古くは近代産業革命がもたらした都市化に依拠している。現代社会の象徴でもあるアメリカ社会ではわが国より10年早く地方農村の過疎化が進行した。1940年には600万の農場があったが、30年後には300万に減少、農業人口も1954年から69年の間に30%減少したという。取り残された高齢者層が新たな貧困層として惹起したのである（文3）。

ところで、現代社会では「過疎」をどのように規定しているかである。1990年の新過疎法では過疎市町村を次のように定義づけた。

人口については、

- (イ) 1960年（昭和35）の国勢調査人口と1985年（昭和60）の国勢調査人口による減少率が25%以上であること。
- (ロ) 人口減少率が20%以上であって、1985年（昭和60）の国勢調査における65歳以上人口の比率が16%以上であること。
- (ハ) 人口減少率が20%以上であって、1985年（昭和60）の国勢調査人口における15歳以上30歳未満の人口比率が16%以下であること。

財政力については

1986（昭和61）年度から1988（昭和63）年度に係わる財政力指数が0.44以下であること（注1）。

この新過疎法の特徴は、地域社会の活力の低下の要因が、単に人口の減少のみならず、急激な「高齢社会化」にもあると改めて規定したことである。

安達（1977）は過疎地の「老人社会化」（文4）が、より過疎の生活を貧困にしていると捉え、やがて出現する「独居老人」問題を指摘している。

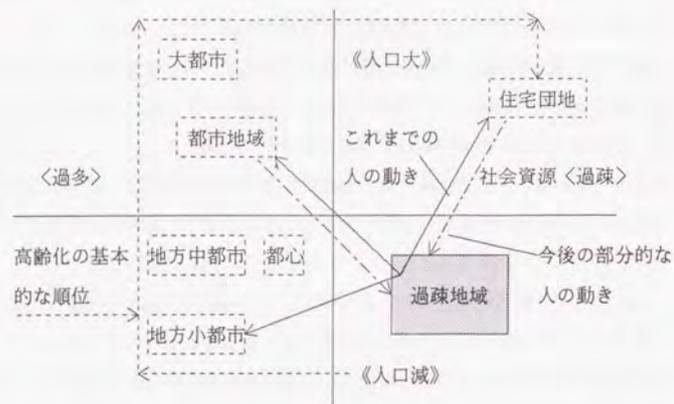
わが国で人口の高齢化が社会問題となり始めたのは1980年（昭和50）代以後である。わが国の高度経済成長の発端が概ね1960年（昭和35）とされているので、それより20年後に初めて国レベルの認識が固まったということになる。しかし、ようやく過疎対策が広がり始めた1970年代後半になると過疎地と言われる地域では多くの若年層が流出することが当たり前ようになり、既に人口の15%を高齢者が占め、まぎれもない「高齢社会」に突入していたのである。

わが国の高度な経済発展は、まさにマンパワーを強力で抽出してきた過疎農山村のバックアップがあって初めて成功したと言える。本来は農山村の二男三男の流出であり、閑農期における二次的な都市での就労に始まったものではあるが、産業形態の変容にともなう「都市の魅力づくり」、労働力の必要性が加速度的に過疎化を促進したと考えられる。

本研究の着目点の一つには、このようなわが国の成長を支えた地域の取り残された高齢化問題こそ今後の高齢化社会ないし、わが国の生活環境整備課題を展開する基本になると認識したからである。過疎地域の住民が益々あるべき生活環境から取り残されていくとしたら、発展した都市と農山村の格差がアンバランスな関係のまま終始することになる。筆者はこれまで、戦後の高度経済成長期に人口急増を果たした典型的な首都圏の都市を対象に近い将来の高齢化の特性を予測した（文5）。

それらの都市地域の高齢化調査をすすめながら、逆に都市に人口を送り込んだ地域の側の高齢者は今どのような生活形成がなされているのかといった強い関心が筆者自身の研究背景である。都市化から取り残された地域の残された人々の生活と高齢化状況、あるいは高齢者の定住観は都市のそれとどのように相違しているのか、あるいはまた類似しているのかである。

都市の高齢者は一般的にはその生活ニーズの絶対量が多く、福祉環境、居住環境は厳しいものがあるものの、選択範囲は広範であり、生活の権利を主張し、個々のサービスを要求することが可能である。しかるに農山村ではむしろ居住、生活の安定はあるものの福祉、医療、雇用の面でさまざまな限界が生じやすい。以下図序-1に、本研究の動機づけとなった都市と農山村における通常の居住概念と高齢化の流れについて整理した。



図序-1 都市、農山村の居住概念と高齢化の流れ

(注1) 財政力指数

基準財政収入額（法定普通税、事業所税、利子割交付金、ゴルフ場所在市町村交付金、自動車取得税交付金、国有資産等所在市町村交付金等）を基準財政需要額（消防費・道路橋梁費・都市計画費・小学校費・中学校費・農業行政費など28項目）で除して得た率を「財政力指数」と呼び、地方団体の財政力の強弱を表す指標とされている。基準財政需要額とは、団体が標準的な行政を実施する場合の標準的一般財源所要額を意味し、財政力指数は、その所要額の中で標準的な税収入をもって充て得べき割合がどの程度であることを示している。その率が高いほど財政力が強く、1を超える場合には、普通交付税の交付を受けない団体として、財政力の面では最高に位する。財政力指数は、通常3年度平均のものが、地方財政に関する諸制度の中で用いられる。

（出典）矢野浩一朗：「地方税財政制度」（第三次改訂版）：地方公務員新研究選書、学陽書房：1989年

2 研究の目的と方法

2.1 研究の目的と意義

近年の急激な高齢者人口の高まりは、さまざまな形で地域社会に影響を及ぼしているが、その様相は立地や地域形成のプロセス、あるいは就業基盤によって極めて多様である。1950年代後半以後に人口が急増し、近年高齢化問題が表面化した大都市周辺地域ばかりでなく、人口減少が急速に進行した地方農山村でも、高齢化の状況は地域の立地条件によって一様ではない。

しかし、今日の高齢者の居住課題は、都市部でも農村部でも基本的な差異はない。すなわち心身の変化によって多少の生活ハンディキャップを負うことになっても、同じ地域、同じ住宅の住み慣れた環境の中でできる限り住み続けられる居住条件を整備することである。

既に、本研究の一貫として近年の急速に進む高齢化に対して地域環境としてどのような点に留意すれば良いか、高齢者居住環境の実態はどうであるか、おおよその方向を論述してきた。そこではじめに明らかにした点は人口の急増によって形成された地域＝都市部の高齢化と高齢者の居住問題であった（文6）。この研究過程で、人口急増地域よりさらに高齢化し、かつて都市部に人口を送り込んだ側＝地方、農山村部の高齢化、ないし高齢者の居住問題を置き去りにしたまま、都市の部分的な高齢者の居住問題を解明することがより困難であるように思われた。高齢化の先進地域について十分な解明が併せて行われるべきであるのである。

そこで本研究では、過疎地の高齢化形成が1960年代以降の大都市への人口移動という地域移動によってもたらされた現況に着目し、都市部での高齢化が与える居住環境形成との差異性に注目しながら、過疎農山村地域で生活する高齢者の居住実態を解明し、そこに至る住環境の変容について考察し、過疎化・高齢化を取り巻く固有な居住課題を抽出しつつ、過疎農山村地域における主要な居住変容要因である高齢化の様相、高齢者の居住安定の方向、高齢化が地域の居住環境整備に及ぼす影響について解明し、過疎地域における「高齢者の自立した居住継続と居住形態の適合性」について考察する。

本研究では、実際の地域の高齢者居住実態調査を踏まえて、高齢化の町村間地域特性の格差、及び高齢者単独世帯の居住特性を把握しながら、居住継続の構成要素のひとつとして高齢者自身の居住と家族、とりわけ子世帯の居住地関係に着目し、高齢者自身の居住意識、定住パターン、居住地移動の背景について考察している。

本研究の意義としては次のような諸点があげられる。

まず第一に、本テーマである過疎地の高齢化と高齢者居住研究の状況が、都市部を対象としたものに比して極めて遅れていることがあげられる。その居住実態さえ研究事例が少ない。

第二に、過疎地域では全国の高齢者比率（1991年9月現在で12.5%）に比べて約20年の先行がみられ、現在のところ特殊な地域ではあるが、このレベルの高齢者比率は将来のわが国においては普遍的形態をなすと考えられ、都市部においても有効な対策手法を考察することができると思われること。

第三に、本研究では研究の対象地域として、首都圏の限られた過疎地を選定しているが、地方都市圏域からみれば一見条件的には豊かな地域圏に包括されているとみられながら、過疎化が急速に進行することによる依存的な地域問題はむしろ大きく、複雑であり、過疎の居住課題をより広く捉えることができると思われる。すなわちこの地域的な過疎化、高齢化の特質は、都市と農村の福祉環境整備の格差は正のあり方を探り、今後の地域計画を検討する上で極めて重要な諸点に通ずると考えられる。

その意味において高齢化が進みつつも生活支援条件が極端に貧しく、限られた地域施設、マンパワー過疎社会の高齢者居住を研究することが、今後の居住環境整備の展開に寄与しうるものと考えられる。

第四に、高齢者固有の問題として、取り残された地域の、取り残された高齢者、つまり社会的にも、立地的にも生活を限定された立場の高齢者の生活状況を解明することが、今後の定住化支援を方向づける高齢化対策をより広範な地域に普遍化していく上で、極めて重要な問題提起を含んでいると思われる。

第五に本研究では、地域資源が限定される中において今後の過疎地における高齢化社会の居住の場のあり様を考える上で先進事例となり得る「高齢者生活福祉センター」（以下生活福祉センターという）の評価を行っている。当生活福祉センターは新設後間もないものの、歴史的には全国の先進町村によって約15年余りの経験を有した高齢者世帯向け小規模住居形態をモデルにしており、それらの経験を踏まえた居住の方向を提起することによって、過疎農山村に住み続けるための新たな居住概念を提案することが可能としている点である。

2. 2 研究方法と研究対象地域

(1) 研究のフレーム及び研究方法

本研究の目的を遂行するために設定した研究のフレームを図序-2に示す。研究フレームは、研究段階において絶えず検討を加えながら最終的に実行されたものである。研究方法としては、まず、基礎的文献を調査した上で、延べ4次にわたる地域調査を実施した。次いで、居住モデル立案を主目的に高齢者生活福祉センターの現況調査を実施した。

基礎的文献調査では、過疎化・高齢化の歴史の変遷、建築学分野及び他分野による研究史の把握、過疎化・高齢化問題を取りまく論点の確認、調査対象地域に関連する資料収集を行い、予備的考察及び課題の認識、研究仮説の構築、そして研究フレームの設定を行った。

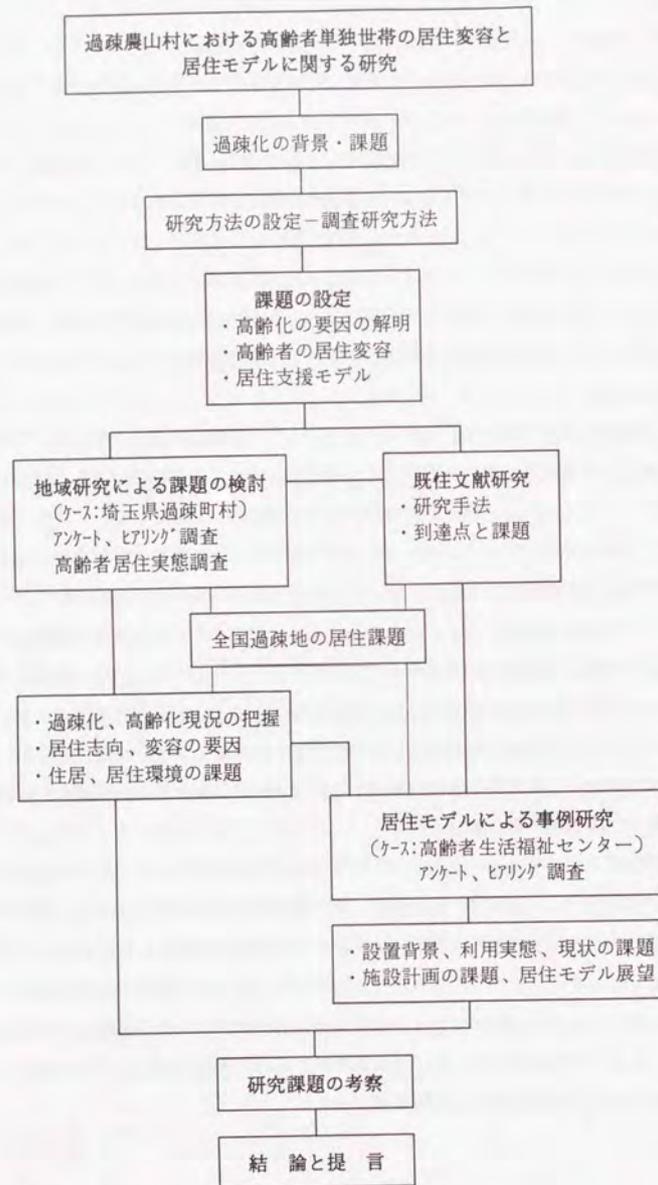
地域調査は計12回にわたる継続調査であって、最初に各調査対象地域の概要と地域政策課題を把握するための予備調査を実施した。次いで予備調査で得られた知見を基に調査フレームを検討し、調査対象者の特定及び調査方法を決定した。

本調査は主として、アンケート方式によったが、より適格に対象世帯の状況を把握するために個別訪問による配布、回収を原則とした。本調査の回収時にはヒアリング調査についての協力依頼を行い、協力の得られた世帯の中から世帯及び年齢構成、性別、居住歴を勘案して戸別訪問によるヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査では住戸プランの採取・住まい方についての作図、写真撮影によって現況把握を行った。

さらに、全対象地域の訪問ヒアリング調査を終了後1年半を経過した後に、全調査対象世帯の居住追跡調査と各町村に対する地域資料収集調査を実施した。この調査は各役場住民課の協力を得て実施した。

高齢者生活福祉センター調査は、設置背景、現況把握を中心にアンケート方式で実施、同時に各団体の人口動態、立地環境、福祉環境及び地域活性化計画等に関する基礎資料の収集を行った。高齢者生活福祉センターのアンケート調査と平行して6カ所の地域、団体、センターに対して、センター建設の過程、センター整備の現況と問題点、地域居住支援サービスの実態と問題点を把握するための訪問ヒアリング調査を実施した。

これらの調査結果をまとめ、分析及び研究仮説の検証を実施、さらに再度の文献調査研究を加えて結論を導き、諸提言を行った。

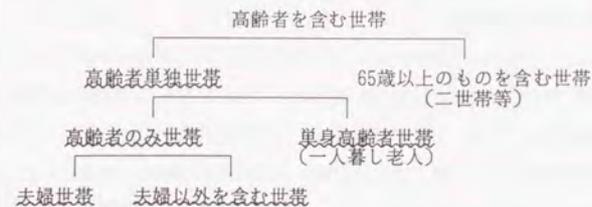


図序-2 研究のフレーム

(2) 研究の対象と地域

研究の対象（高齢者単独世帯）と対象地域の選定について次に述べる。

本研究で取り扱う高齢者とは65歳以上の者をさすが、その範囲は~~~~で示した世帯である。



図序-3 研究の対象

本研究で取り扱う「過疎農山村」地域とは、「1 研究の背景」で述べた新過疎法で定義された地域である。過疎地域はその立地、産業基盤によってさまざまな様相を呈しているが、本研究では首都圏に最も近い過疎地域の一つである埼玉県下の5町村、大滝村・両神村・吉田町・神泉村・名栗村を研究対象地域として選定した。5町村を選定した理由は、同一県でありながら過疎化現象の相違性がみられたこと、いずれもが首都圏に位置していながら、過疎化の流れをくい止める手段の確保、実施がなされておらず、過疎地域としての同一性と個別性を把握することが可能であるからである。

- (文1) 中国新聞社編：「中国山地（上）」：未来社：1967年：P.4～5、P.349～354
- (文2) 今井幸彦編：「日本の過疎地帯」：岩波新書：1968年：P.8～9
- (文3) 内園耕二監訳、ニグレッグ・中村文子訳：「老後はなぜ悲劇なのかーアメリカの老人たちの生活」ロバート・N・バトラー：メジカルフレンド社：1991年
- (文4) 安達生恒：「現代の家族」ジュリスト増刊総合特集：1977年：P.166～167
- (文5) 高橋儀平他：「公団賃貸住宅居住者の高齢化と住まい方の変容に関する研究」その1～9：建築学会関東支部研究報告集、建築学会大会学術講演梗概集、1984～1987年
- (文6) 前掲（文5）

3 既往研究との位置づけ

3.1 わが国の高齢者を取り巻く都市と農山村の居住環境対策の流れ

表序-1に従って、わが国の高齢者を取り巻く、都市と農山村の居住環境対策の変遷についてその概略を述べる。

法制度として始めて登場したのが、「離島振興法(1953)」である。この法律はその後の過疎地に関連するものとしては、最初のものであるが、高度経済成長による都市間の人口移動が確認される(1960年国勢調査)約7年前に遡っている。

本格的な地方農山村からの人口流出は、大都市の戦後復興が軌道にのり始めた1960年代初頭に端を発するとみられているが、実態としてはより加速度的に進行、既に1965年(昭和40)国勢調査結果が発表された時点で、村落維持機能を相当低下させていた地域が存在したのである。1966年、経済審議会・地域部会(中間報告)で、地域の過疎問題が初めて取り上げられ、翌年の経済社会発展計画(閣議決定)の中では急激な地方農山村の過疎化と大都市への過渡の人口集中問題が公的に確認されるところとなった。これらの計画及び報告のあらましについては、先に「研究の背景」で述べているが、都市における「過密問題」に対して「過疎問題」が対峙され、今後の人口減少による高齢化の進行が予測されていたのである。1969年に策定された新全国総合計画では、こうしたアンバランスな地域発展を是正するために「過疎過密の同時解消」がうたわれている。

1970年、最初の過疎立法(議員立法)となった「過疎地域対策緊急措置法」(旧過疎対策法)が策定され、10箇年にわたる生活環境・産業基盤等の特別措置が講じられた。特に旧過疎対策法では過疎化によるコミュニティ維持の崩壊、集落の再編が叫ばれ、地域住民のコミュニティ活動の基盤である集会所の整備が進められた。

この頃まで全国的な過疎化の展開は、西日本地域の山間部を中心に進行したが、高齢化対策・高齢者対策については殆ど認識がなく、ようやく都市部を中心にその対策の萌芽がみられているに過ぎなかったのである。しかし、北海道地区では1970年代の前半に、早くも地域の高齢化に対して「単身者向け老人住宅」、小規模共同同居である「老人福祉寮」の2つの先駆的事業がスタートした。この2つの施策はいずれも当時政策的に遅れていた住宅対策を補完し、広大な地域・自然環境の中で孤立しやすい高齢者単独世帯の居住安定を図る目的で、北海道の「単独事業」として展開されたものである。

過疎地における高齢者対策の本格的な居住サービス事業は、広島県による豪雪地を対象とした「過疎地小規模老人ホーム」まで待たねばならない。

この間、1970年代後半になるが、都心部でも住宅取得難を代替する居住サービス施策

として、「老人アパート事業」(1975、中野区、民間アパート借り上げ型)がスタートした。

1980年、旧過疎法による一定の過疎対策事業の成果を基礎にしつつ、依然として低位な生活環境施設整備及び医療確保の困難性(医療過疎)が、改めて各団体に共通の問題として取り上げられるに至った。さらに、若年層の流出が終焉した地域では急速に人口構造が変容し、超高齢化社会現象を呈しはじめていたのである。「過疎地域振興特別措置法」(旧過疎振興法)はこれらに対する総合的な過疎対策を目的として、半ば旧過疎法の延長施策として制定されたのである。

「高齢者コミュニティセンター建設事業」もその一環として、新たに補助事業として組み込まれたものである。

旧過疎対策法と旧過疎振興法の相違は、前者が人口減少率10%以上(1960年/1965年)財政力指数の平均が0.4未満(1966~1968年)、後者は人口減少率20%以上(1960年/1975年)、かつ財政力指数の平均が0.37以下(1976~1978年)である市町村の区域を「過疎地域」と規定している点である。

旧過疎振興法の10年間の特徴は、道路・交通環境の整備、産業振興が旧過疎対策法に比して、実現しつつあることであったが、法制定時に明らかになっていた高齢化対策については必ずしも十分な対応策が講じられてはいない。表序-1に示したように1980年代以後、都市部での高齢化・高齢者対策が急速に進んだことに比較し、過疎地では全体的に取り残された感が否めない。

それでも広島県や山口県の県単事業として拡がりを見せ始めた季節型小規模同居が、中部・東北地方へと伝播し、新潟県でも1988年「シルバーアットホーム事業」として事業化された。過疎山村地域や離島地域を対象とした30人定員の小規模特別養護老人ホームも1989年補助事業化され、新たに「克雪タウン計画」(1989)が加わった。

1990年、過疎地域の指定要件としては初めて、高齢者比率(60歳以上の人口比)を加えた「過疎地域活性化特別措置法」(新過疎法)が策定された。本研究の研究課題の一つでもある高齢者単独世帯の過疎居住をハード・ソフト両面から支援する「高齢者生活福祉センター」(1990)が創設され、また地域毎に限定された利用規模をフォローアップする「小規模デイサービスセンターD型」(8人/日、1992)も新たに補助対象施設として創設されたのである。

これらの諸施設は、在宅居住を支援するホームヘルパー制度の拡充と共に1989年に策定された「高齢者保健福祉推進10年戦略」(ゴールドプラン)に位置づけられている。

1970年に制定された、旧過疎対策法以来20余年を経過して今日、その初期に指摘され

た若年者の流出→人口減少→高齢化→高齢者単独世帯化による居住問題の重要性がようやく認識されたといえる。現在のところ過疎地域施策の中心は、如何にして産業を振興し、働く場を確保しながら若者を呼び戻すかという外的機能、外的能力に依存した「地域活性化」が主題となっているが、今後の施策課題はむしろ内在する人的・物的機能の再編、残された人々による残された生活環境の維持・保全、さらに都市からのゆるやかな居住支援を含む中小生活圏域における居住・福祉・医療サービス体制の整備が求められている。

表序-1 高齢者を取り巻く都市と農村の居住環境対策の変遷

1993.5作成

	都市を中心とした高齢者居住対策	過疎農山村の居住対策	共通事項、関連する動き
1945 (S20)			◎日本国憲法
50			◆住宅金融公庫法、生活保護法
51			◆公営住宅法
53		◆離島振興法(港湾、道路整備)(注1)	
55			◆日本住宅公団法
1960 (S35)		・農山村人口の流出始まる	・「高度経済成長」始まる
63		◆豪雪地帯対策特別措置法(注2)	・北欧でノーマライゼーションの動き始まる(知的障害者の居住改善の動き)
64	□老人世帯向け公営住宅充足	◆辺地整備法	◆老人福祉法
65 (S40)		◆山村振興法(注3)	
66		・経済審議会地域部会(中間報告) 「過疎」問題を初めて指摘	□第1期住宅建設5箇年計画 (住宅難と高度経済成長による大都市部の住宅対策、一世帯一住宅)
67		・中国新聞社「中国山地(上)」発刊 「取り残された老人」過疎老人問題 ・旧経済社会発展計画(閣議決定)の公文書で初めて「過疎」問題を確認	・スウェーデンでケア付き住宅 (重度障害者向け統合住宅)始まる
69	□公営ベア住宅	・新全給「過疎過密の同時解消」	
1970 (S45)	・老人福祉の総合的諸施策について(中社審)	◆過疎地域対策緊急措置法(旧過疎対策法、対象：776市町村、10か年計画) ■沢内村住宅改善運動「住宅コンクール」	
71			□第2期住宅建設5箇年計画 (住宅難の解消、一人一室)
72	□老人居室整備資金貸付制度 □老人同居世帯割増し貸付(公庫) □老人同居世帯向け公営住宅 □公団老人ベア住宅(75年に中止)	□北海道「単身者向け老人住宅」始まる	
73		□北海道「老人福祉寮」始まる	・73年この年「福祉元年」と呼ばれる
74	・有料老人ホーム設置運営指導指針 □公団大塚豊里団地に初の老人ベア住宅 □都営車いす住宅ハーフメイド方式採用		・オイルショックによる福祉見直し論 ・町田市福祉環境整備要綱(全国初)
75 (S50)	□中野区老人アパート ・老人のための明るい町「ソレイユ・ヴィラ」		・スウェーデンの建築法改正(42a)車いす使用者の居住を条件へ

76	推進事業(厚生省)		□第3期住宅建設5箇年計画(居住水準の目標設定、量から質へ)
77	・都市型特別養護老人ホーム構想(厚生省)	・三全給「定住圏構想」「過疎過密の解消」	・神戸市民の福祉を守る条例
78		■広島県「過疎地小規模老人ホーム」(芸北町で季節型老人居住始まる)	
1980(55)	・武蔵野市福祉公社「有償在宅サービス」 □金融公庫「2世帯割増し融資」 □高齢者・身障者ケアシステム技術の開発スタート(通産省)	◆過疎地域振興特別措置法(旧過疎振興法、対象：1119市町村、老人福祉、医療の確保、産業の振興等) ・高齢者コミュニティセンター建設事業(高齢者施設、集会所等の多目的施設への補助)(注4)	◆公営住宅法改正(高齢者(男子60歳、女子50歳以上)障害者の単身入居他)(注6)
81			□第4期住宅建設5箇年計画(住環境水準を新たに設定)
82		■島根県「生活利用施設整備」(ミニ福祉センター整備事業、集会所を備えた一時居住の場)	
83	□大阪府「高齢住宅・高齢化時代の住宅設計指針」 □公団老人ベア住宅再開	■山口県「高齢者の家設置事業」(冬季居住)	◆老人保健法
1985(56)	□公団近居優先入居		
86	・地域老人福祉システム開発育成事業 □地域高齢者住宅計画 □金融公庫「高齢者・身障者用設備割増融資」 □ケア付き住宅供給25%削減「ワグン」構想 中間報告・厚生省+建設省研究会 □シルバーハウジングプロジェクト □東京都「シルバーピア」事業(世田谷区、目黒区、武蔵野市) □住都公団建替団地の1階は高齢化対応 □建設省「長寿社会における居住環境向上技術の開発」 ・老人保健法改正・老人保健施設創設 ・高齢者総合相談センター0467-110番 □民間高齢者マンション特別融資(神戸市) □公営・公団5階建て中層住宅にエレベーター設置補助 □公庫親孝行ローン	■新潟県津南町「福祉ハート」事業(旧商工会館を再利用、冬季居住) ■山口県川上村「ウインターホーム」(障害者野外活動センターを活用した冬季居住) ・高知県「空き家バンク」地域活性化を意図した都市住民への空き家情報システム	・福祉住宅機器リース制度(通産省) ・各地で福祉環境整備要綱見直し □第5期住宅建設5箇年計画(21世紀に向けた新たな居住水準=高齢者世帯に対する居住水準) ・四全給(86~2000年まで)
87			□ホームエレベーター認可 ・特別養護老人ホーム「松園園」火災 ・都「福祉のまちづくり整備指針」 □米国公正住宅法改正(4戸以上の集合住宅をアダプティブ、アクセシブルへ、障害者の住宅差別禁止) ・第1回全国過疎シンポジウム(鹿児島)
88		■新潟県「シルバーアットホーム事業(老人想いの家を活用した共同居住)」 ■石川県門前町「小規模ケア付き住宅10世帯の建設へ」 ・ふるさと振興・高齢者生きがいプロジェクト事業(山村型活動拠点整備等)(注5)	
89(41)	□シルバーピア(東京都) □板橋区民間住宅借上げ方式のシルバーピア □軽井沢町、兵庫県、神戸市シルバーハウジング □徳島市シルバーハウジング ・有料老人ホーム設置運営指導指針改正 □「ケアハウス」建設指針	■小規模特別養護老人ホーム(30人以上)設置補助(1・2) ■群馬県上野村「高齢者集合住宅」(15世帯) ・山口県「空き家バンク事業」 □多雪地域住宅計画推進事業(営繕地	

		・ふるさと21健康長寿のまちづくり構想(ARC)	帯指定地域を対象に克雪タウン計画)
90	・高齢者保健福祉推進10か年戦略策定(90年から99年まで、《ゴールドプラン》) □シニア住宅(一時払い終身保険方式・公団) ・公団「供給推進事業」 □大阪エッジレスハウス □住宅改造全額助成(江戸川区) □家賃助成開始(江戸川区) □長寿社会対応公共集合住宅設計指針(建設省) □住み替え家賃助成(東京都) □公営住宅設計標準高齢化対応(バリアフリー化)(手すり、スロープ等) □3.4階建公営住宅の高齢者等向けに必要なエレベーター設置費補助 □高齢者向け公共賃貸住宅制度(民間住宅借上) □有料老人ホーム・シルバーマーク制度へ	◆過疎地域活性化特別措置法(新過疎法、対象：1165市町村)振興から活性化へ、高齢者比率(60歳以上16%以上)と老年者比率(15~29歳16%以下)が指定要件に加わる。過疎高齢者生活福祉センターの創設(補助率1・2) ・広島県「空き家バンク事業」	・アメリカ障害者法(ADA)交通・公共建築等の改善) ・福祉法改正(在宅福祉の強化) ・神奈川県建築基準条例改正(福祉的対応を導入)
91(43)	□住み替え家賃助成(東京都) □公営住宅設計標準高齢化対応(バリアフリー化)(手すり、スロープ等) □3.4階建公営住宅の高齢者等向けに必要なエレベーター設置費補助 □高齢者向け公共賃貸住宅制度(民間住宅借上) □有料老人ホーム・シルバーマーク制度へ	■山村、過疎地域等の若者等定住促進事業の開始(防災・景観、文化施設等の整備促進)	・福祉の街づくり事業(建設省) ・横浜市、兵庫県建築基準条例改正(福祉的対応)
92	□奈良ニッセイエデンの園(ARC法第1号) ・ハートフルビル制度(建設業の低利融資) □金融公庫高齢者用「ヘルパースタッフ」等工事割増融資 □福祉借上型公共賃貸住宅制度(高齢者、障害者等の住宅確保に民間賃貸住宅を借り上げ家賃補助を実施)	・小規模デイサービスセンターD型(8人/日)の設置補助(1・2) □克雪住宅共同整備事業 ■農山漁村活性化定住圏創造事業開始	□第6期住宅建設5箇年計画(誘導居住水準を目指した対策、高齢化社会への対応) ・兵庫県、大阪府福祉のまちづくり条例 □東京都住宅宅地審議会(高齢者、障害者対策に関する答申都営住宅のバリアフリー化など) ・大阪府福祉のまちづくり条例 ・東京都建築基準条例改正(福祉的対応)
93	□「高齢者住宅財団」設立	◆離島振興法改正(生活環境整備、観光開発、医療(看護)の確保等)	

【凡例】□住宅対策 ■過疎農山村対策 ◆法制度 ・関連事項
(注1)指定地域：1991年4月1日現在28都道府県78地域165市町村
(注2)指定地域：1991年4月1日現在280市町村
(注3)指定地域：1991年4月1日現在2,104地域1,196市町村
(注4)「過疎地域集落等整備事業補助金及び過疎地総合センター建設事業費補助金交付要綱」国調で65歳以上10%以上
(注5)高齢山村型農林漁業生産システム活動促進事業、高齢山村型活動拠点施設整備事業、ふるさと交流推進事業等
(注6)公営住宅への高齢者単身入居世帯数、3,391世帯(1991)

■ 年表作成参考文献
・今井幸彦「日本の過疎地帯」岩波新書1968年
・高橋儀平「リアフリーデザイン・住宅の世界の動向」建築文化1981年11月号
・高橋儀平「老いを受け入れ老いを越える」建築文化1992年9月号
・住宅建設ハンドブック1992年版(社)日本住宅協会
・「雲雪地帯基礎調査・生活環境調査および対策事例調査」高齢化社会の到来に対応して1989年3月三井情報開発(株)総合研究所
・瀬川聡子、星野久「小規模老人施設の研究」(財)住宅総合研究財団
・「過疎対策の現状」90, 92年版 国土庁
・「地域統計要覧」1992年版 地域振興整備公団編 1992年3月
・沼野夏生「積雪過疎地域における高齢者向け冬期居住施設の動向」第5回雪工学シンポジウム, 1989, 1.
・小川裕子「北海道・単身者向け老人住宅、老人福祉院における入居者の概要と住み方の特徴」家政学研究 Vol.133, No.2 1987年3月
・東本吉郎「過疎再生の原点」日本経済評論社 1990年7月
・総務庁長官官房老人対策室編「長寿社会政策の動向と展望」1992年6月

3.2 過疎農山村地域と高齢化研究

これまでわが国における建築計画学研究の経験の中では、本研究のテーマである「過疎農山村の高齢者単独世帯」の居住環境を取り扱った研究実績は極めて限られている。しかしながら、他の学問分野では、すでに1970年代初頭から以下のような先駆的な調査研究活動も行われている。本節ではまず農村社会学研究分野からの主たる既往研究について、その論点を明らかにする。

碓井巧(1971)は、中国地方をケース・スタディとして「挙家離村(離村の一形態で、家族単位での離村または老親のみを残して離村する現象。集落単位の場合もある)」状況を報告、「過疎対策=老人問題」と規定している。碓井は、初期の挙家離村によって多数発生したと伝えられる「残された老人の自殺」について考察し、中国山地の過疎地に残る世帯主の年代(40~50歳代)からして、やがて過疎対策イコール老人問題であることを予測している(文7)。

(財)日本システム開発研究所(1981)は「農村地域の高齢化問題に関する調査-過疎地域における高齢化対策の先進事例調査」を行い、主として、地域政策的な視点から高齢化事例研究を進め、単身高齢者世帯の急増予測、虚弱老人対策としての広域的特別養護老人ホーム整備の必要性をまとめている。特に特別養護老人ホームについては、世帯構造の変化、すなわち若者の流出による老後の家族扶養に変わる生活の場としての位置づけが見られる。

これらの要因には、集落再編成事業による、生活圏の解体も影響しているものと思われる。さらにこの調査では「元気老人」対策としての「季節型老人ホーム」の提唱を行っているなど、本研究とも関連性の強い居住サービスのあり方を方向づけている。しかし、全体としては政策指針を示すにとどまっている(文8)。

安達生恒(1977)もまた以前から、進行する過疎化と「老人社会化」を指摘し、高齢者問題が「過疎のいちばん奥底に内蔵された」課題であり、「過疎地帯とは、老人社会化が特別に進行している地帯のことである」としている。とりわけ、65歳以上の高齢者率が15~16%では、高齢者単独世帯が極めて小数であるが、後期中年夫婦と70歳前後の組合せで、10年もすると「老人のみの世帯」が増加するとみた。そこで、過疎地帯の課題は「独居世帯」と「老人のみの世帯」の問題であると集約している(文9)。

さらに安達(1988)は、かつての挙家離村が、50戸から20戸への減少であったのに対し、現代のそれは、若者、中年が全くいなくなり、「集落機能」の崩壊、無人地帯化を意味するとしている(文10)。

また、四全総(1986)以後の課題として、都市高齢者の農山村地帯への逆流を予測し、

かつて経験したことのない新しい課題に直面すると考察している。

こうした都市から農山村への移動は、かつての流出層のみの生活構造に限定されるものであるかについて十分な研究は進められていないが、本研究の調査対象地域においても同様の移動を確認している。

過疎地域問題の解明と市町村への助言活動を展開している、(財)過疎地域問題調査会(1986)は、同調査会として初めて「過疎地域における高齢化の動向とその対応策に関する調査研究」に取り組んだ。過疎化、高齢化の進行する離島、豪雪山村、都市近郊農山村、さらに中間的な過疎農村を事例研究の対象として、過疎・高齢化構造の解明を行っている。この報告では「高齢者のみになっても、この地で少しでも暮らしていただけるための地域条件づくり」の研究視点で、「高齢の親世帯が地域にとどまり続けることが家産を維持し、離村した人々に根拠地意識を与え、定年後に生活の場を新たに求めようとする人々を迎えるきっかけになる」と結論づけ、そのための季節的共同生活施設の可能性を提言している(文11)。

以上のように、過疎農山村の課題を高齢化社会の視点から考察した既往文献は少ないが、これらはいずれも1960年代以後の急激な過疎化に対して、将来起こりうる社会変容の最大の課題として、「高齢者問題」を位置づけている。多くは現況施策との乖離、施策の遅延・空白を指摘した論文である。これらの文献によって地域事例としての偏りはあるものの、わが国における過疎農山村の現況について、おおよそ把握することができる。とりわけ、本研究との関連でいえば、(財)過疎地域問題調査会(1986)の研究で例示された都市近郊型過疎町村の研究成果、すなわち「大都市圏に属するがゆえに高齢化が著しい地域であり、それに固有の問題も多いのである。」(同報告書 101頁)との指摘に同意しておきたい(文12)。

(文7) 碓井巧:「日本列島農山村その現実 3」:西川大二郎・野口雄一郎

・奥田義雄編:勁草書房:1972年 3月25日:P.315~316

若者がいなくなり出稼ぎや挙家離村の中で、取り残されているのは老人である。出稼ぎの留守番をしていた老人が病死し、死後数日後に見発されたり、高血圧で体の不自由な老人が焼死するという痛ましい話が、中国山地で最近あった。……(略)

島根県の邑智郡下では41年中に61歳以上の老人10人が首つり自殺した。変死者を加えると18人にのぼった。(42年=変死者15人うち自殺8人、43年=13人(4人)、44年=15人(8人))同じ年の同郡下の交通事故の死者が3人。原因はいずれも病苦と厭世で、病気は中風と胃腸疾患が圧倒的に多い。10人のうち身寄りのない孤老は2人で、あとの8人は家族に囲まれ、生活程度も川本警察署の報告では「中流」という。家庭事情を調べた警察官の話では、『息子や

嫁が出稼ぎに出ようとしてもからだの不自由な親をそのままにはしておけない。医療費はかさむし、自分が生きていては、みんなの足手まといになってしまうという気持ちが強いです』と説明している。

こうした孤老問題だけでなく、中国山地の過疎地に残る世帯主の世代は40、50代が圧倒的に多い。経営基盤の拡大、後継者の確保という見通しがむつかしい以上、やがて過疎対策即老人問題という時代がくる。

- (文8) (財) 日本システム開発研究所：「農村地域の高齢化問題に関する調査—過疎地域における高齢化対策の先進事例調査」：1981年 3月：P. 65～66

特別養護老人ホームへの入所者の増加は、核家族化の弊害による親子関係の変化や共働きの若夫婦の増加などの影響が原因として考えられる。また、過疎地域の特殊な事情として、子供が広島や大阪などの都市に出ているために、身体が不自由になると施設に入らざるをえない老人も多い。現在、桃源の家老人ホームの特別養護入所者70名のうち約半数は、そのような立場の老人である。

かつての老人ホームには、姥捨山的な印象があったが、石貝町でも、数年前までは老人ホームを怪評するような住民の意識が存在し、高齢者を老人ホームに入れた家族は、負目を感じるような雰囲気があった。しかし、若者の流出により子供が都市に就職し、子供と別居している親が増え、現在では壮年層以上の人の多くが、将来は老人ホームへ入ってもよいという気持ちを抱いている。もちろん、彼らの正直な希望は、子供との同居であるが、身体が不自由になったら入所してもよいと思わせるような老人ホームの存在が明らかにこのような住民の老人ホーム志向を高めている原因の1つとなっていると思われる。現在の段階で老人ホームの是非を問うことはできないが、過疎地域におけるこのような住民の老人ホーム志向は、今後の老人福祉に1つの複雑な問題を投げかけているように思われる。

- (文9) 安達生恒：ジュリスト創刊総合特集No. 6 「現代の家族」：有斐閣：1977年 4月：P. 168～169

過疎地帯とは老人社会化が特別に進行している地帯のことである。

現在、過疎地帯といわれるところでは、65歳以上の高齢者の比率はだいたい15%以上とみてよいといったが、高齢者比率15～16%の町村では「老人のみの世帯」、あるいは「独居老人世帯」というものはまだきわめて少数である。50歳前後の後期中年夫婦と70歳前後の老人の組合せという二世帯家族、あるいは60歳前後の一世帯家族が圧倒的に多い。前者はもう10年もすれば老人である親たちが死亡して、みずからも60歳前後の一世帯家族になり、また後者は10年後には「老人のみの世帯」になってしまう。そうした状態がもう目の前にきているという意味で、過疎地帯の老人問題が社会問題化されているのだと思う。したがって、問題は形のうえでまず二つに分かれる。一つは少数ではあるが、「老人のみの世帯」と「独居老人世帯」の問題であり、二つはもう10年もすれば「老人世帯」になるであろう世帯の問題である。

- (文10) 安達生恒：明日の福祉⑦ 都市と農村の福祉 「第4部 農山村の福祉問題」：福武直、一番々瀬康子 編著：中央法規出版：1988年 3月15日：P. 74～96

- (文11) (財) 過疎地域問題調査会：「過疎地域問題調査報告書—過疎地域における高齢化の動向とその対応策に関する調査研究—」：1986年 3月：P. 161～162
あらゆる高齢者対策の基本に「高齢者のみになっても、この地で少しでも長くつづけていけるための地域条件づくり」といった視点が必要である。そこには、従来の同居によって、扶養も介護も精神的ケアも全て解決されてしまった高齢者の生活のあり方をよしとする考え方から、地域における高齢者の生活のあり方、子世帯との新しい関係のあり方への転換を求める考え方も含まれる。また、現在あるさまざまな福祉サービスも、高齢者の現状の生活を守るという意味からは包含される。しかし、個別の福祉サービスをもっと積極的に、現在暮らしている地域内での生活を守るという共通目的のもとに関連づけていくことが必要であろう。

高齢の親世帯が地域にとどまり続けることが、家産を維持し、離村した人々に根拠地意識を与え、定年後に生活の場を新たに求めようとする人々を迎えるきっかけとなるといえる。逆に親世帯が離村してしまった場合には、地域とのつながりはほとんど断ち切られるともいえる。

- (文12) (財) 過疎地域問題調査会：前掲書：P. 128～129

(7) 京都府大江町と群馬県南牧村は都市周辺の過疎地域として共通の特徴をもつ。人口減少率は今回の調査市町村のなかでは小さいにもかかわらず、老年人口比率は必ずしもそうではない。むしろ京都府大江町は高い。ここから人口減少と高齢化の間には、例えば減少地域に高齢者が多いという一義的な関係を想定するのは正しくないと言えよう。都市周辺の過疎町村に固有の高齢者問題がある。

『(イ)省略』

(8) 空間的にみれば大江町内には都市的地域と廃村が予想される地域という極端な地域差がある。それは過疎の中に都市的な土地利用をいかに進めるかという問題を提示する。それはUターン青年をひきつける核という意味ばかりでない。高齢者にとっては、辺地地域から中心地域に出てくる高齢者や中心地域に住む一人ぐらしの高齢者、これらの高齢者にも生活しやすい魅力あるものでなければならない。

(イ) 南牧村は大江町よりも中心と辺地の地域差は少ない。南牧村内には都市的な核というべきものがなく、村外の都市に一樣にひきつけられている。このため高齢者は村内の自宅に居住するか、福祉施設を利用するために村外に出るか、選択しなければならない。村内の中心地に両者の中間的な性格をもつ施設を希望する人が多い。

(ウ) 大江村の高齢者の生活は居住地によってかなり異なっていた。中心地域には独居老人が多い。後継者は転出したが高齢者が一人で生活できるだけの条件には恵まれている。そのまわりに中間地域がある。農地は他に比べて大きく、高齢の就農者が多い。農業の産地化はあまり望めないが、機

械化と省力化が高齢者の就農を支えている。さらに辺地地域になると高齢者夫婦の世帯が多い。夫婦でならば生活できる。後継者はすでに大江町の中心地域や町外に住み、高齢者夫婦の一方が欠けた時にはいつでもそこに同居できる。それまでは山林の手入れなどをして財をたくわえ、また後継者の負担にならないように、高齢者夫婦で生活する。

(カ) 南牧村の高齢者の生活には居住地による差がむしろ小さい。そこで高齢者の生活をさまざまな集団と活動の接点において検討してみる。高齢者の集団である老人クラブ、寝たきりなど的高齢者の世話をする民生委員や家庭奉仕員、高齢者を対象とする社会教育、婦人のボランティア活動、群馬県の高齢者ユートピア作りなどである。これらの集団と活動の連関が全体として高齢者の生活を地域社会で支えるという構造を示す。

3.3 過疎農山村地域を対象とした高齢者の居住環境研究

高齢者の居住環境研究では、すでに多くの研究報告が行われており(文13)、都市部を中心に実践的研究課題に移行しつつあると言ってよい。また過疎問題を、過疎・過密という同時に派生した問題認識を前提とするならば、都心における空洞化現象もすなわち主要な過疎化問題といえるものであり、人口の流動化それに伴う住居、居住施設の課題が指摘されているところである。これら、都心地区の過疎化、空洞化あるいは居住の活性化方策に関しては、地域高齢者住宅計画(中央区 1991、千代田区 1991)や、港区(1991)のシルバーハウジング事業計画等にみられる高齢者居住支援プログラムが立案され具体の段階にも到達している(文14)。

しかしながら、過疎化と高齢化の先進地域である農山村の高齢者を対象とした研究事例は極めて限られている。

山田晴義(1982)は、山形県内2農村を事例に、高齢者の生活特性と文化・スポーツ活動の考察を行った(文15)。

森川稔(1984、1985)は、農山村転出後継者の帰還意向という興味ある調査を行い、今後の農山村整備の方向を示した(文16)。

日本建築学会農村計画委員会では1988年「農山村地域における高齢者の生活環境・施設整備について」の研究活動の一環として「過疎市町村における高齢化問題と地域・地域施設の整備に関する調査」を実施、その成果を1990年度「農村計画委員会春季学術研究会」及び、91年度92年度の建築学会秋季大会で報告している(文17)。これら一連の研究は当該委員会として高齢化問題に対峙した初めての試みであり、今後の成果が期待される。

これまでの研究成果をみると、過疎市町村における全国的な高齢化の動態をベースに地域振興がどのように進められているか、その特色ある施策の考察、高齢者関連活動に利用される地域施設を中心とした生活環境整備の現況をマクロ的に考察している。本研究とは、第二部「過疎地域における居住サービスと福祉サービスの連携モデル」で、地域施設の計画事例の動向と関連している。

前掲「過疎地域における高齢化の動向とその対応策に関する調査研究」(1986)では、過疎地域における高齢者居住の方策として「季節的共同生活施設」の提案が行われている(文18)。この季節型居住施設については、豪雪山間部で古くから伝統居住形態として知られているが、小川裕子(1984、1986)(文19)も単身高齢者世帯向住宅の自治体単独施策の一つとして、事例紹介を行っている。

その後、小川の研究を継続するような視点で、沼野夏生(1989)らは「季節的二拠点

居住(夏山冬里)」の先進事例研究を進め、豪雪地で進行しつつある「福祉アパート」や「小規模老人ホーム」の評価を行い、過疎地域における短期的及び長期的対策方針を明らかにした(文20)。

沼野らの研究では、「季節的二拠点居住」を「克雪住宅」として位置づけ、居住移動による生活の継続性を図りつつも、過疎化に歯止めをかける長期的視点からの対策を検討課題としている(文21)。しかし、この居住形態についても、立地条件や施設水準による差異を認めており、不安定な生活からの脱却を目指した「必要なケアの段階に応じた複合機能を持つ狭域的な福祉拠点の形成」を提案している(文22)。

本研究では、基本的にこうした課題解消を前提として、政策的に実現した「高齢者生活福祉センター」を検証している。

農山部における地域施設研究については、寛和夫(1986)らの複合化施設の実態研究がある。この研究は東北地方の市町村を対象にコミュニティ施設の整備実態と、地域特性に応じた複合化施設の計画条件を明らかにした(文23)。

- (文13) 高阪謙次：「高齢者の住宅計画に関する研究」(学位論文)：1990年
高阪は、農漁村における単身高齢者の住み方調査を実施し、住戸計画上の諸見を述べている。農漁村の住戸を高齢化の視点から述べた数少ない研究である。
- (文14) 川崎直宏：「住宅行政計画の実践的研究」(学位論文)：1992年
- (文15) 山田晴義：「農村地域老人の生活上の諸条件と文化・スポーツ・レクリエーション活動量との関連」農村の文化・スポーツ・レクリエーション活動のあり方に関する基礎的研究：日本建築学会論文報告集：1982年11月
- (文16) 森川稔：「農山村転出後継者の帰還意向に関する分析」：日本建築学会論文報告集：1984年5月
森川稔：「農山村における帰還者および新来者に関する分析」：日本建築学会論文報告集：1984年7月
- (文17) 日本建築学会、農村計画委員会、地域施設委員会：農村計画委員会春季学術研究報告：1990年6月
日本建築学会大会学術講演 1991年9、1992年8：『過疎市町村における高齢化の問題と地域・地域施設の整備に関する研究』、その1「高齢化の状況と地域の変貌及び地域振興施策」、その2「高齢者関連施設の整備状況と今後の動向」、その3「集落人口の高齢化と高齢者対策事業の実態について」、その4「高齢者関連活動に活用される地域施設の実態について」、その5「地域の活性化施策と高齢者の役割」
日本建築学会、高齢社会環境整備委員会、農村計画委員会：「過疎市町村における高齢問題と地域施設及び地域対策の現状」1992年10月

(文18) (財)過疎地域問題調査会：前掲書：P.161～162

その施設が多目的で日頃、自立している高齢者に開放されているものであれば、より一層望ましい、施設利用に対する抵抗感をなくすことによって、自立している高齢者が日頃抱いている不安感を除くことができるからである。

ここでは施設といっても、従来の老人福祉施設とはやや趣の異なるものを提案したい。冬期のみ共同生活施設である。できれば数集落、あるいは旧村の範囲で冬期は数人が共同生活を営むことができればこれらの不安は解消され、離村せずにすむ人々もかなりになる。

(文19) 小川裕子他：「老人世帯向け住宅施策の現状と今後の方向」：住宅：1984年9～10月

小川裕子：「過疎・豪雪地における自治体単独施策としての老人世帯向け住宅の実態」：住宅：1986年2月、日本建築学会大会学術講演：1986年10月

(文20) 三井情報開発株式会社 総合研究所：「豪雪地帯基礎調査 - 生活環境調査及び対策事例調査 -」：1989年3月

(文21) 三井情報開発株式会社 総合研究所：前掲書：P.165～170

②広島県「小規模老人ホーム」及び新潟県「福祉アパート」

ともに季節的二拠点居住を図る対策である。しかし、実態としてはどの施設においても入居者が多い訳ではなく、広島県においては通年入居者が多い等、本来目的としていた季節的二拠点居住がうまく実現してはいない。ヒアリングを実施した広島県戸河内町は、県制度としては「小規模老人ホーム」が過疎対策に位置づけが変化してきている中で、季節的二拠点居住にこだわっている地域である。

季節的二拠点居住に成功条件としては次のものと指摘することができる。

a) 立地条件の良さ(施設利用促進のプル要因として)

二拠点居住を実現する居住施設は、地域の中心部に位置し、日常生活の利便性、安全性、快適性が十分に確保されることが望ましい。特に、高齢者にとっては、医療環境が重要であり、施設周辺に病院が立地していることが重要なプル・ファクターとなる。

b) 施設整備の良さ(施設利用促進のプル要因として)

新潟県で実施している「冬期シルバーアットホーム事業」は、既存の公共的施設を高齢者の冬期居住施設として改善するもので、この事業はその実現経費のやすさにおいて評価されるが、一方で施設が安請負であるために高齢者に避けられているといった側面も否めない。二拠点居住施設に高齢者を引き寄せるためには、それだけ魅力ある施設を整備する必要がある。

c) 行政対応の緻密さ(施設利用促進のプル要因として)

広島県戸河内町では行政が福祉電話や家庭奉仕員の訪問によって、高齢者の状況を把握し、入居することが望ましい高齢者に対して、積極的に入居を勧めている。こうした行政の緻密な対応こそが、季節的二拠点居住の理想的な実現形態であり、成功の条件でもある。「冬期シルバーアットホーム事業」の施設整備を行った新潟県下の3市町村でも、今後は広報活動等を積極的に行っていくとのことであるが、毎年毎年、その冬の入居を募るためには、高

高齢者への対応を地道に積み重ねていくことが重要である。

d) 入居中の自宅の安全確保（施設利用促進のプッシュ要因として）

広島県戸河内町では雪が少ないこともあって冬期間の屋根雪おろしの不安が少ないとのことである。これに対し、積雪の多い新潟県津南町では、高齢者が家を離れたがらない理由は、世間体といった問題もあるが、自宅に積もった雪や家に残した仏壇が気がかりだということである。もう一つの生活拠点の実現のために元々の生活拠点を離れても支障がないように、とくに豪雪地帯においては元々の生活拠点の雪処理の不安を取り除いてやる必要がある。

(文22) 沼野夏生：「農山村に住みつづける」1990年版住宅白書：ドメス出版
：P.156～160

季節居住施設の問題点と今後の課題
新潟県の事例を参考にこの点を考えてみると、第一に施設水準や立地点の条件が必ずしもよいとはいえないことがあげられる。これは既存施設の利用という制約によるところが大きい。このため、入居者の日常生活に心身両面での圧迫が生じたり、外出行動の便に問題がみられる例もある。また行政側は火気の管理や急病時等の防災上の不安が拭えないでいるが、この点は夜間の管理人がいないなど、マンパワーの手薄さとも関連している。

第二に、留守宅の維持管理の問題が大きい。高齢者世帯の住宅の多くは老朽化が進み、とくに雪の多い地域では冬期間放置しておくことは不可能である。家の補強に金をかけたたり、雪下ろしに何回も出かけた入居者もいる。新潟県の事例の多くは、施設入居者に限り空き家でも除雪費補助の対象としている津南町をはじめ、留守宅の屋根雪処理の援助を提供しているが、それでも家を空けたことによる傷みは避けられず、それを苦にして再び自宅での生活に戻る例もみられる。

ほかにも二重出費の経済的負担や入居中の孤独感、生きがいの喪失感などの問題があり、これらの点が、入居希望者が予想外に少ないという事態の一因になっていることは否めない。

(文23) 寛和夫他：「地域特性における複合化に関する調査研究」：日本建築学会大会学術講演：1986年10月

一方、林玉子（1988）らは、具体の事業に結実させる方向で、長野県大鹿村で策定された地域高齢者住宅計画の基礎研究として、高齢者の住生活に関する諸特性を把握するために老人クラブ会員と全世帯の実態調査を実施した（文24）。ここで、過疎地域では、高齢者の持家居住が都市部に比較して格段に高いこと、後期高齢者層が多い割に就業率が高いが、日常生活圏域についてはその制約があることを指摘している。

沢田峰治（1988）らもまた、島根県平田市での地域高齢者住宅計画の立案を行い、農漁村における高齢者住宅計画の方針を示した（文25）。

米盛和之（1988）は、過疎化の進む高齢化農村の医療福祉サービスの体系整備を目的

として、住民調査を実施した。農家人口の減少に対応し、かつ、経済的視点から荒唐農地を活用した信託型有料医療サービスの方策を考案している（文26）。

智和邦彦（1988）は、高齢化の進む農山村における離村家庭を家と親族のつながりの中で考察し、出稼ぎの経験による離村への抵抗感の減少を指摘している（文27）。

高橋隆博（1992）らは、農山村における一連の研究の中で、要援護老人に対するサービス体系の構築について同居家族との関係で論じている（文28）。

以上のように、過疎地域における高齢者の居住環境については、その様相が次第に明らかになってきてはいるが、地域の高齢化とそこで住みつづけてきた高齢者の居住変容について、その実態的解明が十分ではない。それは都市部における高齢者の居住変容研究が進行していることに対してであるが（文29）、本研究ではその経験を踏まえ、過疎農山村という人口の流出側で、取り残され、高齢化を迎えた人々の生活変容について明らかにしている。

また、過疎農山村における新たな居住モデル導入の手がかりとして有効と思われる小規模住居の評価についても、一定の事例成果を蓄積しながらも、全国的な資料分析が進んでおらず、その態様、今後の施設計画的展開を含めて、本研究の特徴に位置づけられる。以下、本研究の目指すゾーンを図示する。

<p>【住宅研究】</p> <p>地域高齢者住宅計画 農山村居住 高齢者の居住実態 農山村住まい方変遷 二世帯三世帯住宅研究 集住とケア</p>	<p>【地域計画研究】</p> <p>福祉のまちづくり研究 過疎の活性化 農山村の高齢化 福祉・保健・医療と住居 克雪研究</p>
<p>住宅改造と維持管理 高齢者の居住環境改善 障害部位と住宅設備 【設計指針研究】</p>	<p>高齢者居住施設研究 小規模住居計画 地域施設の連携 施設居住=特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス【地域施設研究】</p>

図序-2 本研究が目指す位置

- (文24) 林玉子：「過疎地域の高齢者住宅計画に関する研究（1）－過疎地域高齢者の居住に関連する諸特性－：日本建築学会大会学術講演：1988年10月
鈴木晃：「過疎地域の高齢者住宅計画に関する研究（2）－過疎地域における高齢者住宅のニーズに関する予備的検討－」：日本建築学会大会学術講演：1988年10月
- (文25) 沢田峰治他：「地域高齢者住宅計画に関する研究」（1）～（3）：日本建築学会大会学術講演：1988年10月
- (文26) 宮脇浩一：「農地信託制度を利用した高齢化農村の医療福祉サービス体系整備に関する研究 その1．研究の目的と方法」：日本建築学会大会学術講演：1988年10月
米盛和之：「農地信託制度を利用した高齢化農村の医療福祉サービス体系整備に関する研究 その2．医療福祉サービスへの要求」：日本建築学会大会学術講演：1988年10月
永田太基：「農地信託制度を利用した高齢化農村の医療福祉サービス体系整備に関する研究 その3．医療福祉サービスへの金銭的意識」：日本建築学会大会学術講演：1988年10月
- (文27) 智和邦彦：「農山村における居住環境に関する研究」：日本建築学会大会学術講演：1991年 9月
- (文28) 高橋隆博、山田春義：「要援護老人の在宅サービスに関する研究」：日本建築学会大会学術講演：1992年
- (文29) 主として都市における高齢者の居住変容を含む研究については
高橋儀平他：「公団賃貸住宅居住者の住まい方の変容過程に関する研究」：日本建築学会関東支部報告：1984年他（その1～その9の一連の研究）
松本暢子：「既成市街地における高齢者の地域の実態と居住類型に関する研究」（学位論文）：1986年
在塚礼子：「老人アパートの経年変化と老人の住要求」高齢者向サービス付き住宅：日本建築学会秋季大会建築計画部門、研究協議会資料：1987年

4 論文構成

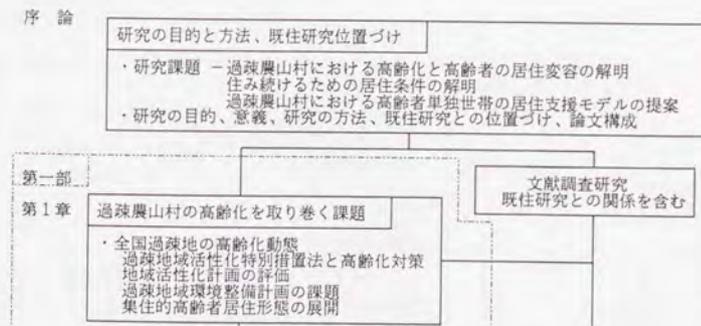
本論文は、主として3つの研究課題に従って、大きく3部構成とした。序論を加え、全11章からなる。

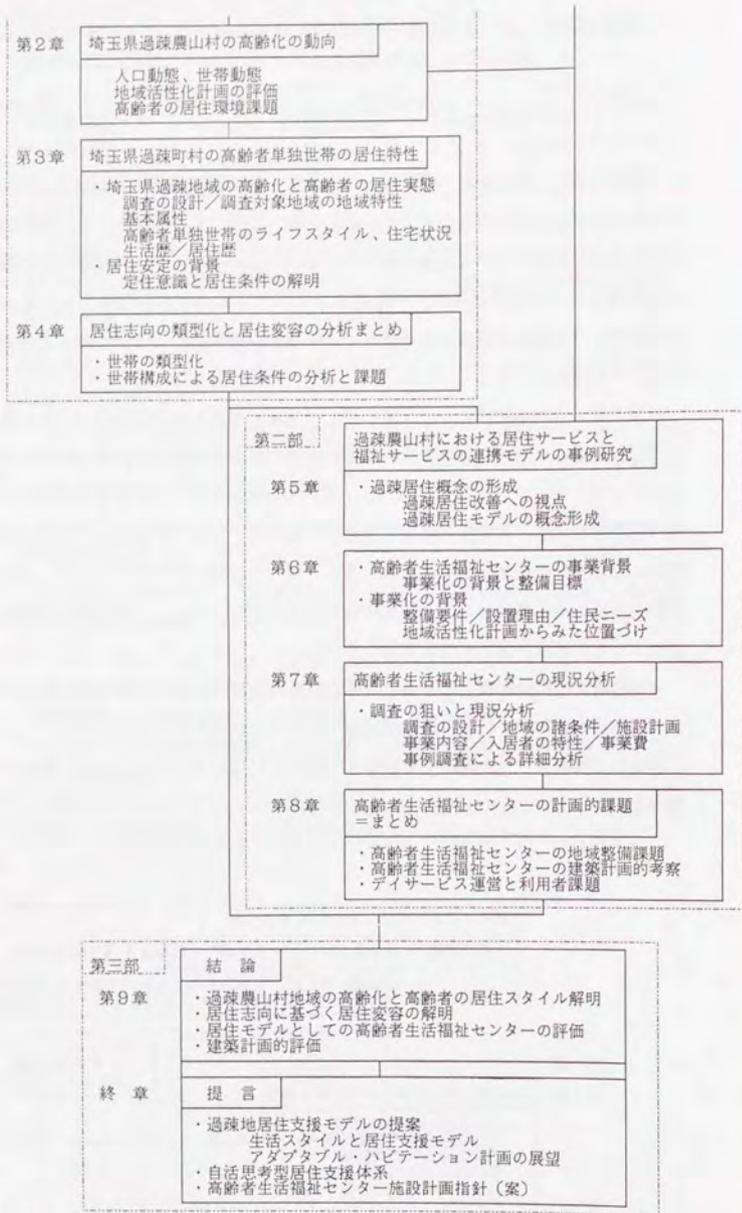
「序論」では、研究課題、研究の目的と方法、さらに既往研究との関連を明らかにし、これらから本研究の目標を論述している。「第一部」は4章構成とし、「第1章」で全国的な過疎化動向について本論に関する主要側面の分析を行い、「第2章」では、調査対象地域とした埼玉県過疎町村の動向を主として文献調査から考察している。次いで「第3章」では高齢者実態調査に基づいた課題の検証を行い、「第4章」で調査結果を総括している。

「第二部」は4章構成とし、「第一部」で把握した高齢者単独世帯の居住展開の方策を検証し、居住モデルを立案する方法として、高齢者生活福祉センターを事例対象とした研究を進めた。まず、「第5章」で、第一部の結論及びこれまでの過疎住居の整理から「過疎住居概念」を仮設的にまとめた。「第6章」では、生活福祉センターの制度的背景・全体概要を整理し、生活福祉センター研究の位置づけを行っている。次いで「第7章」では、生活福祉センターの実態調査による分析を行い、「第8章」で調査結果を総括し、その建築計画的評価を展開している。

「第3部」は結論と提言である。「第9章」結論では、過疎高齢者の生活像を明らかにし、過疎居住モデルとしての生活福祉センターの評価を行った。

最後に「終章」で、過疎居住支援のあり方について提言を導いている。以下に本論文構成を図示する。





図序-5 論文構成

第一部

過疎地域で生活する高齢者単独世帯 の居住特性と居住条件

＝埼玉県過疎5町村の高齢者単独世帯の居住特性＝

第1章 過疎農山村の高齢化を取り巻く現況と課題

1 過疎農山村地域の高齢化の動向

1.1 過疎化と高齢化

わが国における現代の過疎化問題は、1960年代の高度経済成長とともに出現したと伝えられる。だが歴史的にみれば明治以降の都市化、産業構造の変容、教育制度の改革がそれらの根底にあったといっていよう。

とりわけ戦後のそれは混乱期の所産であったともいえる。その意味において60年代以降の新たな都市化、人口の大都市への集中はいわば必然的な流れであったといえる。

過疎化の動きは、中国地方の山村から急激に進行しているが、1965年人口問題研究所の黒田俊夫の解析によって作成された人口減少マップ図(図1-8)はそのことを端的に示したものであり、中国地方を中心とした人口の減少が、如実に描かれている。しかし、中国地方の過疎化は産業基盤の変容による人口流出のみならず自然災害にも密接に関連した「挙家離農」ないし「挙家離村」であった。例えばこの間の経緯について碓井巧(1972)は、

「『過疎』の問題を一応、人口流出の側面だけからみても中国地方の流出は目立っている。昭和45年4月に施行された『過疎地域対策緊急措置法』の対象になる市町村は、①35年から40年まで5年間の人口減少率が10%以上、41年から3年間の財政の指数の平均値が40%未満――が条件になっているが、中国地方は358市町村のうち137市町村が該当する。全体の38%だ。全国平均の23.5%、出稼ぎの多い東北の18%、北海道の32%に比べても多く、ブロック単位では全国でもっとも高い比率である。しかも東日本の人口流出が人数減であるのに対し、中国地方は『家』単位の戸数減――挙家離村型であるのが特徴だ。

該当市町村を県別にみると、広島県の47市町村(全体の43%)をトップに島根36(6%)岡山34(36.2%)山口24(42.9%)鳥取6(15%)で広島、島根両県が特に多く、これらの町村のほとんどが中国山地の農山村である。」(文1)

中国地方のこうした人口動態は図1-1に象徴的に現れている。

碓井はまた過疎化によって取り残された新世代＝「老人」の問題をいち早く指摘し、中国地方の山村に「老人の自殺者」が多いことを報告している。

安達生恒(1977)もまた、過疎化がおくれてスタートした東北、長野、新潟県を事例に、過疎地域緊急対策措置法による生活環境基盤の改善を評価しながらも「中心部と辺地集落との生活環境落差」の拡大を指摘、過疎対策を実施する市町村の地域再編の困難性を述べている。とりわけ若者が居なくなった段階での「独居老人」の援助機能を問題視していた。

若年者層の流出、人口の減少、核家族化の長期にわたる進行によって、地域の中に新たに発生したのが、取り残された高齢者の生活扶養、地域社会の維持機能の低下問題であった。

図1-2には3大都市圏を含む人口増減率の推移を示しているが、人口減少は1965~1970年のピークを境に次第に鈍化し、1980~1985年には一端過疎化の進行に歯止めがかけられたかのようにみえた。しかし1990年の国勢調査では再び人口減少率が増加に転じ、とどまった人口の高齢化が進み始めたのである。結果的に若者の流出が少産化と高齢化を促進し、ついに1990年の国勢調査では、高齢者比率と年少者(0~14歳)比率が逆転するようになった(図1-3、表1-4)。1960年と1990年の国勢調査データを元にした人口ピラミッドの比較(図1-5、6)がその変化を物語っている。

尚、旧過疎対策法から新過疎法に至る市町村数の推移を表1-1、図1-7に示しているが、1970年当初公示の776市町村から20年を経て、約1.5倍1165市町村に達している。図1-8に示したように中国地方を主体とした過疎地域が次第に北上し、この間の過疎地域の動向が特徴的に把握されている。

(文1) 日本列島農山漁村その現実3: 西川大二郎・野口雄一郎・奥田義雄編、勁草書房1972年P. 307~308)

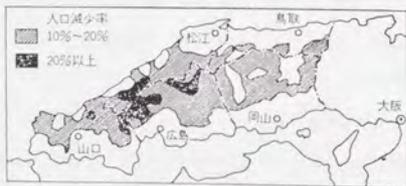


図1-1 中国地方の人口動態(1960-65)

出典: 碓井巧「過疎と挙家離村」『農山漁村』その現実 勁草書房1972

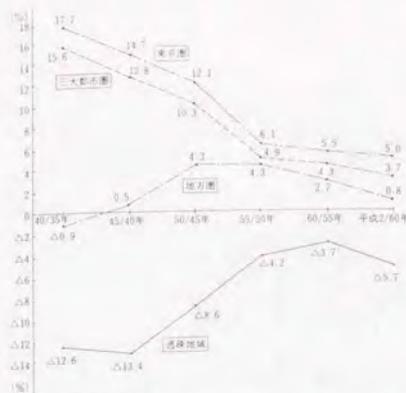


図1-2 過疎地域、3大都市圏、地方圏の人口増減率の推移

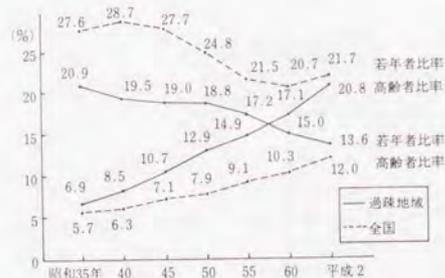


図1-3 高齢者比率及び若年者比率の推移

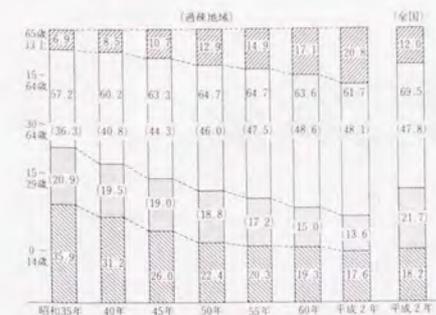


図1-4 年齢階層別人口構成比の推移

(出典) 図1-2~7は1991年版「過疎対策の現況」より

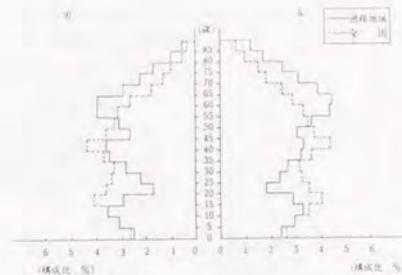


図1-5 全国過疎地域の人口構成

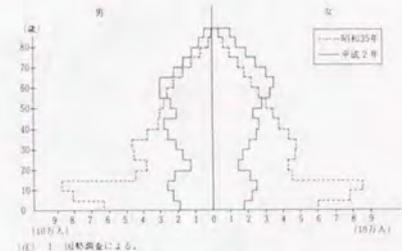


図1-6 過疎地域の人口構成

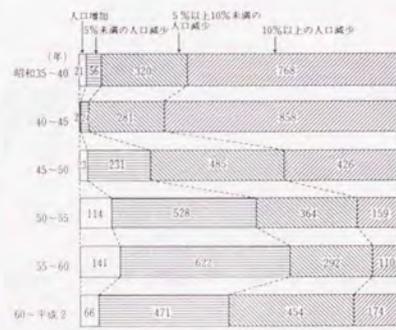


図1-7 人口増減率からみた過疎地域市町村数の推移

表1-1 過疎地域対策緊急処置法に基づく

過疎地域市町村数の移動状況

	過疎地域市町村数	異動事由	
		増減	事由
1970. 5. 1	776	776	当初公示
1970. 9. 28	775	△1	合併
1971. 3. 31	775		"
1971. 4. 1	775		"
1971. 4. 30	1,049	274	追加公示
1971. 5. 1	1,048	△1	合併
1972. 4. 1	1,048		"
1972. 4. 22	1,047	△1	"
1973. 3. 31	1,048	1	追加公示
1973. 3. 31	1,047	△1	合併
1973. 10. 22	1,046	△1	"
1974. 4. 1	1,046		"
1975. 2. 1	1,045	△1	合併
1975. 3. 28	1,045		"
1975. 4. 1	1,044	△1	期限切れ
1976. 4. 1	1,042	△2	合併
1976. 4. 15	1,093	51	追加公示
1980. 4. 1	1,119		当初公示
1981. 4. 1	1,151	32	追加公示
1986. 4. 1	1,158	7	"
1987. 4. 1	1,157	△1	合併
1989. 4. 1	1,143		当初公示
1990. 4. 1	1,166	23	追加公示
1991. 4. 1	1,165	△1	合併

(出典) 1987年版, 1992年版過疎対策の現況より作成

厚生省人口問題研究所 黒田俊夫(1965)
によって自然人口減並びに減少直前
(増加率0.5%) 地方の分布が示された



(出典) 「日本の過疎地帯」：今井幸彦編著：岩波新書(1968)

過疎地域緊急対策措置法(1970)
で指定された市町村
当初指定775団体

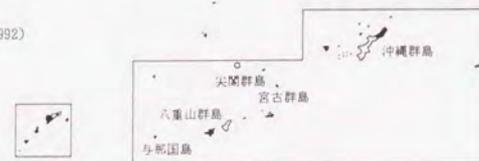


(出典) 「農山漁村」その現実：日本列島3(1972)

過疎地域活性化特別措置法(1990)
で指定された市町村
当初指定1165団体



(出典) 過疎対策の現況(1992)



(注) 黒地は過疎地域市町村を示す。

図1-8 過疎地域に指定された市町村の分布

1. 2 世帯と高齢者単独世帯の推移

(1) 世帯数の推移

過疎地域の世帯動向をみると1985～1990年にかけての減少率は1.7%であり、微増であった1975～1980年(1.7%)、再び減少化がみられた1980～1985年

(減少率 0.2%) に比して減少化の傾向にある。世帯数からもここ10年間の過疎化傾向が再び強まりつつあることを示している(表1-2)。地域的には、北海道地区で全国平均を3.7ポイント上回る減少率を示している。

また1世帯当たりの世帯員数は3.24人で減少化の傾向にはあるが、全国平均(3.01人)よりは高めであり、都市と異なり世帯員数がある程度確保され、総体としては子世帯等との同居が依然として続いている。地域的な傾向では、東北・北陸地区で3.50人を超えている(表1-3)。こうした地域の動態は厚生省によって毎年発表される高齢者の在宅死の割合、すなわち自宅で高齢者の終末ケアを行える家族員数とも関連しているとみられる。

表1-2 過疎地域のブロック別世帯数

区 分	世 帯 数		増減率	同期間における人口増減率	
	昭和60年	平成2年			
過疎地域	北海道	342,471	323,956	△5.4	△9.8
	東北	401,648	399,959	△0.4	△4.6
	関東	156,736	156,221	△0.3	△4.1
	東海	89,132	87,583	△1.7	△5.6
	北陸	37,520	36,971	△1.5	△6.3
	近畿	107,240	105,433	△1.7	△5.3
	中国	285,999	282,113	△1.4	△5.1
	四国	200,783	197,616	△1.6	△6.5
	九州	749,035	739,433	△1.3	△5.0
	沖縄	26,214	26,485	1.0	△3.5
計	2,396,778	2,355,770	△1.7	△5.7	
全 国	38,133,297	41,035,777	7.6	2.1	

(注) 1 国勢調査による。
2 世帯数は総世帯である。

表1-3 過疎地域のブロック別1世帯当たり世帯員数

区 分	1世帯当たり世帯員数		増 減 率	
	昭和60年	平成2年		
過疎地域	北海道	3.11	2.96	△4.8
	東北	3.97	3.80	△4.3
	関東	3.56	3.43	△3.7
	東海	3.46	3.32	△4.0
	北陸	3.68	3.50	△4.9
	近畿	3.40	3.28	△3.5
	中国	3.31	3.18	△3.9
	四国	3.17	3.01	△5.0
	九州	3.19	3.07	△3.8
	沖縄	3.20	3.06	△4.4
計	3.37	3.24	△3.9	
全 国	3.17	3.01	△5.0	

(注) 1 国勢調査による。

(2) 高齢者単独世帯の推移

一方単独世帯の推移では単身高齢者世帯が急増、全世帯に対する割合ではほぼ全国平均の2倍に当たる。1985～1990年の高齢者単独世帯の伸びをみると、単身世帯で1.7ポイント、夫婦世帯で2.1ポイント(1985/1990)の増加であったが、全国平均では単身世帯、夫婦世帯とも0.9ポイントの伸びであった。

以上のことから、過疎地域の現状では一方で全国平均を上回る一定の世帯員数を確保しているものの、単独世帯化の動向では、より急速に増加していることが理解できる(表1-4)。

(出典) 表1-2～4、図1-2～1-4、1-5、1-6は1987年版、1991年版「過疎対策の現況」国土庁より

表1-4 高齢者単独世帯の推移

区 分		1985年	1990年
		1人暮らしの高齢者世帯 a (千世帯)	145
過疎地域	高齢者夫婦世帯 b (千世帯)	108	159
	全世帯 c (千世帯)	2,332	2,356
	a/c (%)	6.2	7.9
	b/c (%)	4.6	6.7
全 国	1人暮らしの高齢者世帯 a (千世帯)	1,181	1,623
	高齢者夫婦世帯 b (千世帯)	910	1,369
	全世帯 c (千世帯)	38,133	41,036
	a/c (%)	3.1	4.0
b/c (%)	2.4	3.3	

注: 1 国勢調査による

(出典) 表1-2～4は1989年、1991年版過疎対策の現況より

2 過疎農山村地域の高齢化対策の動向

2. 1 過疎対策の動向と主な高齢化対策

既に序章「居住環境対策の流れ」の中で述べてきたように今日の過疎農山村にかかわる法制度としては、主として(1) 離島振興法、(2) 豪雪地帯対策特別措置法、(3) 山村振興法そして、(4) 新過疎法があげられる。いずれの法制度も地域政策の立案、具体的には、地域・地区における、総合的な生活環境整備の計画立案、各種事業を実施する上できわめて重要である。これらの法制度の概要及び地域・地区の指定状況については表1-5~10にまとめた。

これらの指定地域・地区では、2種類以上の法制度により指定されているところも多く、事業をより進めやすくなっている。

新過疎法では、過疎対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、都道府県及び市町村は地域活性化対策の基本計画を立案することが義務づけられている(図1-9)。都道府県は市町村が定める際の策定指針として過疎地域活性化方針(大綱)を策定する。現実的な対応としては、都道府県計画①を策定し、市町村計画に対して、産業の振興、道路計画、医療対策など広域的側面からサポートする役割を担っている。市町村は地域の特性を生かしながら②市町村計画の骨子の項目による「地域活性化計画」を立案することとしている。これらの計画は新過疎法10年間の内、前期1995年まで、後期2000年までに分けて策定する。

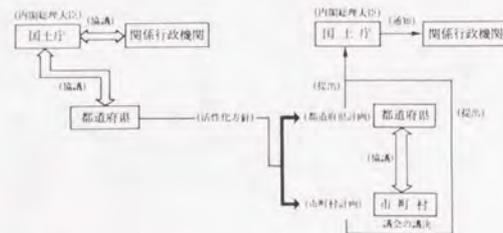


図1-9 活性化方針のしくみ(出典)前掲「新過疎対策ハンドブック」26頁

- ①都道府県計画の骨子
 - a. 基本的な事項
 - b. 産業の振興
 - c. 交通通信体系の整備
 - ①基幹的な市町村道等の整備(法第14条の規定に基づくもの)
 - ②都道府県道等の整備
 - ③交通確保対策
 - ④その他
 - d. 生活環境の整備
 - e. 高齢者の福祉その他の福祉の増進
 - f. 医療の確保
 - ①無医地区対策(法第15条の規定に基づくもの)
 - ②その他
 - g. 教育文化の振興
 - h. 集落の整備
 - i. その他地域の活性化に関し必要な事項
 - j. 過疎地域の市町村に対する前記aからiまでの事項に係る行財政上の援助
- ②市町村計画の骨子
 - a. 基本的な事項
 - ①市町村の概況
 - ②人口及び産業の推移と動向
 - ③市町村行財政の状況
 - ④地域の活性化の基本方針
 - ⑤計画期間
 - b. 産業の振興
 - ①現況の問題点
 - ②その対策
 - c. 交通通信体系の整備
 - d. 生活環境の整備
 - e. 高齢者の福祉その他の福祉の増進
 - f. 医療の確保
 - g. 教育文化の振興
 - h. 集落の整備
 - i. その他地域の活性化に関し必要な事項

次に地域の高齢化及び高齢者の生活に関わる主たる地域施設対策について整理する。

新過疎法に基づいた(法第17条、第18条)国の高齢化対策の新たな戦略の一つとして登場したのが「高齢者生活福祉センター」建設事業である。その趣旨は、特に過疎化と人口の高齢化が著しい地域において高齢者世帯が点在し、市町村の在宅福祉対策を推進する際のさまざまな障害が発生している現状も鑑み、高齢者の居住の安定を図るために、生活に直結した多目的な福祉サービスを提供する拠点施設として整備することである。

高齢者生活福祉センターは、生活が限りなく限定された地域にあっても、地域に残された高齢者ができるかぎり住み慣れた地域での生活を維持・管理できるようにするための居住支援施設としてとらえられる。例え健康の不安が増してきても、同一地域内で安心して生活継続できる居住機能と食事や入浴等の在宅福祉サービス機能を併せもった施設であり、新過疎法では、このような趣旨に適合した施設を市町村が建設しようとする場合に、国が経費の一部を補助することができることとしており、1990年度から建設に対する国庫補助制度(補助率1/2)が発足した。ゴールドプランでは、毎年40カ所、2000年までに400カ所の整備を目標としている。高齢者生活福祉センターの現況と問題点については第二部で詳述するのでここでは省略しておきたい。

また既に旧過疎振興法(1980)時代からは、どちらかといえば老人福祉センター機能

表1-5 離島振興法の概要

根拠法令	離島振興法(昭28・法72) 離島振興法施行令(昭43・政27)	
目的	本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施することによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することが目的である。	
地域指定	地域の定義等	
	離島振興対策実施地域	内閣総理大臣が、国土審議会の意見をきいて、離島の地域の全部又は一部を指定する。 この場合の指定基準としては、(ア)本土との最短航路距離(外海5km以上、内海10km以上)、(イ)定期航路の寄航回数(1日おおむね3回以下)、(ウ)主要定期乗合自動車運行回数(1日おおむね3回以下)等であり、反対に本土との間に架橋事業が行われたり、本土との間に干拓埋立工事が行われこれによって本土と地続きになった場合は指定の解除が行われる。
指定地域	実施地域の指定は、昭和28年10月28日の第1次指定以降、若干の解除・地区統合もあつたので、平成3年4月1日現在で、関係26都道府県の78地域、185市町村が指定されている。	
関連計画等	離島振興計画 関係都道府県知事が作成し、総理大臣が国土審議会の意見をきいて定める。	
計画の策定状況	離島振興計画(昭39.2.15策定、38~47年度) 改訂(昭40.3.31策定、38~47年度) 改訂(昭48.7.9策定、48~57年度) 改訂(昭58.5.16策定、58~67年度)	
助成措置等	「地域開発に係る助成措置」(1-1-(3))の項参照	

表1-6 離島振興対策実施地域の概要

(平成3年8月1日現在)

区分	内地	北海道	合計
指定地域数	73	5	78
指定有人島数	274	6	280
面積(km ²)	5,083.51	417.14	5,500.65
(対全国比%)	1.35	0.11	1.46
人口(人)	583,696	20,728	604,424
(対全国比%)	0.47	0.02	0.49
関係市町村数	180	6	186

(注) 1. 指定地域は29都道県に関係する。
2. 人口は平成2年国勢調査(速報)に基づく。

表1-7 豪雪地帯対策法の概要

根拠法令	豪雪地帯対策特別措置法(昭37・法73) 豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭46・政367) 豪雪地帯の指定基準に関する政令(昭38・政344)	
目的	積雪が特になほだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することが目的である。	
地域指定	地域の定義等	
	豪雪地帯	内閣総理大臣が、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を指定する。この場合の指定基準としては、昭和37年まで過去30年以上の期間の累年平均積雪積算値が5,000cm以上の豪雪地帯の存する道府県又は市町村で、次の各号の一に該当するものの区域。 1 その区域の三分の二以上が豪雪地帯である道府県又は市町村 2 その区域の二分の一以上が豪雪地帯であり、かつ、当該道府県の道府県庁が所在する市の区域の全部又は一部が豪雪地帯である道府県 3 当該市町村の市役所若しくは町村役場又は当該市町村の区域内に存する特定施設(一級国道、二級国道、主要地方道又は国鉄停車場)が豪雪地帯内にある市町村 4 その区域の二分の一以上が豪雪地帯であり、かつ、当該市町村の境界線の延長の三分の二以上が前三号の一に該当する道府県又は市町村に接している市町村
指定地域	特別豪雪地帯	豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、内閣総理大臣が、国土審議会の議決を経て定めた基準に従って指定する。
指定地域	豪雪地帯の指定は昭和38年11月1日に行われた。(平成3年4月1日現在 965市町村) 特別豪雪地帯の第一次指定は昭和46年10月2日、第二次指定は昭和48年4月14日、第三次指定は昭和51年4月15日、第四次指定は昭和54年4月3日に行われた。(平成3年4月1日現在 280市町村)	
関連計画等	豪雪地帯対策基本計画 内閣総理大臣が、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見をきいて決定する。	
計画の策定状況	豪雪地帯対策基本計画(昭39.2.25告示、39年度~) 改訂基本計画(昭47.3.24告示) 改訂基本計画(昭63.3.25告示)	
助成措置等	「地域開発に係る助成措置」(1-1-(3))の項参照	



図1-10 豪雪地帯・特別豪雪地帯指定地域図

表1-8 豪雪地帯道府県別市町村数

道府県名	全市町村数	豪雪地帯							
		計				うち特別豪雪地帯			
		市	町	村	計	市	町	村	
北海道	※ 212	212	32	156	24	94	13	65	16
青森県	※ 67	67	8	34	25	15	3	8	4
岩手県	※ 59	59	13	30	16	3	—	1	2
宮城県	71	19	3	15	1	1	—	1	—
秋田県	※ 69	69	9	50	10	24	2	17	5
山形県	※ 44	44	13	27	4	28	7	17	4
福島県	90	31	4	15	12	18	—	10	8
栃木県	49	6	2	3	1	—	—	—	—
群馬県	70	24	2	10	12	1	—	—	1
新潟県	※ 112	112	20	56	36	53	9	25	19
富山県	※ 35	35	9	18	8	13	—	8	5
石川県	※ 41	41	8	27	6	6	—	1	5
福井県	※ 35	35	7	22	6	5	2	2	1
山梨県	64	2	—	1	1	—	—	—	—
長野県	121	31	6	6	19	11	1	2	8
岐阜県	99	32	1	10	21	7	—	1	6
静岡県	74	2	1	1	—	—	—	—	—
滋賀県	50	11	2	8	1	1	—	1	—
京都府	44	17	4	13	—	—	—	—	—
兵庫県	91	22	1	21	—	—	—	—	—
鳥取県	※ 39	39	4	31	4	—	—	—	—
島根県	59	15	—	12	3	—	—	—	—
岡山県	78	21	2	9	10	—	—	—	—
広島県	86	16	—	12	4	—	—	—	—
計(24)	1,758	962	151	587	224	280	37	159	84

(注1) ※は、全域豪雪地帯である。

2) 平成4年4月1日現在

表1-9 山村振興法の概要

根拠法令	山村振興法(昭40・法64)(平成7年3月31日までの限時法) 山村振興法施行令(昭40・政331)	
目的	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し、必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することが目的である。	
地域指定	地域定義等	根拠法令
	山村	山村振興法2、7条 同法施行令1条 同法施行規則1条
地域指定	山村	林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず産業の開発の程度が低くかつ住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域で政令の定める要件(内閣府農林業センサス規則に基づく林業調査の結果による旧市町村(昭25.2.1現在)の区域に係る林野率が0.75以上であり、かつ、人口密度が1町步当たり1.16未満であること、(イ)自然的、社会的、財政的事情等により、山村振興法3条各号に掲げる施設(生産基盤、経営近代化施設、生活環境施設、国土保全施設等)の整備が十分行われていないため経済力の培養、住民の福祉の向上が阻害されていること。)に該当するもの。
	振興山村	山村のうち内閣総理大臣が、都道府県知事の申請に基づき関係行政機関の長に協議し、かつ国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成し、これに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当であると指定したもの。
指定地域	振興山村としての指定は、昭和41年3月31日(72地域)以降、合計2,104地域(1,195市町村)において行われている(平成2年4月1日現在)。	
関連計画等	山村振興方針 内閣総理大臣が、山村振興計画の作成に関し必要であると認めるときに関係行政機関の長に協議をして定め、都道府県知事に勧告する。 山村振興計画 都道府県知事が当該市町村長と協議して作成し、内閣総理大臣の承認を受ける。	
計画の策定状況	第1次山村振興計画(昭41. 8. 19承認、72地域)第2次山村振興計画(昭42. 7. 20承認、100地域) 第3次 " (昭43. 4. 12承認、140地域)第4次 " (昭44. 5. 22承認、170地域) 第5次 " (昭45. 5. 22承認、200地域)第6次 " (昭46. 6. 3承認、230地域) 第7次 " (昭47. 4. 承認、243地域)第8次 " (昭48. 3. 承認、68地域)	
	さらに、昭和54年度からは、第三期山村振興計画がたてられ、平成4年3月に新山村振興計画(計画期間：平成4年度～平成7年度)が策定予定	

表1-10 過疎法の概要

根拠法令	過疎地域活性化特別措置法(平2・法15)(平成12年3月31日までの限時法) 過疎地域活性化特別措置法施行令(平2・政91)	
目的	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することが目的である。	
背景	過疎地域については、昭和45年制定の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年制定の過疎地域振興特別措置法に基づき、国、都道府県、市町村が一体となって各種の過疎対策事業を実施してきたことにより、人口減少率が低下するとともに市町村道やコミュニティ施設等の市町村における基礎的公共施設の整備が進むなど、過疎対策は着実にその成果を挙げている。 しかしながら、東京一極集中が進むなかで、全国土面積の約半分を占める多くの過疎地域では、人口減少が引き起しているばかりでなく高齢化が進み、若者が少ない等地域社会の活力が低下している状況にある。さらに、これらの傾向が一層強まると見込まれるとともに産業面の遅れ、公共施設の整備水準が他の地域に比較して依然低位にあり、財政基盤もせいぜい弱である等いわば「新たな過疎問題」の解決、克服を図るため、過疎地域の活性化を推進する必要があるとの観点から、特別措置法が制定されたものである。 なお、本法では地域における創意工夫を尊重するとともに産業の振興と安定的な雇用の増大及び高齢者の福祉の増進等を目標としている。	
地域指定	地域の定義等	根拠法令
	過疎地域	(1) 人口に係る要件(次のいずれかに該当すること) (イ) 昭和35年の国勢調査人口と昭和60年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であること。 (ロ) 人口減少率が20%以上であつて、昭和60年の国勢調査人口における65歳以上人口の比率が16%以上であること。 (ハ) 人口減少率が20%以上であつて、昭和60年の国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率が16%以下であること。 (2) 財政力に係る要件 昭和61年度から昭和63年度に係る財政力指数が0.44以下であること。
指定地域	平成3年4月1日現在1,165市町村が指定されている。	
関連計画等	過疎地域活性化方針 都道府県知事が、内閣総理大臣と協議して設定 市町村過疎地域活性化計画 市町村が、都道府県知事と協議して、当該市町村の議会の議決を経て設定する。 都道府県過疎地域活性化計画 都道府県知事が、当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置に関して設定する。	

(出典) 表1-5, 7, 9, 10「地域統計要覧」1992年版地域振興整備公団編、ぎょうせい、1992.3.
他の図表は国土庁の資料による

を合わせ持つ多目的交流施設「高齢者コミュニティセンター」建設事業(国土庁)がスタートしている。地域住民の自主的活動と福祉的諸活動の支援が中心的な機能である。制度的な策定要件は以下の通りである。

①採択基準

- ・高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進に寄与すると認められること
- ・老人クラブ等による生産・創作活動、研修、集会、休養等高齢者を中心とした地域における多目的な利用が可能な施設であること
- ・昭和60年の国勢調査の結果で、65歳以上の人口の全人口に対する比率が原則として10%以上である市町村であること
- ・前々年度の普通建設事業費充当一般財源の額が全国市区町村の平均値以下の市町村であること
- ・当該センターと類似の施設のない市町村であること

②実施期間 単年度

- ③補助対象 建設工事費(老人福祉施設、集会施設、教養施設、生産関連施設
実習施設、健康相談施設、保健体育施設等)
延べ面積 300㎡

④補助率 1/3以内 補助対象経費 30,900千円を限度

(出典) 国土庁地方振興局過疎対策室監修:「過疎対策の現況」:1992年5月30日

今日、高齢者コミュニティセンターでは、住民参加型のさまざまな活動が展開され、同時に給食サービスや、健康管理などが在宅福祉サービス拠点としても効果的に利用されているケースが多い。

次に社会福祉施設等施設整備費補助金制度(厚生省)の一つとして過疎地域等に限定された小規模特別養護老人ホームについて述べる。小規模特別養護老人ホームは、過疎地域等において、50人以上の入所者を確保することが困難な場合を考慮して、1989年度から制度化されたもので、定員規模30人以上の設置を認めたものである(補助率1/2)。

また、老人デイサービスセンターについても過疎地域等においては、1日15人以上の利用者(B型:標準的なデイサービス機能をもつ)を確保することが困難な場合を考慮し、1992年度から1日8人程度が利用する小規模デイサービスセンター(D型)の設置が認められている(補助率1/2)。

(出典) 「新過疎対策ハンドブック-過疎地域活性化特別措置法のあらまし」
国土庁地方振興局:ぎょうせい:1990年:P.167~169

2.2 産業、福祉、生活環境の現況

(1) 産業の動向

過疎地の就業形態（図1-11）

をみると第1次産業が就業人口、構成割合ともに急速に減少、第2次産業及び第3次産業が増加している。第2次、第3次産業は各就業人口が減少している中においてその構成比ではむしろ増加している。

これは産業振興にかかわる過疎対策による効果もあると思われる。表1-11(1)~(3)~1-12はこのうち第1次産業等の従事戸数を示しているが、林業で急速な減少と農業で全国平均を上回る減少を示し、漁業で現状維持されていることが分かる。漁業では全国減少を大幅に下回っている。

一方、商業（表1-13）では全国平均に比較して従業者・年間販売額ともに相当小規模な運営状態にある。製造業では、全国的な割合では少ない事業所数の伸びではややこの数年間で停滞がみられるが、製造品出荷額、従業員数では大幅な増加がみられる（表1-14）。これらのことから過疎地における企業立地が全体として進んでいるとみられる。

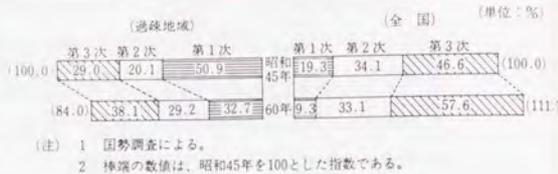


図1-11 産業別就業人口の増減状況及び構成比

表1-11 農林漁家戸数の推移

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	増減率 (%)				
						50/45	55/50	60/55	2/60	2/45
過疎地域	1,272	1,165	1,090	1,019	851	△8.4	△6.4	△6.5	△16.5	△33.1
全国	5,342	4,953	4,661	4,376	3,833	△7.3	△5.9	△6.1	△12.4	△28.2

(注) 1 農業センサスに基づき国土庁が調査したものである。
2 昭和45年は沖縄県を含んでいない。
3 平成2年とそれ以前のセンサスとは、農家の定義が異っている。

区分	昭和45年	昭和55年	平成2年	増減率 (%)		
				55/45	2/55	2/45
過疎地域	868	837	672	△3.6	△19.7	△22.6
全国	2,566	2,531	2,509	△1.4	△0.9	△2.2

(注) 1 林業センサスに基づき国土庁が調査したものである。
2 昭和45年は沖縄県を含んでいない。

区分	昭和43年	昭和48年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	増減率 (%)				
						48/43	53/48	58/53	63/58	63/43
過疎地域	67	64	61	67	67	△4.5	△4.7	9.8	0.0	0.0
全国	248	225	210	199	182	△9.3	△6.7	△5.2	△8.5	△26.6

(注) 1 漁業センサスに基づき国土庁が調査したものである。
2 昭和43年は沖縄県を含んでいない。
3 昭和63年の過疎地域は新過疎法により公示された市町村(1,165団体)である。

表1-12 生産農業所得等の推移（北海道と北海道を除く地域別）

区分	単位	地域	昭和55年	昭和60年	平成元年	元/55 (%)
北海道	百万円	過疎	807,834	783,186	890,591	10.2
		全体	4,136,492	3,967,840	4,160,900	0.6
北海道を除く地域	ha	過疎	1,017,398	1,167,651	995,765	△2.1
		全体	4,321,000	4,193,806	4,072,000	△5.8
北海道	千円	過疎	(82.3)	(70.5)	(87.3)	12.7
		全体	96	95	102	6.3
北海道	百万円	過疎	252,209	239,274	274,287	8.8
		全体	428,188	398,634	479,700	12.0
北海道	ha	過疎	667,535	695,289	697,728	4.5
		全体	1,140,000	1,185,194	1,207,000	5.9
北海道	千円	過疎	(100.0)	(100.0)	(97.5)	2.6
		全体	38	34	39	5.3

(注) 1 生産農業所得は農林水産省「生産農業所得統計」、耕地面積は農林水産省「耕地及び作付面積統計」により国土庁が調査したものである。
2 ()内は、当該年の対全体比率(%)を示す。
3 平成元年の過疎地域は新過疎法により公示された市町村(1,165団体)である。

表1-13 商業の状況(1988)

項目	単位	過疎地域	全国
商店数	箇所	141,288 (6.9)	2,055,244
従業者数	人	399,244 (3.6)	11,179,023
年間販売額	百万円	5,746,292 (1.0)	561,323,898
1商店当たり従業者数	人	2.8 (51.9)	5.4
1商店当たり年間販売額	百万円	40.7 (14.9)	273.1
従業者1人当たり年間販売額	百万円	14.4 (28.7)	50.2

(注) 1 過商産省「商業統計表産業編(市町村表)」による。
2 ()内は対全国比(%)である。
3 本表における過疎地域は新過疎法により公示された市町村(1,165団体)である。

表1-14 製造業の状況

項目	単位	地域	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成元年	元/50 (%)
事業所数	箇所	過疎	23,535	24,009	24,763	24,688	4.9
		全国	430,491	429,336	438,518	421,757	△2.0
従業員数	人	過疎	458,205	481,664	535,403	541,968	18.3
		全国	10,660,328	10,291,918	10,889,949	10,963,094	2.8
製造品出荷額	百万円	過疎	2,424,572	4,427,000	5,897,394	7,099,601	192.8
		全国	125,840,925	212,124,294	265,320,351	298,893,142	137.5
1事業所当たり従業員数	人	過疎	19.5 (78.6)	20.1 (83.8)	21.6 (87.1)	22.0 (84.6)	12.8
		全国	24.8	24.0	24.8	26.0	4.8
1事業所当たり製造品出荷額	百万円	過疎	103.0 (35.2)	184.4 (37.3)	238.2 (39.4)	287.6 (40.6)	199.2
		全国	292.3	494.1	605.0	708.7	142.5
従業者1人当たり製造品出荷額	百万円	過疎	5.3 (44.9)	9.2 (44.7)	11.0 (45.1)	13.1 (48.0)	147.2
		全国	11.8	20.6	24.4	27.3	131.4

(注) 1 過商産省「工業統計表(市町村編)」による。
2 ()内は対全国比(%)である。
3 平成元年の過疎地域は新過疎法により公示された市町村(1,165団体)である。

(2) 生活環境の動向

過疎地における生活環境対策では、道路、上下水、交通機関、公共施設整備等さまざまな項目がいずれも緊急的に展開されているが、ここでは高齢化した地域の就業、就学、医療等の施策の展開に不可欠な公共交通機関対策についてのみ触れておく。

表1-15は当該町村の中心的集落（基幹集落）から広域圏市町村の中心的都市に移動するための交通機関の有無について試している。中心集落からは大半が何らかの交通手段をもつが、一部ではあるが交通手段が未整備のところがある。とりわけ中心部からも離れた集落への交通手段の有無についてみると、約1割強の集落で交通手段が確保されていない。これらの集落の年齢分布では高齢者率が22.4%で過疎地域高齢者比率の平均（20.8%）を1.6ポイント上回りこれらの地域で高齢化が進行していることが分かる。

表1-15 過疎地域における公共交通機関

① 過疎地域市町村内の基幹集落から広域市町村圏の中心都市の市街地まで行く場合の公共交通機関の有無

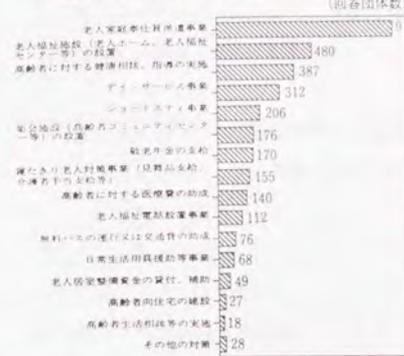
	基幹集落数	構成比(%)
有	1,129	98.8
無	14	1.2

② 基幹集落外の集落（基幹集落までの道のりがおおむね4km以上）から基幹集落までの交通機関について

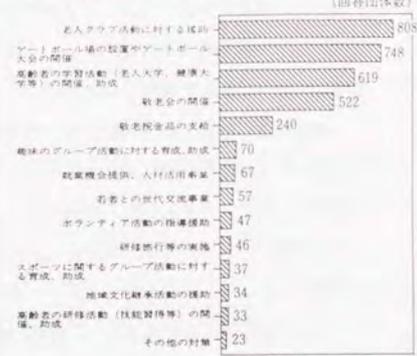
基幹集落外的全集落数(A)	44,076
基幹集落までの公共交通機関のない集落数(B)	6,120
(B/A)	13.9
基幹集落外全年齢層集落間の構成比(%)	
0～14まで	16.0
15～64まで	61.6
65以上	22.4
計	100.0

(注) 1 国土庁調べ（平成2年10月）。
2 「集落」とは、原則として市町村の字の区域とするが、各市町村において平準化した区域ごとに人口、世帯数を把握している場合は、当該区域をもって集落とする。
3 「基幹集落」とは、現在の市町村の役場、又は旧市町村役場が所在する（した）集落をいう。

(1) 高齢者の生活の改善や福祉のための施策



(2) 高齢者の生きがいのための施策

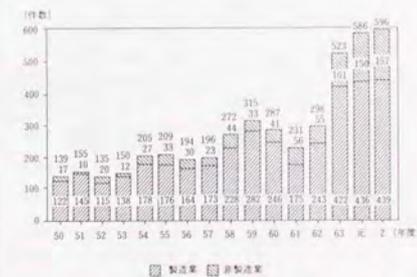


(注) 1 国土庁調べ（2年10月）

図1-12 高齢者の福祉のために重点を置いてきた施策



(注) 1 国土庁調べ（2年10月）



(注) 1 国土庁調べ（3年10月）。
2 対象とする企業は、産業（営業）を営むことを目的とする企業（「製造業」と「非製造業」）に限る。
3 産業（営業）開始年度を立地年度とした。

図1-13 過疎地域における都市等との交流の状況 図1-14 過疎地域における企業の立地状況

(出典) 表1-11～15、図1-10～12は「過疎対策の現況」1991年版（国土庁）より転載

(2) 福祉・医療環境の動向

医療や福祉整備の状況は表1-16～19に示している。医療機関の整備では、病院数はやや減少気味であるが、診療所は逆に増加しており、人口1万人当たりの病床数でも全国平均の2倍程度に達している。一方無医地区は実数としては次第に解消されつつあるが、全体としての病床数が増加しているにも関わらず、過疎地域に占める無医地区の割合は暫増しており7割弱に達している。

「無医村地区とは、医療機関のない地域で当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。」

在宅福祉サービスの展開では、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービスともに全国平均を上回る実績を有しており、高齢化によるニーズの高さが伺える。特にホームヘルパーの利用日数は全国平均の2倍に達しており、高齢者の虚弱化に伴う需給が増大している。

表1-16 診療施設の整備状況

項目	単位	昭和55年12月		昭和62年10月		平成2年10月		2年/55年	
		全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎
病院数	箇所	9,055	648	9,841	629	10,096	642	11.5	△0.9
(公立病院数)	(件)	(1,075)	(248)	(1,076)	(241)	—	—	—	—
診療所数	箇所	27,661	4,237	79,134	4,764	80,852	4,596	4.1	8.5
(公立診療所数)	(件)	(3,239)	(1,004)	(3,499)	(1,243)	—	—	—	—
病院・診療所の病床数	床	1,607,241	75,669	1,860,351	90,021	1,849,259	90,726	21.3	19.9
人口1万人当たり病院・診療所の病床数	＝	137.7	92.7	153.7	110.2	157.7	118.9	14.5	28.3
歯科診療所数	箇所	38,834	1,677	48,300	2,027	52,216	2,030	34.5	21.0

(注) 1 過疎は国土庁調べ、全国は厚生省「医療施設調査病院報告」による。
2 「人口1万人当たり病院・診療所の病床数」は、昭和55年、昭和60年及び平成2年の国勢調査人口により算出した。

表1-17 無医地区の状況

区分	昭和48年5月		昭和53年10月		昭和59年10月	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
無医地区数	1,227 (58.8)	2,088 (100.0)	1,168 (66.7)	1,750 (100.0)	887 (69.5)	1,276 (100.0)
無医地区を有する市町村数	555 (55.8)	994 (100.0)	555 (63.2)	878 (100.0)	463 (66.8)	693 (100.0)

(注) 1 厚生省調べによる。
2 過疎地域は、昭和48年及び53年は1,093団体、59年は1,151団体である。
3 ()内の数値は、全国に占める割合である。

ホームヘルパーと並んで在宅福祉の要である保健婦の配置では、ホームヘルパーとは逆に全国平均を3.25ポイントも下回っている。過疎地域における今後の保健、福祉、医療の連携にとって保健婦の確保が急がれる。

表1-18 在宅福祉サービス利用状況(1988年)

区分	ホームヘルパー		ショートステイ		デイサービス		65歳以上人口 (平成元年 3月31日) (人)
	利用 延人員 (人)	100人当 たり年間 利用日数	利用 延人員 (人)	100人当 たり年間 利用日数	利用 延人員 (人)	100人当 たり年間 利用日数	
全国	5,267,075	37.8	531,198	3.8	1,434,596	10.3	13,948,995
過疎	1,224,314	80.5	61,106	4.0	161,853	10.6	1,521,570

(注) 1 「平成元年度版老人保健・福祉マップ数値表」(財団法人長寿社会開発センター)によるが、過疎地域の数値は国土庁が集計したものである。

表1-19 保健婦数の推移

区分	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和61年		昭和63年		平成元年	
	過疎	全国										
保健婦数	—	14,007	2,035	15,962	2,382	17,957	2,672	22,050	2,740	23,559	2,819	25,303
1市町村当たり保健婦数	1.7	4.3	1.8	4.9	1.9	5.5	2.3	6.7	2.4	7.2	2.4	7.8

(注) 1 過疎は国土庁調べ、全国は厚生省報告による。
2 45年過疎については、茨城、長野、愛媛、熊本県を除く。
3 63年の過疎地域は新過疎法により公示された市町村(1,143団体)であり、平成2年の過疎地域は平成3年4月に追加公示されたものを含んだ市町村(1,165団体)である。

(出典) 表1-16～19は「過疎対策の現況」1991年版(国土庁)より

3 過疎農山村地域の高齢者居住の動向と課題

新過疎法によって高齢者比率が改めて指定要件の一つとされたが、そうした法改正を見据えるように、1987年度版「過疎対策の現況」（国土庁1988年）では高齢者対策の必要性を次のように強調していた。

「過疎地域においては、高齢者比率が60年に17.0%であったものが、80年には、約30%と推計され、全国と比べても更に著しく高くなると考えられる。

図1-15は、過疎地域における高齢化に伴う主な問題点を4つの分野に分けて示したものである。農林水産業では、後継者の確保の問題が深刻であること、現在確保されている後継者についても配偶者問題が生じていることや、生産面への影響が出ていることが示されている。家庭生活では、家族が都会等へ流出していることから、日常生活に支障を感じているケースが多いことが示されており、地域生活では、地域社会全体の沈滞化等、高齢化が地域の活力やコミュニティの運営に影響を及ぼしていることがうかがわれる。また、地域福祉では、自家用車に頼ることのできない高齢者に対する足の確保の問題や医療体制に関する不安が指摘されている。

また、図1-16は、高齢化が今後より深刻化する可能性が高いとする市町村が過半数を占め、「役場のある集落」から「中間集落」、「辺地集落」へと末端部の集落になるに従って深刻化の可能性が高くなるとしており、「辺地集落」については約90%の市町村が深刻化の可能性が高いと回答している。

このように、過疎地域においては、また、同じ過疎地域内でもその末端部へいくほど、高齢化に対する市町村の危機は大きなものとなっており、これらの問題が、将来更に深刻化するとともに、地域社会としての機能が維持できるかどうかといった新たな問題も生じてくるのではないかと考えられる。

高齢化への対応は、今後の過疎地域における最も重要な課題のひとつである。まず、保健、医療等高齢者が安心して暮らせるようにするための環境づくりや、高齢者が、いわば安心して自らの身の置きどころを見いだせるようにするための生き甲斐づくりなど、様々な分野で、一層きめ細かい施策の展開が必要である。更には、高齢者が多く、これに対して「地域の担い手」の中核となるべき若い年齢層の人々が少ないという、人口構成の「ゆがみ」を、後者の過疎地域への定住を促進することにより構造的に改善していく必要がある」（同P.28~30）と。

これまでの過疎対策を振り返り、急激に進行する高齢化や取り残された人々の居住環境問題を視野に入れ、次のように整理できる。

第一に、人口については1990年度の国勢調査から明らかなように、今後再び過疎進行する可能性が高く、より一層若年者層が激減する。人口減少については今後さらに地域間格差が進行するものと思われる。

第二に、「地域の担い手」としての若者の定住については、これまでの企業誘致努力によっても地域活性化の要とされる若者のUターンとは結び付いてはいない。「過疎対策の現況」（1992）でも指摘されているように、「多くは観光やレジャーなど流動的な人的確保に片寄った施策の傾向にあり、生活を継続してきた視点からの「質的」居住対策になり得ていない」のである。従って、若者のUターンによる安定した高齢者居住施策は、基本的に成立し難いといえる。無論市町村の特性によっても差異を有する。

第三に、高齢化のスピードとその質的变化についてである。以上のような状況下では今後高齢化のスピードはストップしない。かつて今井（1968）や碓井（1972）から指摘されたような「過疎＝高齢者問題」の縮図を乗り越えることができない。増加する高齢者単独世帯や日常生活での問題を抱える高齢者層の課題が益々顕在化する様相を呈している。過疎問題と辺地問題は異なるといった過去の指摘も「高齢化」あるいは「高齢者」問題では共有されるべき課題が少なくない。「挙家離村」から、限りなき自然消滅に近い集落の中で生活を継続しようとする高齢者に、何らかの緊急的支援が必要とされる。

取り残された地域住民の居住の場を確保し、地域施設を含まさまざまな社会資源を効果的に活用しながら、住み慣れた地域で高齢者が安心して快適な暮らしを続けられるようにするための保健、医療体制の充実、居住ケアを含む総合的な福祉・居住対策が求められる。

今まさに崩壊されつつある「辺地集落」、立地基盤の「脆弱」な過疎地域にあっても、安全で快適な生活を可能にすることが、地域福祉であり居住政策の原点であると思われる。

第2章 埼玉県過疎農山村の高齢化と過疎対策の動向

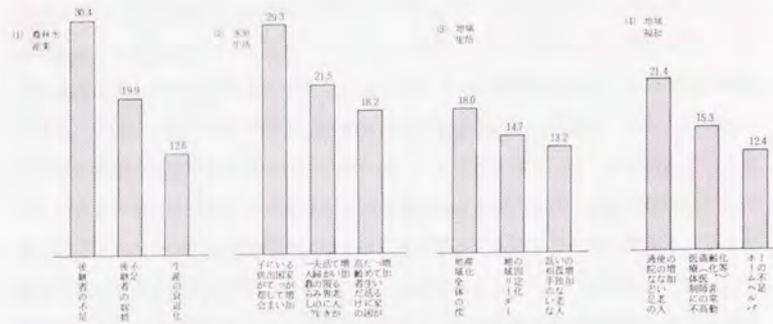
1 過疎町村の立地と新過疎法指定要件

埼玉県内の過疎町村は、旧過疎振興法による4町村から1990年の新過疎法によって名栗村が加わり、吉田町、両神村、大滝村、神泉村、名栗村の5町村である。これらの地域は都心からほぼ70～100km圏域にあって県西部の山岳地帯に位置している。いずれの町村も地域の大半が山林原野で占められ、荒川、神流川及び入間川など一級河川に沿った急峻な地形に集落をもつ山村である。東京都下の過疎町村を除き首都圏に最も近い過疎地である。5町村を地域開発の視点からみると、距離的には首都圏内という好立地条件を有してはいるが、一部では交通手段の未開発地区を抱え、地域の活性化という視点ではむしろ首都圏に近い故に地方過疎地よりもハンディキャップが重い地区がみられる。以上5町村の景観を写2-1～3に示した。

これら5町村を指定要件レベルでみると(表2-1)、人口減少率では大滝村を除きほぼ平均的で、高齢者比率は神泉村を除き指定要件より高い。とりわけ大滝村の人口減少率は、他町村に比して3倍近い数値で、全国的にも極めて高い比率(全国9位)である。若年者比率は大滝村を除きやや全国平均より高く、大滝村・名栗村以外では新過疎法指定根拠となっている1985年国勢調査までは高齢者比率との逆転はない(図2-2)。一方財政力指数は、いずれの町村も全国平均の0.44及び県内町村平均の0.62を大きく下回っている。以上のように埼玉県の過疎町村は、地域によって若干の差があるが、人口動態的には全国的な動態にほぼ近似した様相であり、財政的にも脆弱な特徴を有している。

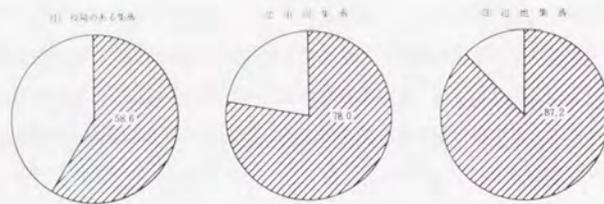


図2-1 埼玉県過疎町村の位置



(注) 1. (注) 過疎地域開発調査会調べ(60年度)
2. 1団体当たり3以内の回答を求めた結果のうち、上位3位以内で作成した。

図1-15 高齢化に伴う問題点(%)



(注) 1. (注) 過疎地域開発調査会調べ(60年度)
2. 各集落区分別の今後の高齢化の進行の可能性について50%以上を求めた(過疎町村数によりとりまるとなるものがある)

図1-16 集落区分別の高齢化進行の可能性の見通し(%)

(出典) 図1-12, 13は「過疎対策の現況」1987年版(国土庁)P.29, 30

表2-1 新過疎法指定要件

地域	1985年人口 国勢調査	85/60年 人口減少率	高齢者比率 (%)	若年者比率 (%)	財政力指数 (86~88年度)
吉田町	6536	24	16.6	16.7	0.29
両神村	3281	31	16.9	17.6	0.19
名栗村	2559	22	20.1	17.2	0.25
大滝村	2368	71	19.7	11.9	0.17
神泉村	1422	27	15.5	17.3	0.27
過疎法要件		25%以上*1	16%以上	16%以下*2	0.44以下

備考：名栗村は1990年4月の新過疎法によって新に指定
他の町村は旧過疎法から引続き指定

*1：人口減少率は過去25年間に人口が減少した市町村の平均人

*2：若年者比率は15歳から30歳未満

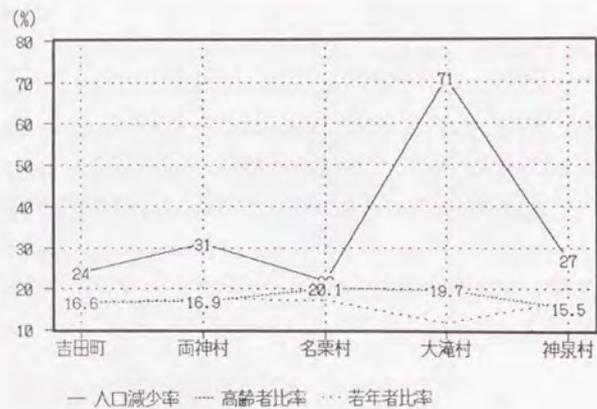
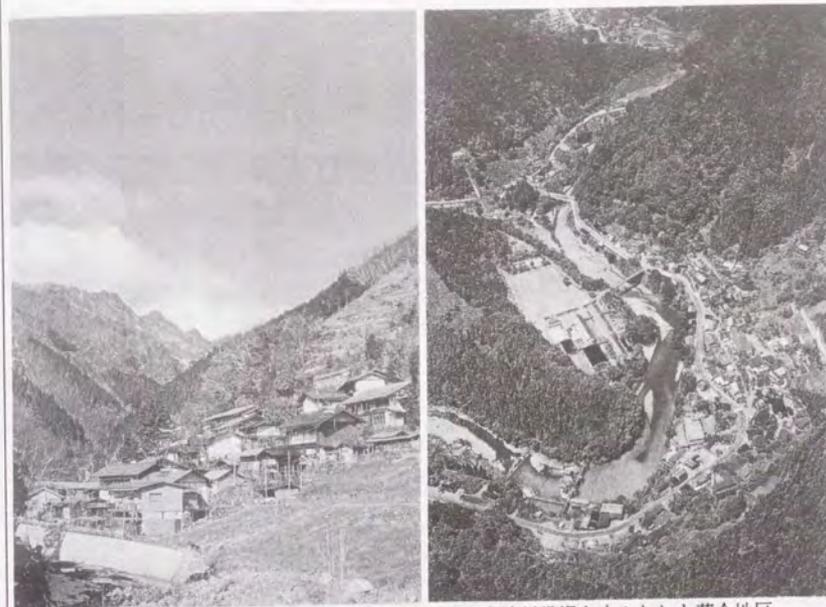


図2-2 新過疎法指定時の人口動態 (%)

写2-1 埼玉県過疎町村の景観1 (大滝村・両神村・神泉村)



両神村出原集落

大滝村役場を中心とした落合地区



神泉村の全景

写2-2 埼玉県過疎町村の景観2 (吉田町・太田部・石間地区)



吉田町太田部集落の全景
(過疎化・高齢化の最も厳しい地区の一つ)



吉田町太田部集落、奥側の尾根は群馬県鬼石町方面



太田部楡尾集落



太田部相見集落



太田部集落から吉田町中心部へ抜ける峠付近



吉田町石間集落、急峻なガケ地に多くの住宅が立地

写2-3 埼玉県過疎町村の景観3 (名栗村)



名栗村典型的な耕地と住宅の配置



単身世帯の住宅



夫婦世帯の住宅



村内北部に立地する特別養護老人ホーム
広場は地域の住民交流の場として利用されている

2 人口の変容と高齢化

人口の高齢化は、一般に都市部では死亡率の低下、すなわち長寿化による高齢者絶対数の増大と、低出生率が主たる要因である。しかし、都市部では全体的な高齢化傾向にあるものの一定の若年者比率（15～64歳の人口比）が尚形成されている。過疎農山村では、今なお若年者の流出が続き、残された年少人口と高齢者が人口の高齢化を引き上げている。さらに過疎地域では若年者世代の次に位置する子供も成長と共に流出し、長寿化のみの過疎化、高齢化が進行していくのである。すなわち、過疎地における人口の高齢化とは、出生率の低下、死亡率の低下、寿命の長寿化に加え、人口流出によるものが依然として大きいといえる。しかもこの流出量の格差が高齢化の地域差と過疎の個性を演出する。

国勢調査によって5町村の人口推移（図2-3）をみると、1960年代初頭までをピークに次第に減少、1985年まではほぼ5町村とも減少傾向にあった。とりわけ、大滝村は二瀬ダム工事の完了、鉾山開発による一時的な住民増から縮小・閉山等によって急激な人口減に転じている。近年では再び新設ダム建設を要因とした人口減が引き続き現れている。ダム建設による影響は、神泉村でも1968年の下久保ダムの完成により同様に現れている。しかし、5町村の人口減は、1985～1990年ではほぼ横ばい状態にある。大滝村を除きいずれの町村もほぼ長期にわたる第1段階の人口減少が終末を迎えているとみられる。しかし、立地条件が厳しく若者の雇用機会が皆無である大滝村、吉田町の太田部地区の過疎化は今後も益々深刻化の様相である。

一方5町村の年齢階層別人口の推移をみると、この20年間で0～14歳人口と65歳以上の人口が急速に接近、1990年の国勢調査ではついに逆転している（図2-4）。埼玉県全市町村平均の人口動態状況と比較して、過疎5町村の年少人口の激減、65歳以上の急増が際立っている。

高齢化の動向を同じく国勢調査等のデータから考察する。1990年の国勢調査によると依然として埼玉県の高齢者比率は全国で最低値（8.3%）となっている。しかし、今回の調査で対象とした5町村の平均高齢者比率は平均20%を越えており、いずれもその上昇スピードが急激である（図2-5）。全県的には、高齢者比率の低い県南地域と比較して、市町村間（92市町村）格差が拡大する様相を呈している。こうした市町村間の格差について、本研究のスタート時からのデータを基に図示したのが図2-6である。2つの図とも住民基本台帳の人口動態をベースにしたものであるが、県南・県中部の高齢化動向に対して、県北西部で山間地域でもある過疎地においては相対的な高齢者比率の伸びが理

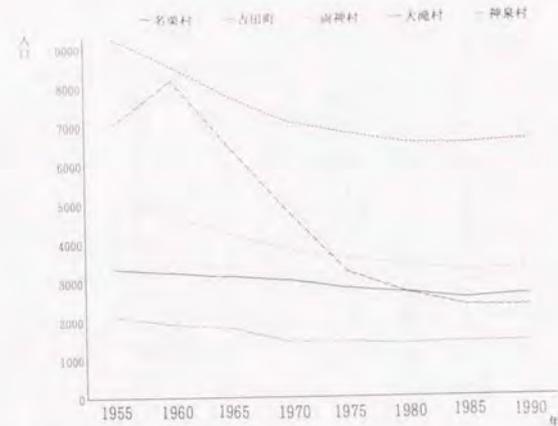


図2-3 人口の推移（国勢調査資料より作成）

表2-2 総人口に対する年齢比率（国勢調査資料より作成）

過疎5町村の推移							
年齢階級	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
0～14	34.3	31.8	26.8	22.4	19.8	18.4	17
15～64	57.7	58.5	61.3	63.5	64.5	64	62.2
65歳以上	8	9.7	11.9	14.1	15.7	17.6	20.8
埼玉県の推移							
0～14	30.9	26.2	26	27.8	27.2	23.5	18.7
15～64	63.6	68.6	68.9	66.9	67.4	69.3	73
65歳以上	5.5	5.2	5.1	5.3	5.4	7.2	8.3

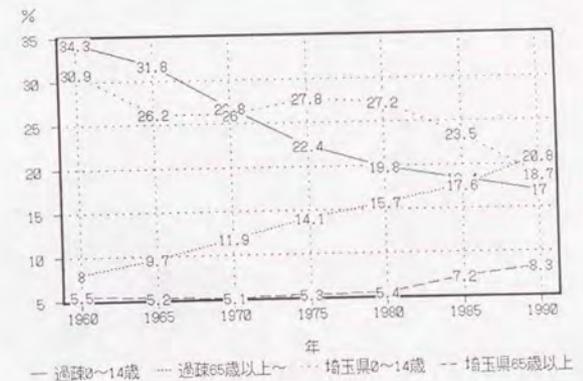


図2-4 年少者（0～14歳）、高齢者（65歳以上）人口の推移（国勢調査資料より作成）

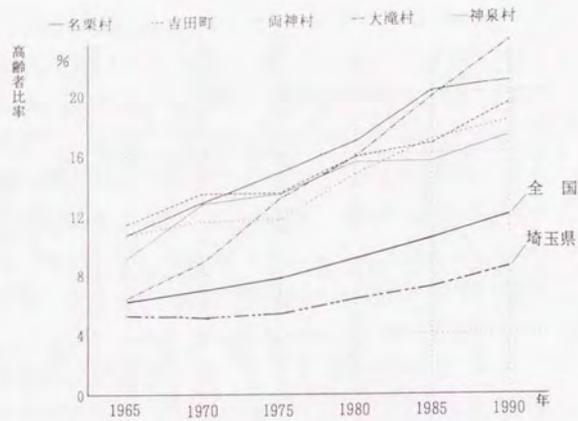


図2-5 高齢者比率 (国勢調査資料より作成)

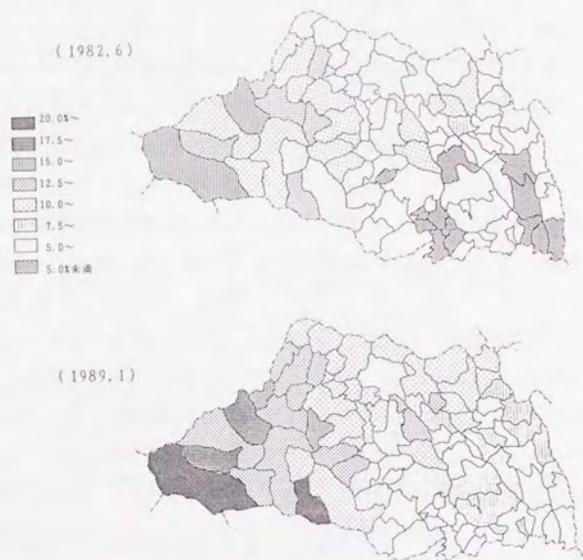


図2-6 市町村別高齢者人口の推移 (埼玉県の老人福祉より作成)

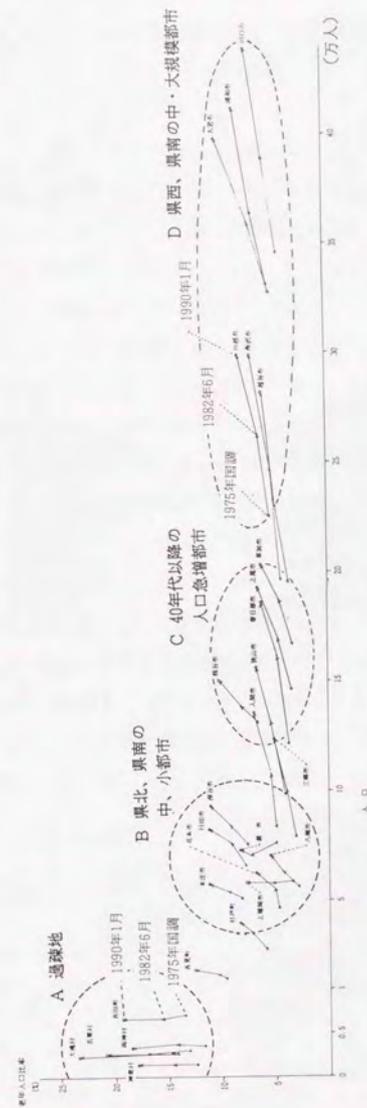


図2-7 埼玉県主要市町村の人口と高齢者人口の推移 (1975国調、82.6及び90.1は住民基本台帳)

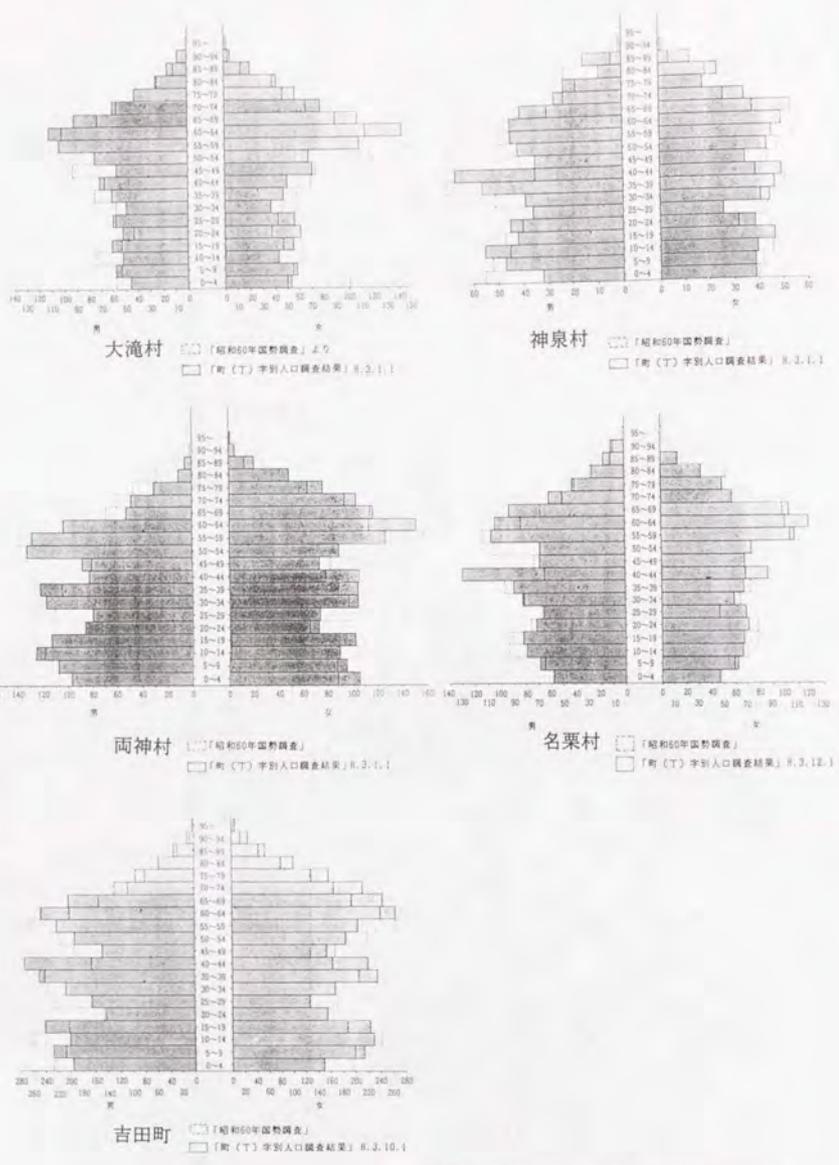


図2-8 5町村の人口の推移(1985→1991)

解できる。こうした高齢化の特徴を人口増との関連でみるとより明快となる。図2-7は過去15年間(1975~1990)の推移を3つの時点でプロットしたものである。人口の増減状況と高齢者比率に相関性が強く、市町村の規模・地勢と強く関連している。過疎地(A)では人口の停滞または減少に伴ってほぼ垂直にベクトルが移動、県北、県南の中・小規模都市(B)、人口急増都市(C)、県西県南の中・大規模(D)との相違が明らかである。

次に産業別就業人口の動態についてみると(表2-3)、1960年から1985年までの25年間に、第1次産業就業者の構成比は57.5%から18.6%に減少したのに対し、第2次産業就業者は25.3%から45.5%へと増加し、第3次産業就業者は17.2%から35.9%と約2倍の伸びを示している。

市町村別にみると、吉田町及び両神村は2次産業のウエイトが高く、大滝村、神泉村及び名栗村は3次産業のウエイトが高くなっている。これは、近年吉田町及び両神村に電気・精密機械関連の工場が進出していること、大滝村、神泉村及び名栗村では観光・レクリエーション関連の商業の場が整備されつつあることと関連している。全国過疎地との比較では、埼玉県過疎町村で第一次産業(県18.6%、全国32.7%)の衰退が激しく、第二次産業(同45.5%、同29.2%)では首都圏という企業進出のメリットが生かされ、全国平均を16.3ポイント上回り、第三次産業(同35.9%、35.9%)では全国を越える伸びを示しているが就業割合としてはやや下回っている(図1-11参照)。

一方65歳以上の就業者内訳では、町村毎に相違がみられ、第一次産業では両神村・神泉村がいずれも70%を超え、全就業者の就業率を大きく上回っている。逆に第二次・第三次産業の就業率は、全就業者の内訳を大きく下回る。つまり、農山村における高齢者の就業形態は農業を中心とした第一次産業が基盤となっている。但し名栗村だけが他町村と異なる実態である(図2-9)。

表2-3 産業別就業人口の推移

区分	1960国調		1970国調		1985国調	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
吉田町	3,302	75.3	2,037	53.5	704	21.2
1 両神村	1,680	73.7	1,085	51.8	384	22.9
次 大滝村	1,143	30.0	538	23.9	204	16.2
産 神泉村	745	74.7	374	48.4	142	20.7
業 名栗村	478	36.4	276	19.3	80	6.6
計	7,348	57.5	4,310	41.6	1,514	18.6
2 吉田町	451	10.3	1,087	28.5	1,631	49.1
両神村	322	14.1	703	33.6	843	50.2
次 大滝村	2,073	54.4	1,010	44.8	497	39.4
産 神泉村	132	13.2	222	28.8	233	33.9
業 名栗村	251	19.1	542	37.8	510	42.2
計	3,229	25.3	3,564	34.4	3,714	45.5
3 吉田町	629	14.4	687	18.0	988	29.7
両神村	278	12.2	306	14.6	452	26.9
次 大滝村	593	15.6	707	31.3	561	44.5
産 神泉村	120	12.1	176	22.8	312	45.4
業 名栗村	583	44.5	615	42.9	618	51.2
計	2,203	17.2	2,491	24.0	2,931	35.9
合 計	12,780	100.0	10,365	100.0	8,159	100.0

図2-9 65歳以上就業者構成比

3 高齢者単独世帯の動向

表2-4は65歳以上の高齢者を含む世帯の類型である。全世帯に対する高齢者を含む世帯の比率では、5町村とも40%台に位置している。全国的な平均(25.25%、1985年厚生行政基礎調査)と比較すると高齢者世帯化が進行していることがわかる。世帯類型別割合では夫婦・子供・親からなる三世帯世帯が44.3%と最も多い。町村別では名栗村で5割を超え、大滝村の3割から比較すると、同居スタイルの多さが際立っている。次いで、夫婦のみ世帯で14.6%である。単身高齢者世帯は8.1%であった。

これらの地域では人口の高齢化が、即単身高齢者など高齢者単独世帯の増加に通じている。現在のところでは、単身高齢者も含む高齢者のみ世帯の高齢者世帯に対する比率は吉田町15.4%、両神村12.8%、大滝村24.2%、神泉村16.5%、名栗村11.8%(1985国調)であって、地域格差が大きくなっている。図2-10は高齢者比率と単身高齢者発生率の相関を県全体と比較したものであるが、1982年と1989年では若干の変動があるものの、県北・県西部では高齢者比率及び単身高齢者の発生率が県平均を上回る傾向にある。県南中心城市でも同様の傾向にある。過疎5町村では吉田町・名栗村が単身高齢者の発生が少なく、逆に大滝村における単身世帯の発生率は、県全体の平均(4.5%)をはるかに上回り他の3町村の2倍近い13%台に達している。表2-5では高齢者単独世帯の動向を全国過疎市町村との比較でみているが、全世帯に対する単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯は大滝村が全国と同レベルであるが、他の4町村はいずれもかなり下回る数値となっている。

表2-4 世帯の家族類型別65歳以上の親族のいる世帯 上段は実数:下段は%

世帯類型	吉田町	両神村	神泉村	大滝村	名栗村	小計	
核家族	夫婦のみ世帯 (68)	46 (27)	20 (10)	73 (38)	34 (16)	297 (159)	
	13.4	11.1	12.2	20.5	10.9	14.6	
夫婦と子供からなる世帯	51	25	10	25	28	139	
	6.4	6.0	6.1	7.0	8.9	6.8	
片親からなる世帯	34	22	9	28	19	112	
	4.3	5.3	5.5	7.9	6.1	5.5	
その他の親類世帯	夫婦と親からなる世帯	53	38	18	42	26	117
	6.7	9.2	11.0	11.8	8.3	8.7	
夫婦、子供、親	362	202	64	110	165	903	
	45.7	48.8	39.0	30.9	52.7	44.3	
夫婦と他の世帯からなる世帯	101	44	21	21	16	203	
	12.8	10.6	12.8	5.9	5.1	10.0	
兄弟姉妹からなる世帯	3	2	1	1	1	8	
	0.4	0.5	0.6	0.3	0.3	0.4	
他に分類された世帯	27	9	4	5	3	48	
	3.4	2.2	2.4	1.4	1.0	2.4	
非家族世帯	1	0	0	3	0	4	
	0.1	0	0	0.8	0	0.2	
単身高齢者世帯	54	26	17	48	21	166	
	6.8	6.3	10.4	13.5	6.7	8.1	
世帯総計	792	414	164	356	313	2039	
町村別全世帯の総計	1692	849	374	819	656	4390	
高齢者/全世帯×100	46.8	48.8	43.9	43.5	47.7	46.4	

「昭和60年国勢調査」より ()内は65歳以上の夫婦のみ世帯

表2-5 過疎法指定地域の単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯数

区分	全国(1985)	全国(1990)	吉田町	両神村	神泉村	大滝村	名栗村
1人暮らしの高齢者世帯 a	145,000	185,000	54	26	17	48	21
高齢者夫婦世帯 b	108,000	159,000	68	27	10	38	15
全世帯 c	2,332,000	2,356,000	1,692	849	374	819	656
a/c (%)	6.2	7.9	3.2	3.1	4.5	5.9	3.2
b/c (%)	4.6	6.7	4.0	3.2	2.7	4.6	2.4

備考:1.国勢調査による

2.本表における過疎地域は新過疎法により公示された市町村(1,165団体)である

3.埼玉県5町村は1985年国勢調査

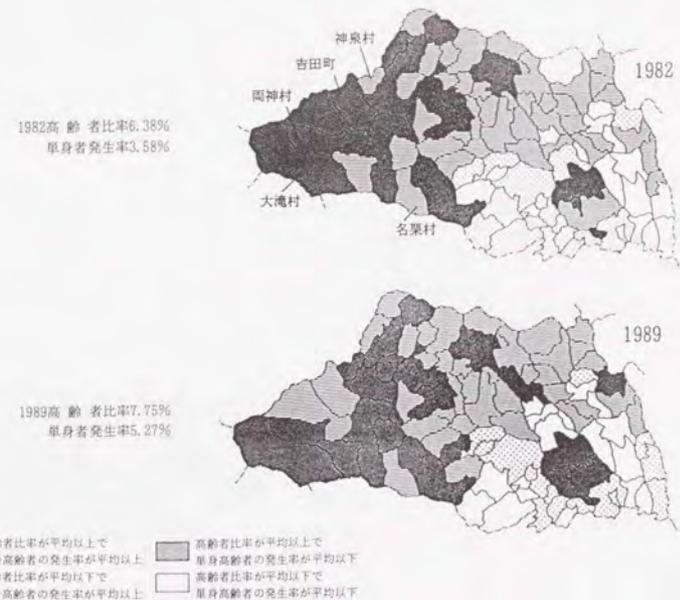


図2-10 高齢者比率と単身高齢者発生率の変容(1982-89)

4 地区別高齢化の現況

以上述べたように、地域における高齢化動向は各町村毎に大いに異なるが、同一町村内であっても地区によってその様相は一様でない。図2-11～12にこれら各町村別・地区別の詳細を示している。最も過疎化・高齢化が厳しい大滝村では、高齢者比率が23.2%～38.9%と15.7ポイントの地域差がみられる。

両神村ではさらに地区差が拡大しており、12.8%～29.5%と2倍以上の地域差がある。5町村内では吉田町の太田部地区が43.1%と最も高齢者比率が高く、地区総人口（123人）からみた高齢者比率の高さは全国的にも数少ないケースである。この地区では、50～60歳台の後背人口が控えており、今後益々高齢化を迎えることになる。太田部地区に近接した神泉村矢納地区（25.5%）でも、近い将来太田部地区と同様の動態を示すと考えられる。5町村の地域格差で比較的安定した状況にあるのは過疎指定が最も遅い名栗村である。集落もそれ程分散しておらず、5町村の中では東京圏から最もアクセスしやすいといった立地条件にも起因している。

■大滝村行政区別高齢者人口比率（H4.1.1現在）

区	総人口	65歳以上の 高齢者数(人)	高齢者比率 (%)
I 区	455	112	24.6
II 区	503	117	23.3
III 区	182	51	28.0
IV 区	180	70	38.9
V 区	357	97	27.2
VI 区	185	43	23.2
VII 区	158	45	28.5
合計	2,020	535	26.5

町村別、地区（町丁）別高齢化状況



■両神村行政区別高齢者人口比率（H.3.6.1現在）

行政区	総人口	65歳以上の 高齢者数(人)	高齢者比率 (%)	行政区	総人口	65歳以上の 高齢者数(人)	高齢者比率 (%)
1区	376	48	12.8	8区	110	27	24.6
2区	410	68	16.6	9区	217	64	29.5
3区	357	62	17.4	10区	294	46	15.7
4区	391	83	21.2	11区	205	40	19.5
5区	244	55	22.5	12区	202	44	21.8
6区	182	32	17.6	13区	143	37	25.9
7区	144	33	22.9	合計	3,275	639	19.5



図2-11 5町村の地区別高齢者比率の分布-1

■吉田町字別高齢者人口比率 (H. 3. 10. 1現在)

字名	総人口	65歳以上の 高齢者数(人)	高齢者比率 (%)
下吉田	3,020	521	17.3
久長	756	133	17.6
阿熊	309	85	27.5
上吉田	1,737	402	23.1
石間	577	147	25.5
太田部	123	53	43.1
総数	6,522	1,341	20.6

町村別、地区(町丁)別高齢化状況



■神泉村字別高齢者人口比率 (H3. 1. 1現在)

字名	総人口	65歳以上の 高齢者数(人)	高齢者比率 (%)
上阿久原	389	84	21.6
下阿久原	742	106	14.3
矢納	259	66	25.5
総数	1,390	256	18.4



■名栗村字別高齢者人口比率 (H. 3. 12. 1現在)

区	総人口	65歳以上の 高齢者数(人)	高齢者比率 (%)
東区	1,139	233	20.5
中区	1,002	182	18.2
西区	520	98	18.8
総数	2,661	513	19.3



高齢者人口比率

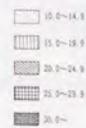


図2-12 5町村の地区別高齢者比率の分布-2

5 過疎・高齢化対策の動向と課題

5. 1 過疎地域活性化計画と高齢化対策

(1) 高齢化に対する現状認識と行政課題

埼玉県の過疎化現象の主たる要因は次のように捉えられる。まず第1に道路環境の課題である。吉田町・両神村及び大滝村は山梨・長野両県と隣接しているが基幹道路等が未開通・未整備のために、いずれの町村でも交通網が袋小路の状況にある。特に神泉村及び名栗村については幅員の狭い数本の県道等が隣接都県や市町村間にあるだけで、交通条件が劣悪である。そのため、首都圏の70～100kmに位置しているにもかかわらず、従来、工業集積が乏しく、雇用機会にも恵まれていない。山村の主要産業である林業については、輸入材の増加、木材価格の低迷、林道等の基盤整備の遅れなどから、林業経営が低迷し、過疎化を促進している。

第2に、生活基盤の脆弱さや就業・就学機会の不足などの中で、より高い所得機会と社会的サービスを求める人口が都市部に流出していると考えられる。

5町村の内、4町村では1970年の「過疎地域対策緊急措置法」の施行以来、数次にわたる振興計画を策定し、諸事業を推進してきたが、今日でも過疎化状況を打開するに至っていない。

福祉的生活課題として、過疎町村側では次のような現状認識下にある。本研究の中で得られた知見では、行政側に「福祉ニーズがない」といった認識が根強いのである。地域住民・高齢者からの福祉的ニーズがないので「福祉計画をどう立案し、具体化するかその方策が立案できない」という考え方である。また、たとえ福祉施設を計画してもその立地や利用者の圏域・行政負担の限界から運営も困難があると認識している。また地域活性化の主題である「若者のUターン」、「産業立地の可能性」についても十分な展望と対策を組めてはいない。

高齢化あるいは高齢者対策については、近年の5年間で各町村とも急速に事業メニューの拡大を図っている(表2-6)。第1次調査開始時点(1987年)では、各事業の未整備町村が大半であったが、吉田町・両神村及び大滝村ではほぼ全メニューの整備が進められている。名栗村、神泉村では、その後も事業化メニューが少なくない。「ホームヘルパーの派遣事業」をはじめ、「老人給食サービス」、「ショートステイ事業」、「デイサービス事業」など、主要在宅サービスメニューは実施はされているものの問題点も多く、今後の展開に委ねられている。図2-13は県内老人ホームの分布である。過疎地域では特に秩父広域市町村圏で地域から施設へのアクセス課題が認められる。

表2-6 実施中の在宅福祉事業

*印は調査開始時点(1987)での事業 (1991年現在)

事業名	事業内容	事業主体	実績及び問題点
1 在宅福祉サービス			
在宅寝たきり老人等入浴サービス	家庭において自力での入浴が困難な寝たきり老人等に対し、入浴サービスを行う	*吉田町 神村 大滝村 神泉村	吉：巡回車が4月～9月、その他 両：月6回(4月～9月)、託 神：利用者は一人のみ委託
単身老人給食サービス	隔月一回の他に、高齢者生活センターへリクエストの会	*吉田町	・地域的に太田地区に配食 ・配食スタッフ：改善推
	隔月一回の他に、高齢者生活センターへリクエストの会	両神村	・配食スタッフ：改善推
	食生活改善に調理した弁当	大滝村	・配食スタッフ：改善推
	月一回、一人暮らしの老人に配食	神泉村	平成4年度実施
	高齢者を村の特養に集めて会食	名栗村	・平成4年に始めたばかりで ・試験的に行っていないが、い ずれば実施する予定
寝たきり老人等布団乾燥	寝たきり老人等に対し、寝具一式の乾燥サービスを行う	*両神村	
寝たきり老人等おむつ類支給	寝たきり老人等で希望するものにおむつ、紙おむつ、さらし等を支給	吉田町 神村 大滝村	大：社会福祉協議会
ホームヘルパー派遣事業	体の弱い高齢者や重度の障害者等のいる家庭に、日常生活上世話を行う	*吉田町 神村 大滝村 神泉村 名栗村	両：専任のヘルパーが欲しい 神：現在保健婦OBに委託 神：在宅介護をもち増や す家庭は少ないが、問 答は受け付けられると 介護が必要
ショートステイ事業 (在宅老人短期保護事業)	寝たきり老人等が介護施設に入所できない場合に、短期間で介護できる施設に保護する	*吉田町 神村 大滝村 神泉村 名栗村	吉：7日間は無料利用が、運 両：荒川前まで4～5月、冠 神：冠婚葬祭時に多い
巡回更生相談者の送迎	巡回更生相談を受ける者を会場まで送迎する	吉田町 神村 大滝村	
看護指導	在宅の寝たきり老人等に対し、保健婦、看護士等への指導を行う	吉田町 神村	
デイ・サービス事業	在宅の虚弱老人等に対し、通所介護を提供する	吉田町 神村 大滝村	吉：町内の特養に委託して 両：荒川前まで4～5月、冠 神：冠婚葬祭時に多い
2 通信・災害対策サービス			
単身老人インター設置	居宅における一人暮らしの老人と連絡をとり、緊急時や不慮の事故を防ぐ	吉田町 神村 大滝村	

事業名	事業内容	事業主体	問題点	
煙感知器設置	寝たきり老人等、単身老人及び在宅の寝たきり老人等に煙感知器を設置する	吉田町 神村	両：単身40世帯	
単身老人世帯防火指導	消防署の職員が訪問し、防火指導を行う	吉田町 神村		
緊急通報システム事業	一人暮らしの老人や重度障害者の家庭に、電話回線を利用した緊急通報システムを設置する	大滝村 神泉村	吉：まだ利用されていない 神：今度の設置で1度使用された 名：検討中 両：93年、10年、ベント方式	
3 慰問事業				
寝たきり老人慰問	老人クラブの会員が訪問し、激励する	吉田町 神村 大滝村 名栗村		
重度障害者等慰問	重度障害者と寝たきり老人を慰問	吉田町 名栗村		
作文慰問	敬老期間中、小・中学生等が老人一人一人に慰問文を差し上げ、慰労と健康を願う	両神村 大滝村		
高齢者慰問	老人福祉週間中、高齢者を訪問し、祝い品を贈呈し激励する	吉田町		
4 日常生活用具の交付、貸与事業				
日常生活用具貸与(老人)	低所得の在宅寝たきり老人に対し、日常生活用具(スリッパ、車椅子、簡易浴槽等)を貸与	*吉田町 神村 大滝村 神泉村 名栗村		
5 各種手当金支給				
敬老年金	75歳～79歳	6,000円	吉田町	
	80歳～87歳	10,000円		
	88歳～	18,000円		
	70歳～79歳	80歳～84歳	7,000円	両神村
		85歳～87歳	10,000円	
		88歳～	15,000円	
70歳～79歳	70歳～76歳	15,000円	大滝村	
	77歳～79歳	24,000円		
70歳～79歳	80歳～	30,000円	神泉村	
	70歳以上	5,000円		
70歳～79歳	77歳以上		名栗村	
	77歳以上			
寝たきり老人手当	疾病等により、寝たきり状態が6カ月以上継続するものに支給(町村によって所得制限あり)	*吉田町 神村 大滝村 神泉村 名栗村		
6 全体的な在宅福祉医療サービス				
その他		吉田町 神泉町	吉：高齢者団体の計画 神：医療(大田設計)が困難 神：長二、PR不足 両：特養を充実したい 現在、小野町の病院を利用	



図2-13 県内老人ホーム分布表(1992.1.1現在) (出典)「埼玉県の高齢者福祉」(1992年版)

(2) 地域活性化計画と問題点

次に地域活性化計画及び事業化の動向について概括し、現状の問題点を確認する。
 埼玉県が策定した「過疎地域活性化計画」(1990)によれば、1970年に施行された「過疎地域対策緊急措置法」及びその後の「過疎地域振興特別措置法」に基づく計画の実施により、「居住環境が次第に改善されているが、非過疎地域との格差は依然として大きなものがあるため、引続き居住環境の整備を図る必要がある。」と報告されている。

また、「人口の流出を防止するには、単に居住環境の整備を図るだけではなく、山村の豊かな自然環境等の活用を軸に、山村と都市の交流を促進し地域産業の振興を図る中で、雇用機会の拡大に努めるなど、総合的な定住環境の整備及び地域の活性化を図ることが必要であり、医療や福祉サービス等の社会的サービスの充実の中で、高齢者が安らぎ、憩い、若者が就業機会に恵まれ、地域の暮らしに魅力を感じ、多くの地域住民が住み続けたいと思える地域を創ることが、今後、過疎地域に求められることである。」とまとめている。

埼玉県の過疎地域の特徴は、先に触れたように首都圏70~100kmという好立地条件を有していることである。そこで今後の地域活性化計画の目玉として山村と都市の交流、観光・レクリエーション及び総合保養地域として発展を期待していると思われる。また当該地域から比較的小圏域にある中心都市の諸産業との連帯を軸に、地域の地場産業の育成・強化がうたわれている。

現在わずかではあるが、地域内での特産品の生産や産出された農林産物の加工を主体とする観光開発型農林業が展開されつつある。雇用機会の増大と地域経済の活性化を図るために、地域に根ざした先端技術産業等も誘致されつつある。

しかし、限定された物的・人的資源の中で高齢者を始め、地域住民の安定した生活環境を構築していくためには、広範な圏域による整備も重視される必要がある。各広域圏に所属する団体としては秩父広域市町村圏に吉田町、両神村及び大滝村の3町村が、児玉都市域市町村圏に泉神村が、西部第二広域行政圏に名栗村が包含され、周辺中核都市との連携が求められている。

国レベルの地域振興計画については、秩父広域市町村圏で「新地域経済活性化対策推進地域」及び、「ふるさと市町村圏計画」の対象圏域に指定され、現在、計画の策定が進められている。また児玉都市域市町村圏では「児玉大里地方生活圏地域振興推進計画」が認定され、各市町村圏計画と連動した地域の活性化への役割が期待されている。これら主要施策を表2-7に示している。

以上のように5町村を全体としてみると、地域活性化計画の主眼が外的経済への依存

に傾いており、高齢化対策としての核施設や在宅福祉サービス拠点の整備といった身近な地域施設については計画の遅延が認められる(表2-8)。それ故、高齢者の生活をベースとした老朽化住宅の改善や生活不安を解消する居住計画・居住支援プログラム、医療施設等の整備について緊急かつ長期的課題として取り組む必要性が増大している。

表2-7
過疎地域
関連諸事業

NO.	事業名等	事業概要		
		事業箇所	事業主体	事業内容
1	秩父リゾート地域整備構想	吉田町 岡神村 大滝村	県 関係町村 民間	秩父地域の優れた資源と特性を生かし、4つの重点整備地区の中心にリゾート地域としての整備を図る。
2	21世紀の森整備事業	大滝村	県 大滝村	大滝村中津川の県有林を活用して、県民のレクリエーションの場を整備する。
3	在学青年セミナーハウス	大滝村	県 大滝村	高校生を対象に集団宿泊研修や林間学校の集団活動ができる宿泊型研修施設を整備する。
4	美しい村づくり事業	岡神村 名栗村	県 関係町村	混住化が進む山村地域の公共施設等を利性、快適性、景観等に配慮しながら整備する。
5	日中友好の里整備事業	岡神村	県 岡神村	埼玉県と中国山西省の交流施設「友好の里」を整備する。
6	高齢者農業生産活動集団育成事業	吉田町 岡神村 大滝村	県 関係町村	地域の農業生産の振興を図るため、高齢者のもつ技術を生かして、農業生産活動集団を育成する。
7	みどりの村整備事業	吉田町	県 吉田町	秩父地域の豊かな自然を活用した宿泊施設、レクリエーション施設を整備し、都市住民との交流を図る。
8	埼玉の山村と都市の交流推進事業	吉田町 岡神村 大滝村	県 関係町村	県内の山村地域と都市地域の交流を促進する中で、山村地域の特産物の生産や販売及び観光等を振興する。
9	水源地域整備事業	吉田町 大滝村	県 関係町村	ダム建設により基礎的條件が著しく変化する地域について生活環境、産業基盤等を整備する。
10	ダム湖活用環境整備事業	名栗村	県 名栗村	ダム湖の観光・レクリエーション機能の活用を図りつつ、水資源施設に対する意識啓発を行う。
11	テクノグリーン構想	吉田町 岡神村 大滝村 神楽村	県 関係町村 民間	緑豊かな秩父、児玉、県北地域に先端技術産業等を導入するため、中核工業団地やサテライト工業団地を整備する。
12	林業構造改善事業	名栗村	国・県 名栗村	山村地域の環境条件や林業生産基盤の整備等を総合的に進め、林業構造を改善する。
13	農村総合整備モデル事業	吉田町	国・県 吉田町	農村環境及び生産基盤の整備を一体的に実施し、生活環境の改善をモデル的に推進する。
14	林業地域総合整備事業	吉田町 岡神村 大滝村 名栗村	県 関係町村	林業及び林業従事者の発展を図るため、林道網の整備と併せて生活環境の整備を総合的に行う。
15	複合機能森林整備事業	名栗村	国・県 名栗村	林道の林業生産基盤の整備を図りながら、森林地域のもつ保健休養機能等の活用施設を導入する。
16	新農村地域定住促進対策事業	吉田町 神楽村	国・県 関係町村	農村地域の生産環境及び生活環境を総合的に整備し、新たな定住条件の整備・促進を図る。
17	新地域経済活性化計画	吉田町 岡神村 大滝村	県 関係町村	地域における人材、技術、情報、資源等を効果的に活用し、自発的かつ独創的な地域経済振興を推進する。
18	ふるさと市町村圏計画	吉田町 岡神村 大滝村	県 関係町村	従来の広域市町村圏の圏域を基盤としつつ、「ふるさと市町村圏基金」の活用により、日常生活圏を整備する。
19	児玉大里地方生活圏振興推進計画	神楽村	県 関係町村	国の定住圏構想に基づき、地域の定住基盤の整備促進を図る。
20	児玉都市21まちづくり構想	神楽村	県 関係町村	児玉広域市町村圏内の各市町村が協同して、地域が目指すべき将来像を描き、それに沿った整備促進を図る。

表2-8 過疎地域活性化計画による
高齢者関連事業計画

活性化計画区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
高齢者の福祉、その他の福祉の増進	(1)高齢者福祉施設	勤労者福祉会館 (新築) RC平屋 644.76㎡	岡神村		
		温泉浴場 (新築) 木造平屋 150㎡	#		
		福祉保健センター (新築) RC2階造 600㎡	#		
		ケアハウス (新築) 木造平屋 500㎡	#		
		老人福祉センター 鉄骨造2階建 660㎡	名栗村		
		老人福祉センター (新設) RC造2階建 724.48㎡	大滝村		
		老人福祉センター備品購入	#		
		老人福祉センター送迎用車両 (ワゴン車) 購入	#		

「資料：埼玉県過疎地域活性化計画」

5.2 生活環境整備と交通条件

(1) 交通体系の整備

過疎地で生活する住民にとって、交通体系の整備はあらゆる生活環境整備の根本を形成するものである。保健・福祉・医療など基本サービスの圏域が拡大し、質的拡充が増すにつれてその重要性は増大する。交通体系の整備については、特に秩父地域において立ち遅れており、隣接都県や県南・県北地域に通じる基幹的交通網を整備し、これによって広域的な連絡性のある道路網を形成するとともに、秩父・児玉広域圏を結ぶ道路網及び広域県内の各市町村を結ぶ道路網の整備が必要とされる。

一方、生活に身近な町村道などについては、各町村において整備が進展しつつあるが、辺地あるいは先端の集落までは不十分なケースが少なくない。身近な道路・交通施設は日常的な商業活動や生活維持にとって不可欠な生活施設であり、中心集落と周辺集落の均衡ある振興を図るためにもその整備が促進される必要がある。

過疎地域におけるバス交通は、高齢者や子供の地域内外への移動、通学手段として極めて重要な役割を担っている。現在大滝村・両神村・名栗村では、村営バスや民間バスが運行されているが、地域住民の利便の増進を図るため、さらに路線の新設や運行本数の増発が検討されるべきである(図2-14~16)。他の町村でも同様な交通手段の確保が必要とされる。これらの整備に加え、交通手段確保については、さらに、ドア・ツー・ドア・スタイルの高齢者用移動システムの導入が課題となる。また、緊急時対策としての高速交通(ヘリポート整備)、緊急車両等の充実も検討課題としてあげられている。

(2) 地域施設の配置

大滝村、両神村、吉田町、神泉村、名栗村の主要公共施設の現況配置及び今後の新設施設について、図2-17~2-21に図示した。各町村公共施設の配置は、自然条件にもよるが、比較的人口密度の高い中心集落に集中する傾向が強く、高齢化の進む地区ではより生活利便施設の困窮度が高まるという過疎地域特有の様相を呈している。図では主として当該町村の役場からの圏域を1km、2km、5km及び10kmの範囲で図示しているが、主要な地域施設は大半が2km以内に集積していることがわかる。

現在計画されようとしている地域施設は、地域住民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動やボランティア活動の場としてのコミュニティセンターの整備、集会施設の未設置集落における地区集会施設の整備等であるが、今後は人口密度とは異なる観点からの整備計画がより一層必要とされるべきである。地域施設については、児童の減少に伴う小学校等の教育施設や高齢者サービス施設の再編が予測される。

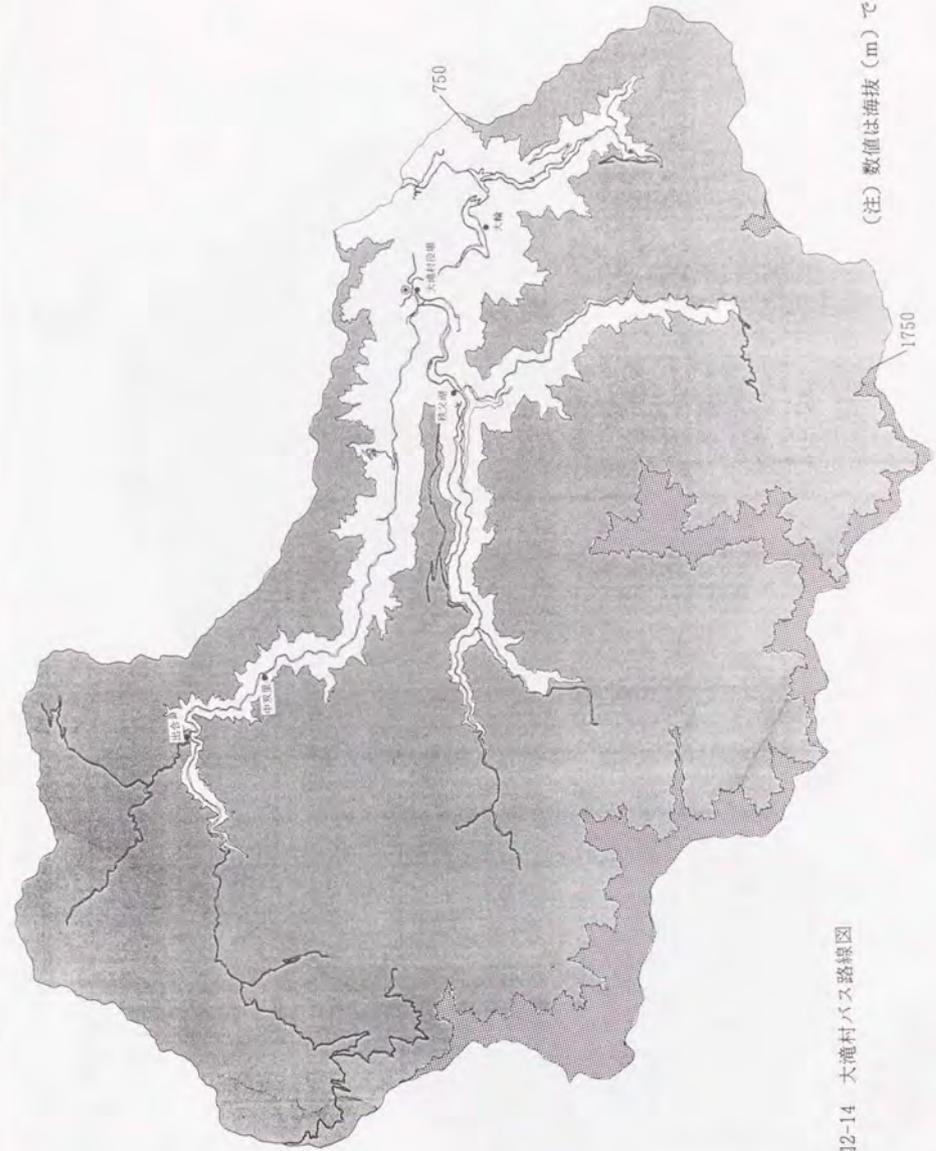


図2-14 大滝村バス路線図



図2-15 両神村バス路線図

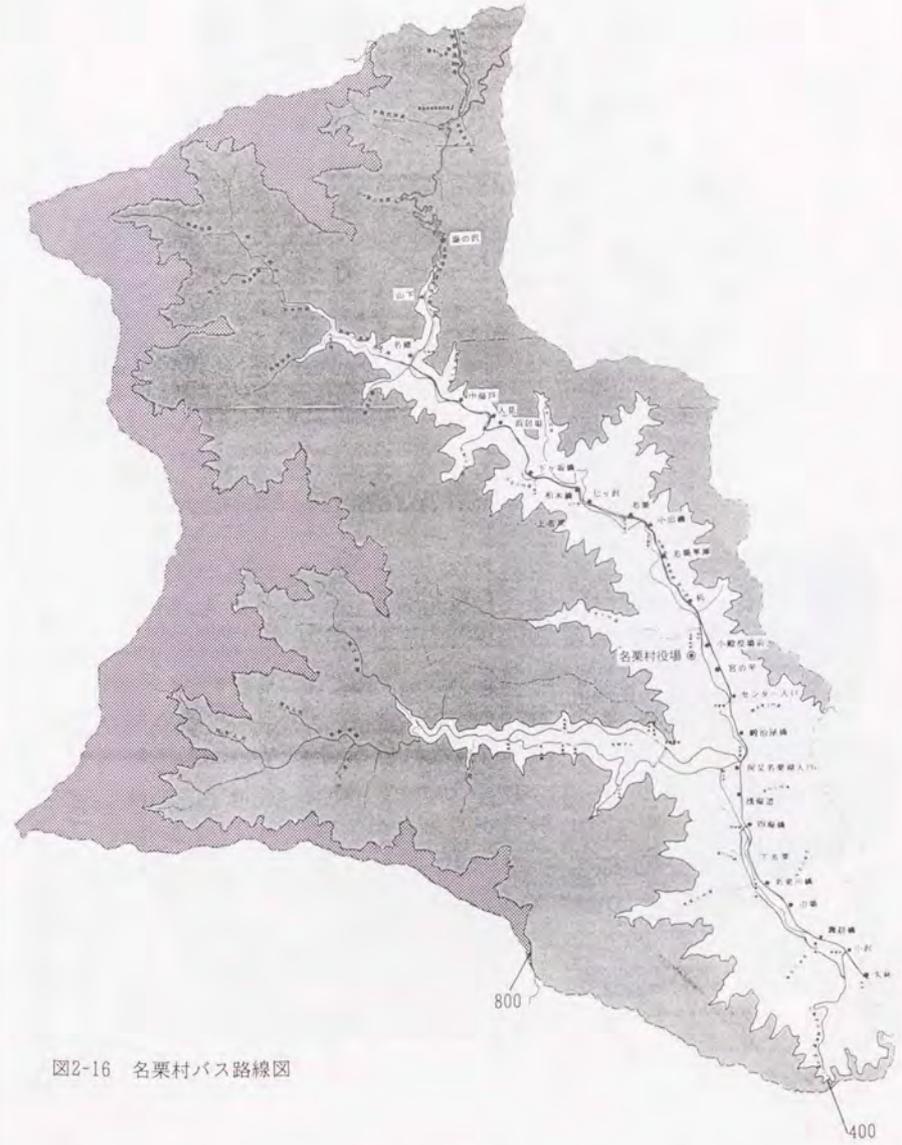


図2-16 名栗村バス路線図



図2-19 吉田町地域施設マップ

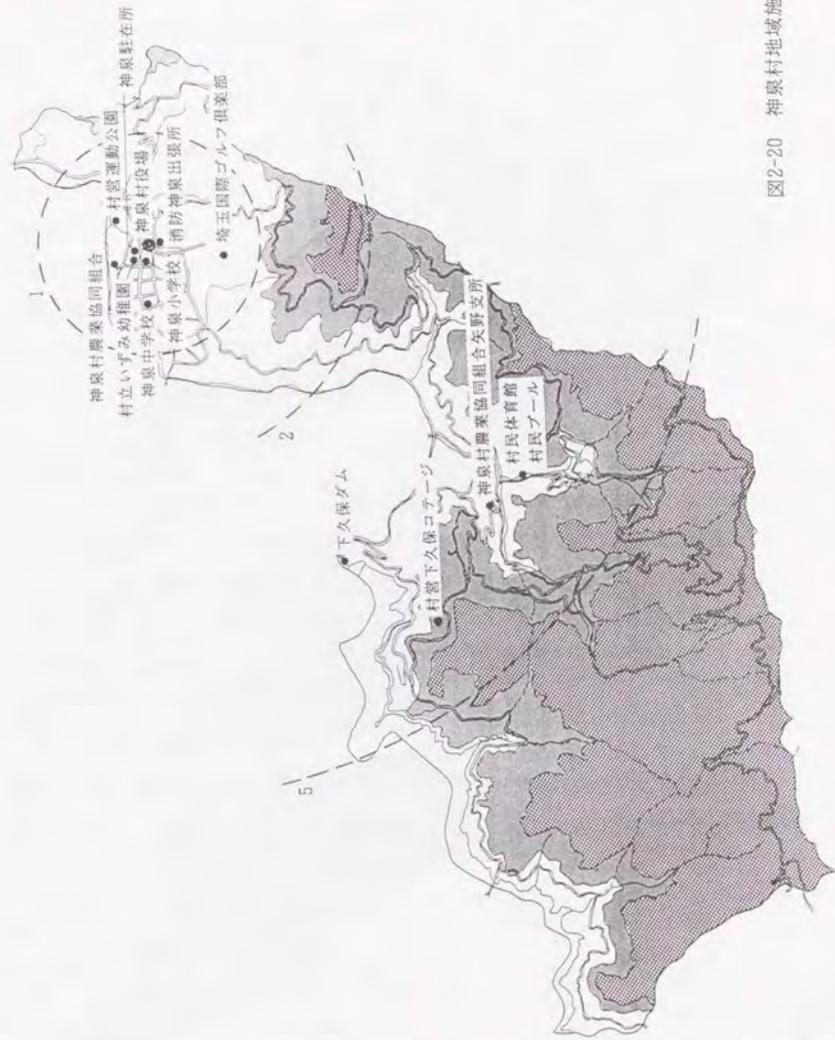


図2-20 神泉村地域施設マップ

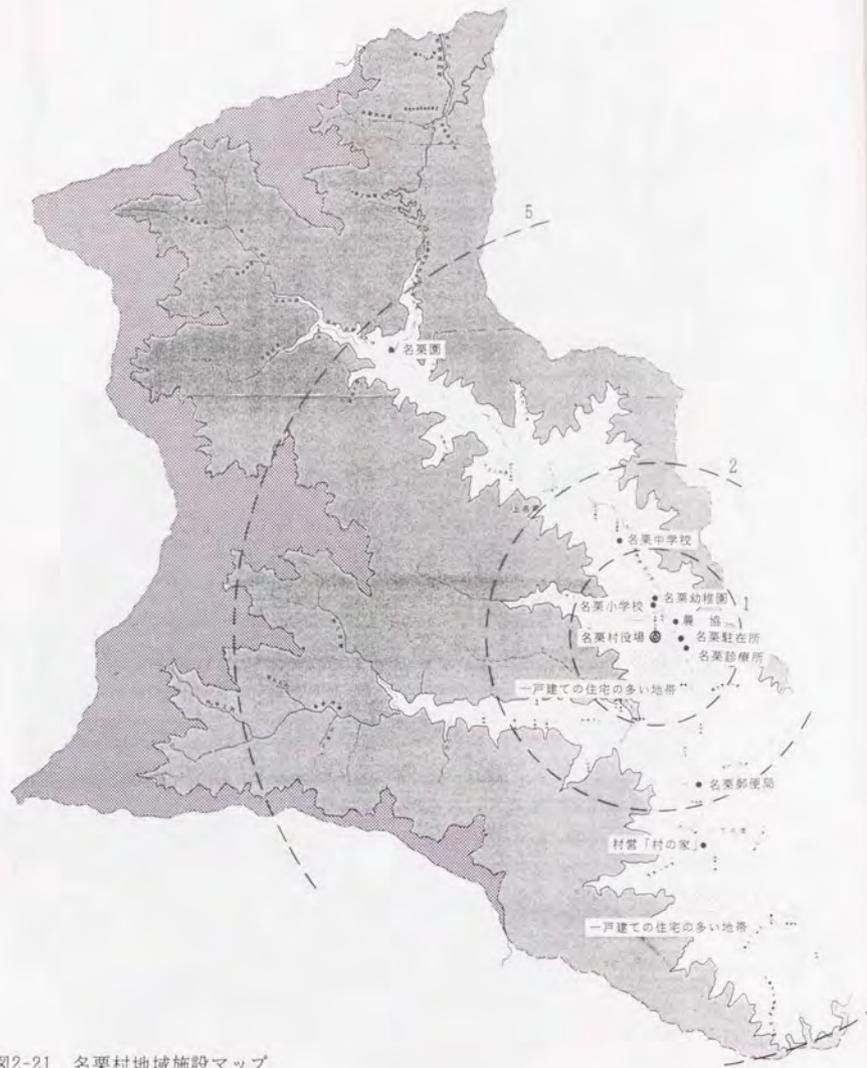


図2-21 名栗村地域施設マップ

(3) 保健・福祉・医療の整備

① 高齢者の福祉の増進を図るための対策

埼玉県過疎町村では、いずれの地域でもこれまで在宅サービス機能は極めて立ち遅れていた。そこで、今後過疎地域の高齢者ができる限り住み慣れた地域社会の中で生活できるよう、保健・福祉・医療サービスの連携を図るべく、各種保健事業をはじめ、ホームヘルパー派遣事業やデイサービス事業などの在宅福祉、さらに施設福祉を総合的に供給できるシステムの確立が目標とされている。高齢者の居住サービス機能としては、第二部で論述する「過疎高齢者生活福祉センター」も主要なサービス施設として、整備課題に登場しようとしている。

② 保育所及び児童施設の整備

保育所については、地域社会全体で児童を育成するための中核として位置付けられ、高齢者と保育所児童との交流や育児相談など地域の特性に応じた施設整備が求められている。また、児童の健全育成の増進を図るために新たに児童館の整備が進められようとしている。

③ 医療の確保

現状における医療施設の整備状況については、各町村間の格差が著しく、一部の地域では地理的条件や交通条件から地域外への依存も困難な状況にある。吉田町太田部地区のように日常生活圏から孤立した地域住民の健康の維持・増進を図るためには、保健、初期医療をはじめとする医療サービスの展開及び相互の連携強化が求められる。今後は住民数の減少を見極めながら、一部の激疎地域では巡回診療体制の構築を促進するとともに、保健婦活動、移動保健所等の充実による健康・保健サービスが強化される必要がある。そして、出生から児童期・高齢期・そして人生の完成期（終末期）に至る保健・福祉・医療に関わる包括的サービスの展開が地域居住対策の基本になると考えられる。

第3章 埼玉県過疎町村の高齢者単独世帯の居住特性

1 調査の設計

1.1 調査の目的

本調査の目的は次のようである。

①本研究の目的に沿って過疎農山村で生活している高齢者の生活特性を実態的、事例的に把握すること。

◇高齢者の生活現状の把握

高齢者単独世帯の住生活、生活要求等について現状を確認する。

②過疎農山村地域の高齢化が高齢者の生活環境維持に与える条件を把握する。

◇居住の変遷、住宅事情、住環境の困窮度、居住継続のための環境整備要件、子供世帯を含む家族の動向と住まい方の意向変化を確認する。

③地域の環境を把握し住民生活の基本的な要件、及び今後の整備課題を把握する。

◇地域特性の把握

人口動態、高齢者の地域分布、住宅事情、地域施設整備、交通条件、高齢者対策の現状と課題、在宅福祉サービスの現状と課題等を把握する。

1.2 調査対象地域と調査対象者

(1) 調査対象地域の選定理由と地域の概要

本調査の過疎対象地域としては、首都圏に最も近い埼玉県内の過疎地域で過疎法の指定を受けている吉田町、両神村、大滝村、神泉村、名栗村の5町村とした。その理由としては

- ①第1に過疎地域の高齢化が都市と農山村地域との人口移動で成立している実態をとらえ、都市化と過疎化という両者の地域差を至近距離で捉えやすい地域であること。
- ②第2に首都圏に最も近い距離にありながら、全国的な過疎農山村からみても極めて平均的な過疎現象を呈しており、高齢化や高齢者の住生活に関連する共通の視点を把握することが可能であると思われた点である。

尚調査対象地域の地域特性は2章で述べているが、主たる町村の変遷と地勢について各団体の関係資料等(文1)から以下にまとめておく。

●大滝村の変遷

- 707年(慶雲4) 大滝村の存在が確認されている
- 1889年(明治22) 大滝村、中津川村、三峰村の3村が合併して大滝村となる
- 1960年(昭和35) 人口8,202人(国勢調査)をピークに人口減少が始まる
- 1961年(昭和36) 二瀬ダム工事の終了
- 1970年(昭和45) 過疎地域に指定される
- 1972年(昭和47) 秩父広域市町村圏組合に加入、ゴミ処理等を行う
- 1979年(昭和54) 地下資源開発会社の銚ニッチツの規模縮小により約600人が村外へ転出
- 1987年(昭和62) 中津川局の開設により、電話が全村に普及
- 1987年(昭和62) 県道秩父多摩国立公園三峰線が共用を開始される

●両神村の変遷

- 1889年(明治22) 小森村と薄村の2村が合併し両神村となる
 - 1955年(昭和30) 人口5,134人(国勢調査)をピークに人口減少が始まる
 - 1967年(昭和42) 山村振興法による振興山村の指定を受ける
 - 1969年(昭和44) 村営の簡易水道施設の設置
 - 1970年(昭和45) 秩父広域市町村圏域、及び秩父地域経済活性化対策推進地域に包括される
 - 1970年(昭和45) 過疎地域に指定される
 - 1971年(昭和46) 地域指定により3年間、第1次林業構造改善事業の指定を受ける
 - 1972年(昭和47) 村営バス事業の運行
 - 1973年(昭和48) 統合小学校の建設
 - 1975年(昭和50) 全ての分校の廃校
 - 1977年(昭和52) 宿泊型観光の拠点として国民宿舎両神荘をオープン
 - 1978年(昭和53) これより4年間、第2次林業構造改善事業の指定を受ける
 - 1978年(昭和53) 自動化に伴う電話交換局が設置され、村全域に普及した
 - 1979年(昭和54) 幼稚園の設立
 - 1980年(昭和55) 宿舎周辺と四阿屋山を中心とする一体が国民休養地として指定される
 - 1982年(昭和57) 農業振興地域の指定を受ける
 - 1982年(昭和57) 保育所の設置
 - 1986年(昭和61) 村内に既存する豊富な木材の有効利用を図る目的から「地域特産品生産センター」を建設
 - 1986年(昭和61) 中学校校舎改築
 - 1986年(昭和61) 小規模な宅地造成事業の開始
- #### ●吉田町の変遷
- 1955年(昭和30) 人口9,264人を最高に過疎化が始まる
 - 1956年(昭和31) 久吉田町と吉田村が合併
 - 1960年(昭和35) 上武自然公園の指定を受ける
 - 1971年(昭和46) 上水道が建設される
 - 秩父広域市町村圏組合において広域消防が発足

- 1973年(昭和48) 「吉田町総合振興計画基本構想」を策定
 1974年(昭和49) 農業振興地域に指定される
 公社電話の自動化に伴い、全町に普及
 1980年(昭和55) 過疎地域振興特別措置法による過疎地域に指定される
 1981年(昭和56) 上吉田、石間、阿熊周辺が県立秩父自然公園に指定される

●神泉村の変遷

- 1954年(昭和29) 阿久原村と矢納村が合併して神泉村となる
 1968年(昭和43) 下久保ダム完成、そのため5集落約300人が転出
 1970年(昭和45) 過疎地域に指定される
 1971年(昭和46) 過疎振興事業の実施
 1972年(昭和47) 農業振興地域の指定を受ける
 1982年(昭和57) 防災行政無線施設を導入
 1983年(昭和58) 村営バスの運行開始

●名栗村の変遷

- 1950年(昭和25) 人口3,589人をピークに人口減少が始まる
 1952年(昭和27) 中学校の建設
 1965年(昭和40) 既設の3小学校が統合される
 1966年(昭和41) 台風26号で大きな被害を受ける
 小学校の新校舎建設
 1968年(昭和43) 名栗小学校に併設された形で幼稚園を建設
 1978年(昭和53) 幼稚園を2年制保育とする
 1979年(昭和54) 消防・防災対策として青梅市・東京消防庁と応援協定を結ぶ
 1980年(昭和55) 村営水道施設完成、翌年より給水開始
 1983年(昭和58) ハヶ原簡易給水施設工事を実施
 1985年(昭和60) 消防・防災対策として県下消防応援協定を結ぶ
 中学校の校舎、体育館の改築
 1990年(平成2) 新過疎法による過疎地域に指定される

■大滝村の概況

大滝村は、総面積331.83k㎡(県面積の約1割)、人口2,265人(1991年10月1日現在「大滝村町(丁)字別人口調査結果」)で、総面積の95%は山林原野で占められている。耕地は80ヘクタールで村の総面積の0.3%にも達しない。このため古くから林業が盛んに行われてきた。農業についても、地形が急斜面であり、緩やかなところを選んで作った畑のため、必然的に零細農業となっている。村内には24の集落があり、山頂の三峰、中腹の大連原、滝の沢、栃本地区を除く20の集落は山裾、河川に沿って点在している。

かつて地下資源の開発が樹ニッチツによって始められた。一時的には、村内日産工業

樹の規模縮小により、約600人が急減した。また、村民の足であるバス路線についても、人口減少からその利用者が減り、特に中津川バス路線については、廃止寸前まで追い込まれたが、県の指導等により改善的な方向で運行されるようになった。

■両神村の概況

両神村は、総面積70.46k㎡、人口3,331人(1991年10月1日現在「両神村町(丁)字別人口調査結果」)で、総面積の87%が山林原野で占められており、両神山を源とする薄川、小森川の両河川の河岸段丘上に50の集落で構成されている峡谷型の純山村である。両神村は1889年4月の町村制施行のおり薄村と小森村の2村が合併し、現在に至っているが、1950年代中頃まで5,000人台の安定を保ってきた人口も、以後減少の一途を辿っている。第1次産業が約80%で、こんにゃく、うり、山うど、ふぎ、アスパラ等が導入、栽培され主要作物が移行しつつある。観光面では、1978年に国民休養地の指定を受け、1975年に宿泊型観光の拠点としてオープンした国民宿舎両神荘周辺と四阿屋山を中心に、1979年から園地、駐車場の整備、休息舎の建設等各種事業が実施されている。また、1972年4月から村営バス事業の運行を開始し、現在3系統1日に4~10回の往復運行を実施している。

■吉田町の概況

吉田町は、埼玉県西部の秩父山岳地帯の北東に位置し、総面積は66.65k㎡、人口6,522人(1991年10月1日現在、「吉田町町(丁)字別人口調査結果」)、総面積の約80%が山林原野で占められている。そして、吉田川、赤平川の流域に開けた平坦地の集落と、小河川に沿って山腹に点在する集落との41集落によって構成されている。現在の吉田町は、1956年に町村合併促進法に基づき旧吉田町と上吉田町が合併し、新しい吉田町が誕生した。気候は太平洋側内陸性気候で、概して温順な気候である。季節風の影響で夏季は雨量が多く、湿度も高く昼夜の温度差が大きい。冬季は、山間地特有の北西風が斜面に吹きつけ、寒冷期は長い、ところによっては、暖地系の植物の生育地帯もある。吉田町は古い歴史を刻まれた地で、縄文時代に邑が形成され、当時の遺跡や古墳などが各所に点在している。町村には、有形無形の文化財が数多く遺されており、文化財の宝庫として広く知られている。とくに、農民ロケットとして知られている龍勢祭りは、秩父夜祭りとともに全国的に有名である。また、吉田町は1884年に農民が一斉に蜂起した秩父事件の発祥地でもある。

■神泉村の概況

神泉村は、埼玉県の西北部の外縁、秩父山岳地帯の北麓に位置し、東西9.2km、南北6.2kmで、総面積24.12k㎡、人口1,390人(1991年1月1日現在「神泉村町(丁)字

別人口調査結果)の小山村である。北は神流川をへだてて群馬県鬼石町に接し、南は急峻な山地を超えて秩父郡吉田町と皆野町に、また、東は児玉町と神川町とに連なっている。村の沿革は、阿久原村と矢納村が合併して1954年9月に神泉村が発足した。古くは、上州藤岡から阿久原を経て秩父・甲州に抜ける交通の要所として栄えたが、鉄道網整備(高崎線・八高線)から地理的条件により遠く取り残されたことが振興の立ち後れの要因になった。

農業では地形、地質に適した畑作物(こんにゃく)と酪農、椎茸、葡萄栽培、養蚕等。また、林業については、林野率76%と経済的期待は大きかったが、近年の木材価格の低迷から経営困難が続いている。観光面では、県立上武自然公園に全域が位置し自然環境に恵まれている。

■名栗村の概況

名栗村は、埼玉県の西南端に位置し、東部は飯能市、南西部は東京都、西部及び北部は秩父郡に接している。南北に長く、総面積 58.75km²、人口 2,653人(1991年12月 1日現在「名栗村町(丁)字別人口調査結果」)で、村の総面積の94%が山林で占められており、西北部から南東部にかけて入間川(名栗川)が流れ、集落は川沿いに発展している。

地層は秩父古生層からなり、土壌は褐色森林土である。村の大半は急斜面の森林で平坦地は入間川沿いにある。村の沿革は、古くは、“那栗郷”と呼ばれていたと伝えられており、その後、1889年に新しく町村制が施行され、1890年に上名栗村と下名栗村が合併し、現在の名栗村となる。旧村名をそのまま大字名として村の体制が確立された。さらに、1921年7月行政郡域の変更により、秩父郡から入間郡に編入され、1936年には、上・下名栗区有財産を村有財産として統合し、村の財産管理体制も確立され、現在に至っている。

(文1)当該町村の参考資料については、巻末に一括した。

(2)調査対象者の選定と総数

調査対象高齢者の選定方法は、各町村役場の住民基本台帳を基に65歳以上の高齢者世帯を選び、その中でも地域における高齢化の推移および高齢者の住生活問題を典型的に抱えていると思われる単身高齢者世帯および高齢者のみの世帯を抽出した。

調査対象世帯の総数は以下の通りであるが、5町村とも基本的に悉皆調査として実施した。

◆調査対象の総数	高齢者単身世帯-単身世帯	168世帯 (42.3%)
	高齢者のみ世帯	229世帯 (57.7%)
	合計	397世帯 (100.0%)

1.3 調査のフレームと調査方法

(1) 調査のフレーム

調査のフレームの全容は、以下の通りである。

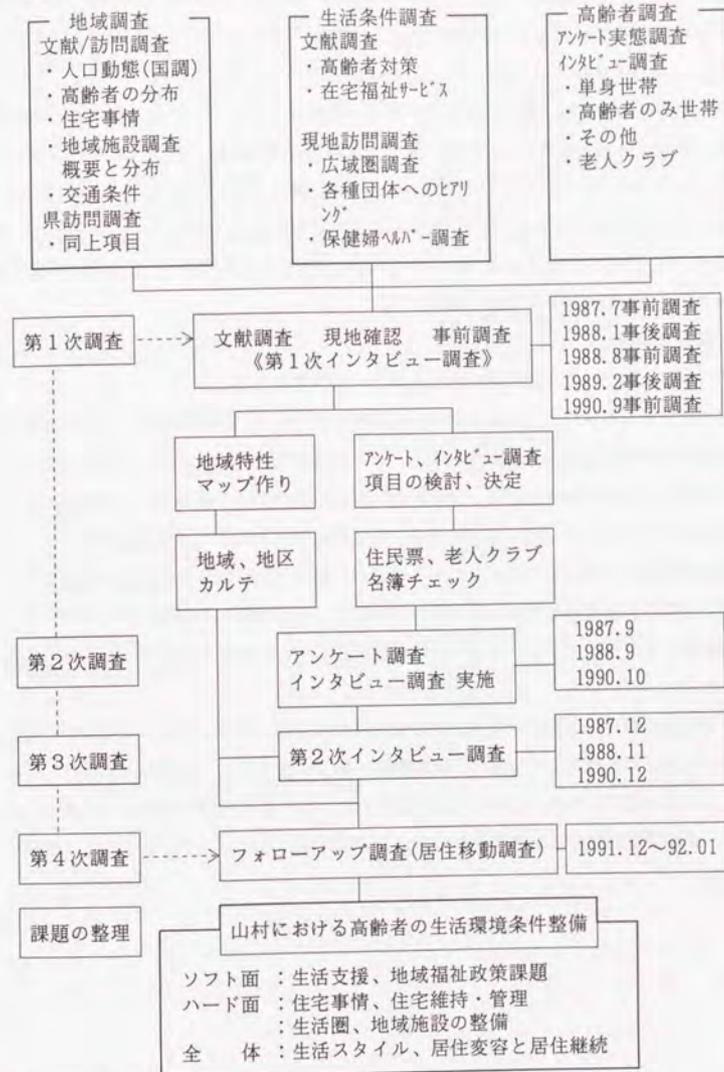


図3-1 調査方法とフロー

(2) 調査方法

調査は、調査フレーム通りに実施した。まず1987年9月から1988年12月にかけてこれら対象地域のうち旧過疎法で指定されていた大滝村・両神村・吉田町・神泉村4町村の全高齢者単独世帯（単身世帯及び高齢者のみ世帯）を対象に高齢者の生活変容を知るための生活・居住環境調査をアンケート及び訪問調査方法で実施した。次に両調査と並行しながら4町村の役場住民課、企画課及び県の当該部局に対して、地域の高齢化と高齢者居住の課題についてヒアリング調査、資料収集調査を実施した。その実施時期は1987年7月から1988年11月である。つぎに1990年9月から12月には新過疎法（1990年4月施行）によって新規に指定された1地域（名栗村）を調査対象としてアンケート及び訪問調査を実施した。さらに1991年12月から1992年1月にかけて各役場に依頼して全調査対象世帯に対する居住移動（追跡）調査を実施した。

(3) 調査回収結果

アンケート及び訪問調査結果の概要は表3-1～3の通りである。

第1次、第2次アンケート調査対象世帯総数は5町村397世帯636名で、その内高齢者のみ世帯177世帯（353名未回収世帯あり）、単身者世帯111世帯、計288世帯464名、平均世帯回収率72.54%を得た。なお調査に対する対象世帯の拒否対応は表3-2の通りであるが、不在を除いては概ね協力的であった。回収状況をみると過疎農山村といえども健康な高齢者が多く、日中就労している高齢者の回収には時間を要した。従って就労中の者に調査不能の世帯が多い。高齢者のみ世帯では全構成員から回収できていないケースも含まれている。子世帯へ季節的な居住移動をしていて調査できなかった世帯も数世帯みられた。

第2次訪問調査については各第1次調査時点の高齢単独世帯の中から世帯類型、年齢、性別、居住歴等を勘案して実施し、家族動態と本人の居住特性、居住志向等について実施した。その結果計38世帯75名の協力が得られた。町村毎の把握数は表3-3の通り。

尚、居住移動調査の結果及び町村毎の対象者居住地分布については第4章2で考察している。

(4) 調査内容

アンケート調査および訪問調査の内容については以下の通りである。

① アンケート調査項目

- ・ 続柄、性別、生年月日
- ・ 現在と元の職業、学歴
- ・ 住宅について
 - ・ 所有形態、建て方、居室の種類と数
 - ・ 現在の住宅への居住時期
 - ・ 現在の住宅の持ち主
 - ・ 入居前の居住地及び居住形態（1955年以後）
- ・ 収入項目
- ・ 家賃
- ・ 家賃の支払者
- ・ 家計状態
- ・ 日常生活で不自由な点
- ・ 健康状態
- ・ 現在かかっている病気
- ・ 子供の数
- ・ 相談相手の続柄
- ・ 相談相手の居住地
- ・ 一時的な介護者
- ・ 高齢者単独世帯になった理由
- ・ 事故の有無
- ・ 事故が起きた場所
- ・ 事故の内容
- ・ 住宅困窮
- ・ 改造の有無
- ・ 改造の箇所、設備変更及びその時期

- ・ 生活環境についての不満
- ・ 近所付き合い
- ・ 地域活動の参加頻度
- ・ 参加状況の内訳
- ・ 地域活動の不参加の理由
- ・ 他人の世話の有無
- ・ 世話の内容
- ・ 福祉サービスの利用状況
- ・ 趣味
- ・ 定住意識
- ・ 住み続けるための条件
- ・ 高齢者福祉サービスや住宅対策についての要望

② 訪問調査内容

- ・ 住宅形態、規模
- ・ 収入項目及び収入額
- ・ 一ヶ月の生活費
- ・ 通院状況
- ・ 介助状況
- ・ 子供や親族との関わり
- ・ 日常行動している圏域
- ・ 生活歴及び居住歴
- ・ 将来の住まい方
- ・ 高齢者のための住宅や福祉についての要望
- ・ 住戸プラン、周辺環境の採取

表3-1 アンケート調査の回収状況

	Y c	R c	O c	K c	N c	(c)合計
	Y s	R s	O s	K s	N s	(s)合計
調査対象世帯(A)	103	29	47	15	35	229
	44	30	52	17	25	168
訪問回収世帯(B)	73	28	37	9	30	177
	30	22	29	10	20	111
拒否世帯	10	0	3	3	3	19
	7	4	5	0	1	17
対象外世帯	7	0	0	0	1	8
	4	0	0	1	1	6
調査不能世帯	1	2	6	3	0	24
	3	6	14	6	3	31
回収率%	70.9	96.6	78.7	60.0	85.7	77.3
B÷A×100	68.2	73.3	55.8	58.8	80.0	66.1
平均回収率%	70.1	84.7	66.7	59.4	83.3	72.5

単身高齢者世帯(s)
 高齢者のみ世帯(c)
 Y: 吉田町('87,'88)
 R: 両神村('87,'88)
 O: 大滝村('87)
 K: 神泉村('88)
 N: 名栗村('90)

表3-2 アンケート調査未回収内訳

調査対象外世帯	14	その他の理由	役場以外の調査に非協力 転居によるもの 死亡によるもの 老人ホーム入所 子と同居
転居によるもの	5		
死亡によるもの	4		
老人ホーム入所	2		
子と同居	3		

調査不能世帯	55
不在・居住不明	51
病気・入院中	4

調査拒否世帯	36
病気によるもの	4
仕事で多忙	3
面倒である	2
その他の理由	27

表3-3 訪問調査実施状況

	単身高齢者世帯	高齢者のみ世帯
大滝村	3ケース	3ケース
両神村	3ケース	5ケース
吉田町	3ケース	11ケース
神泉村	1ケース	3ケース
名栗村	5ケース	7ケース
	15ケース	29ケース

2 基本属性

2.1 年齢・性別・世帯の構成

(1) 年齢世帯構成

5町村全体でみると「65歳～69歳」が40%を超え、「70歳～74歳」(32.3%)までの前期高齢者で8割近くに達している。この割合は先に述べた国勢調査の推移と同様に、前期高齢者の大幅な増加が進んでいることを示している。町村別では吉田町の「85歳以上」が7.3%と他村に比べて高い。世帯別では、単身世帯と高齢者のみ世帯とで若干の相違が現れた。単身世帯では、「70歳～74歳」が最も多く、32.5%、75歳以上の後期高齢者も38.7%に達した。高齢者のみ世帯(夫婦世帯他)の同18.7%に比較して約2倍ということになる。夫婦世帯に比べて単身世帯の高齢化が確認された。単身世帯を各町村別でみると、単身世帯の年齢が比較的高い地区として神泉、大滝、両神村があげられる。高齢者のみ世帯では吉田町、名栗村で回答者の高齢化がみられた。

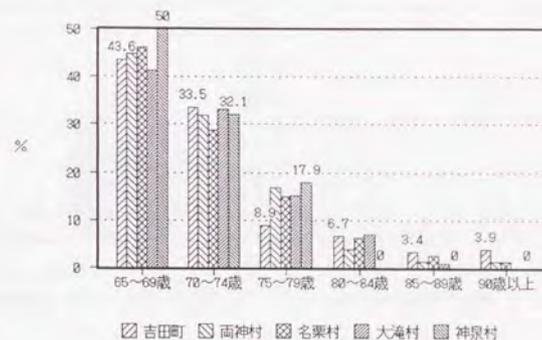


図3-2 年齢×町村別

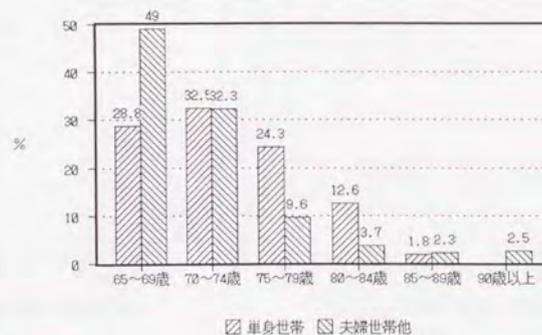


図3-3 年齢×世帯別

(2) 性別

全体的にみて、性別は男性に比べ女性の割合が15%以上多くなっている。町村別にみると、神泉村を除く4町村は同様の比率を示しているが、神泉村のみが、男性35.7%、女性64.3%となり、28.6ポイントも女性の占める割合が高い。世帯別でみると、単身世帯の平均では男性14.4%、女性85.6%となり女性の占める割合が極めて高くなっているのに対し、夫婦世帯他では、当然ではあるが男性49.9%、女性50.1%とほぼ半数である。

世帯別、町村別では吉田町、神泉村の単身でその差が著しい。大滝村ではその差が最も少ない。この傾向を1990年の国勢調査と比較すると、やはり全人口の男女別でも大滝村のみに男子が多い。65歳以上では国勢調査が吉田町で男女比41.0:59.0、両神村では40.6:59.4、名栗村では38.5:61.5、大滝村では43.9:56.1、神泉村では43.7:56.3となっている。吉田町、両神村、大滝村の3町村では回答者の男女比とほぼ同様であった。名栗村、神泉村で4から8ポイントの差がみられる。これらから対象地区・対象世帯の男女比はほぼ4:6であるといえる。

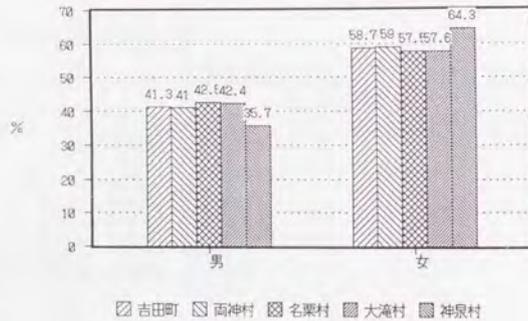


図3-4 性別×町村別

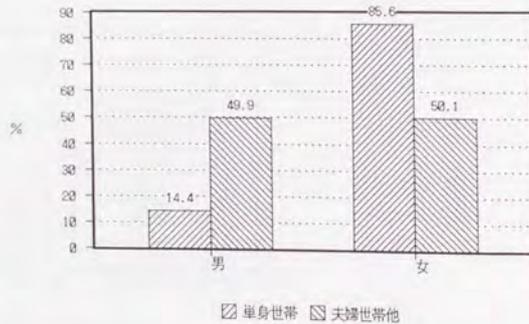


図3-5 性別×世帯別

2.2 就業・学歴

(1) 就業状況

以前の職業と現在の職業をそれぞれみると、以前の職業では第一次産業である「農林業」(36.8%)が非常に多い。現在の職業でも以前に比べると半数弱に減じてはいるものの「農林業」が20.0%と最も多い。この間の就業動向は、前章で述べたように産業構造の転換による農林業の衰退、とりわけ林業の圧倒的な後退があり、農林業を中心とした家業継続などの時代的背景もあるものと思われる。また、高齢化とともに無職の増加が顕著。仕事をやめたほとんどの人が別の職に就く機会はない。第一次産業のみが唯一「就業」といえるものである。また、全体として現在の就業率が以前の就業率を下回っているのに対し、「自由業」(4名0.9%→9名1.9%に増加)のみが上回っている。世帯別にみても同様の傾向がみられるが、以前からの職業では特に農林業の急減、単身世帯の無職化が急激である。

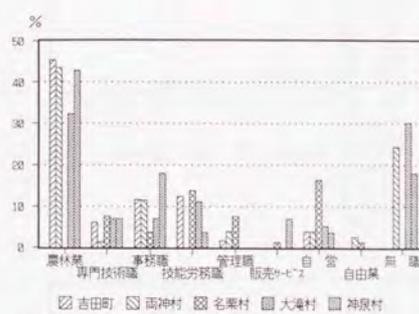


図3-6 以前の職業×町村別

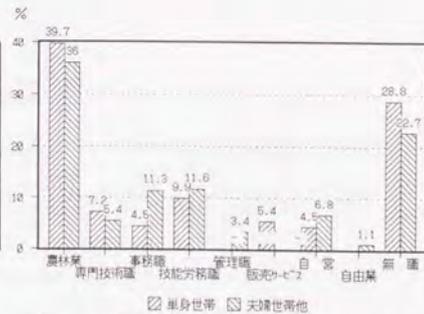


図3-7 以前の職業×世帯別

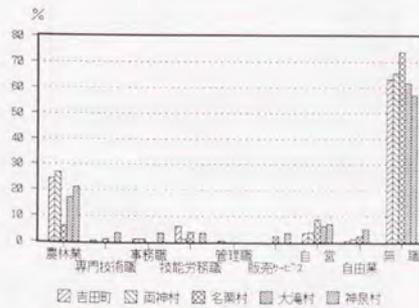


図3-8 現在の職業×町村別

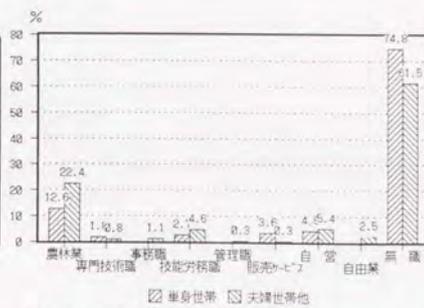


図3-9 現在の職業×世帯別

(2) 学歴

5町村全てで「小学校・高等小学校」までを最終学歴とするケースが最も多い。名栗村ではその比率が75.0%であったが他の町村では8割を超えている。名栗村では、他町村に比較して「旧制中学・女学校」、「旧制学校・専門学校」、「旧制大学」等の高学歴者が比較的多い。これは比較的最近の居住歴、すなわち都市からの転入が多いことに要因が求められる。世帯別でみると、「小学校・高等小学校」で単身世帯が夫婦世帯他を上回っているものの大きな相違はない。また、若干ではあるが、夫婦世帯の方が高学歴者が多い。

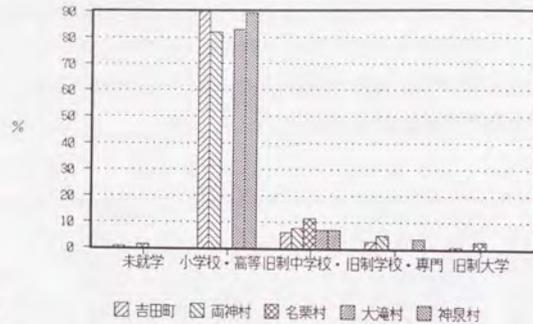


図3-10 学歴×町村別

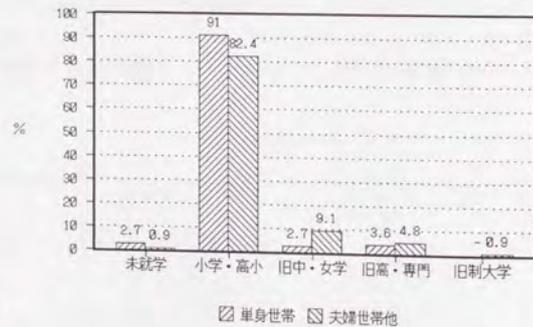


図3-11 学歴×世帯別

2.3 収入と家計の状態

(1) 収入

「国民老齢年金」がどの町村においても7割以上（名栗村は64.0%）を占め、収入源の中心となっている。名栗村と神泉村では、次いで「厚生年金」（38.0%、42.1%）も高い割合を占めており、吉田町では、「仕事」（農林業が中心）を収入源にしているケースが3割を超え他の町村と比べると高い。大滝村では「子供からの仕送り」（27.3%）、名栗村では「預金の引出し」（20.0%）が地域差を現わしている。世帯別で見ると、単身世帯で「国民老齢年金」を収入源にしているのが84.7%と非常に高いが、一方で「子供からの仕送り」に依存しているケースも29.7%と夫婦世帯他の4倍を超えている。夫婦世帯では、年齢層にもよるが「仕事」を収入の中心にするものが32.2%と多く、次いで「厚生年金」21.5%、「恩給」18.6%や「各種共済」15.8%等の退職年金である。

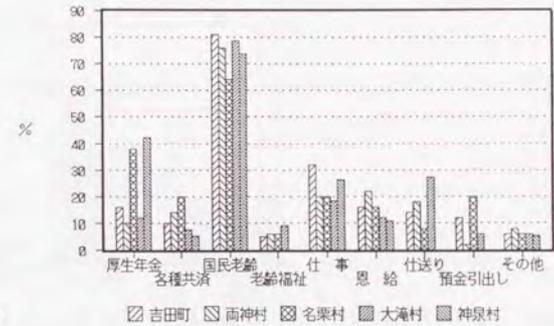


図3-12 収入×町村別

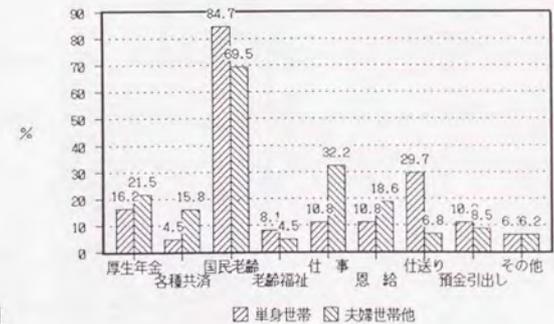


図3-13 収入×世帯別

(2) 家計の状態

どの町村も「十分やっぴける」、「ほぼやっぴける」と回答している。全体では7割弱の名栗村を除き、比較的計生状況は良い。特に神泉村では現在のままで「十分やっぴける」というケースが31.5%と他の町村よりも1割多く、就業率に関係していることがわかる。名栗村においては「今の収入ではとても足りない」とするケースが16.0%と家計状態に不満を有している。名栗村では無職で年金生活者の多さに関連している。「収入」の項で述べたように「預金引き出し」の多さにも反映している。世帯別では、単身世帯で「やっぴける」とするケース(73.9%)が多いものの「収入が足りない」とするケースも16.2%と多い。また、夫婦世帯他では「やっぴける」と回答した割合が高く、とくに「十分やっぴける」とするケースは19.8%と高い。「収入が足りない」は3.4%と低い。結局単身世帯の方に家計の状態に不満をもつものが多い。

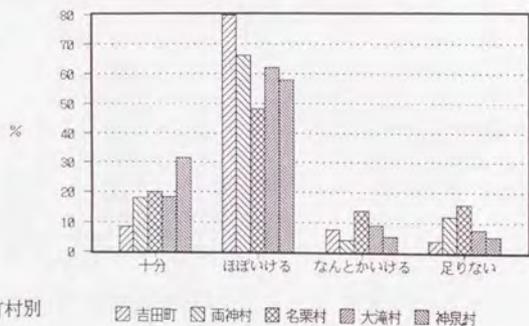


図3-14 家計の状態×町村別

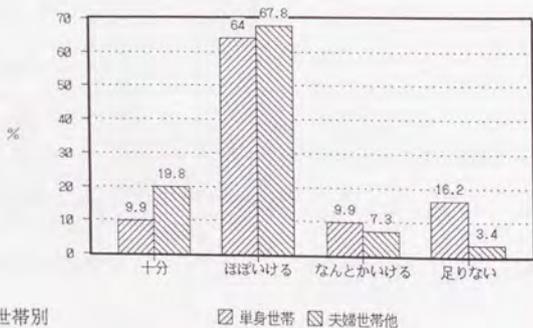


図3-15 家計の状態×世帯別

3 過疎農山村地域における高齢者単独世帯のライフスタイル

3.1 住宅状況

(1) 住宅の所有形態

どの町村でも持ち家率は非常に高く、最も低い大滝村でも89.4%となっている。借家に住む高齢者(7.6%)もいるが、その数はきわめて少ない。しかも民間アパートや公営住宅で暮らす高齢者単独世帯は一例も見受けられない。世帯別では、単身世帯、夫婦世帯ともに持ち家が圧倒的に多くはなっているが、単身世帯では若干低く、持ち家率は86.5%である。これに強く影響しているのが大滝村で、計7世帯が借家である(図3-16~17)。

住宅所有者の属性(借家の場合は契約者)をみると、どの町村でも「本人」が多く8割を占めている。町村別でも、神泉村で73.7%と若干低いものの、他の町村では吉田町の84.5%を筆頭に8割を超えている。また、神泉村では「長男」を住宅の所有者としているケースが15.7%と高く、名栗村も12.0%と同様に他町村より比較的多い(図3-18)。

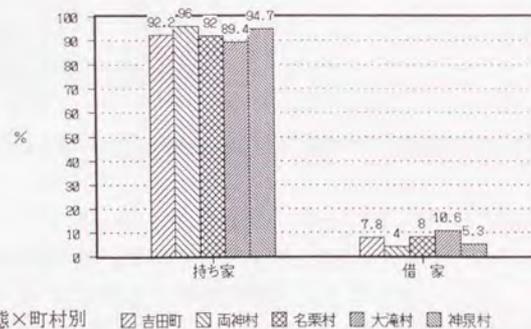


図3-16 住宅の所有形態×町村別

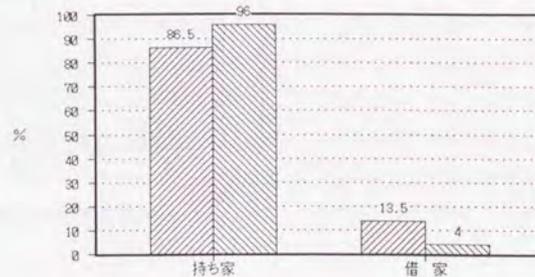


図3-17 住宅の所有形態×世帯別

単身世帯 夫婦世帯他

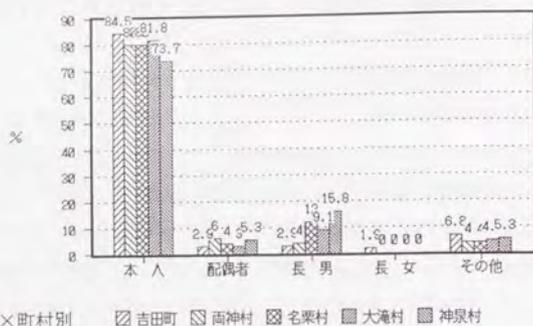


図3-18 所有者の続柄×町村別

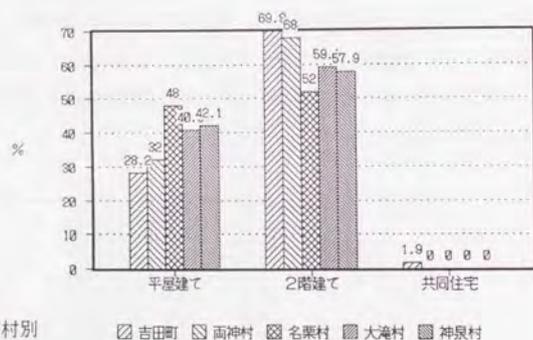


図3-19 住居形態×町村別

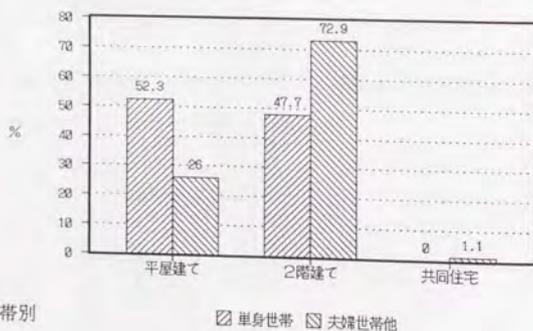


図3-20 住居形態×世帯別

(2) 住宅の規模=住居形態、居室の広さ

住宅の住居形態みると、各町村とも平屋建てより2階建ての方が多く、「平屋建て」は名栗村の48.0%、「2階建て」は吉田町の69.9%が最も高い。吉田町では共同住宅に居住しているケースが2世帯みられた。世帯別でみると、その生活規模による特徴が明らかである。すなわち、単身世帯では「平屋建て」が夫婦世帯他に比べて2倍を超えているが、夫婦世帯他では「2階建て」が7割を占めている(図3-19~20)。

次に居室の広さでは、吉田町、大滝村で20㎡未満から150㎡以上まで幅広い分布を示している。どちらかといえば他村より小規模住宅が多い。両神村では「30~59㎡」に合計68.0%が集中している。名栗村では「70㎡以上」に80.0%が集中、他町村に比べ広い居室規模を有している。神泉村では「40~49㎡」が36.8%で最も多い(図3-21)。世帯別でみると、単身世帯では両神村の「30~39㎡」、名栗村の「70~99㎡」、神泉村の「30~39㎡」、「40~49㎡」がいずれも3割を超えている。単身世帯では名栗村を除きいずれも比較的小規模である。夫婦世帯他では、名栗村で「100~149㎡」、「150㎡以上」と他町村を上回る規模に集中し、神泉村では「60~69㎡」に集中している。5町村全体では、単身世帯で「30~39㎡」、夫婦世帯他で「70~99㎡」が多いゾーンということになり、住宅の建て方(住居形態)に比例していることが分かる。しかし単身世帯においても「77~99㎡」の層が15.3%占めている。これは名栗村、大滝村の単身世帯に居室の広い世帯が多いことが強く影響している(図3-22)。

次に主たる居室数(本調査では、居室を生活の基礎的空間ととらえ、寝室、居間、食堂、台所を居室数に算入し、浴室、便所は加えていない)の総計をみているが、全体では5~7室が半数となった(図3-23)。

吉田町、両神村、大滝村、神泉村では「5~7室」、「3~4室」の順にその割合が高く、双方合わせると8割を超えている。名栗村では「5~7室」を合わせても74.0%にとどまった。これは単身世帯の小規模化に影響されている(図3-21)。

世帯別でみると、単身世帯では吉田町の「5~7室」が、両神村、大滝村、神泉村では「3~4室」の比率が高い。名栗村では「1室」または「2室」の小規模住宅の割合も他の町村に比べて高い。夫婦世帯他では、どの町村においても「5~7室」が多く、4割を上回っている(図3-24)。5町村全体でみると、単身世帯において「3~4室」が48.7%、夫婦世帯他においては逆に「5~7室」が54.2%と最も多い位置にある。単身世帯でも比較的居室数が多いが、これは住宅の所有形態、過去の生産形態(養蚕)にも関連し、地域的に特徴があるといえる。

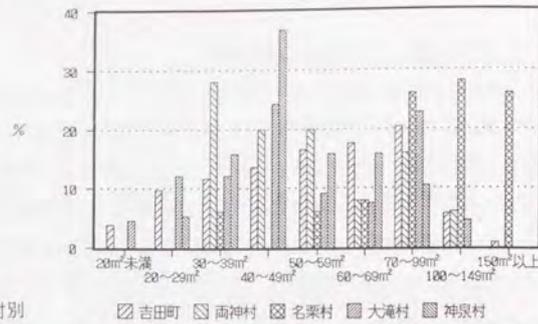


図3-21 居室の広さ×町村別

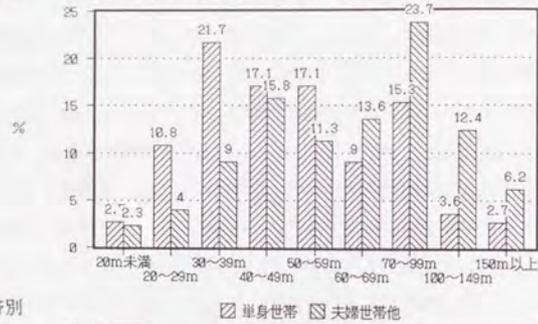


図3-22 居室の広さ×世帯別

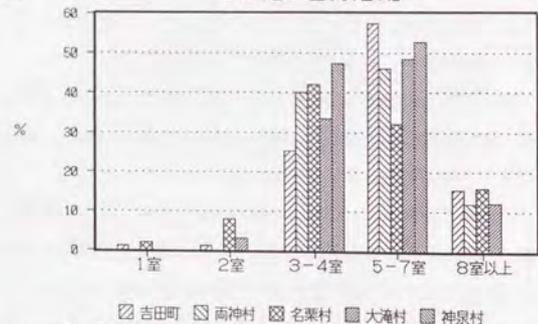


図3-23 居室数×町村別

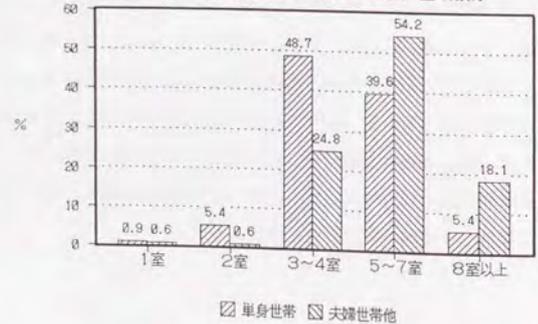


図3-24 居室数×世帯別

(3) 住戸プランと住まい方の特徴

調査対象世帯の住宅事情について、訪問調査を実施した単身高齢者世帯15ケース、高齢者のみ世帯29ケース、計44ケースの中から、世帯構成・居住志向（第4章で詳述）等を配慮し21ケースを抽出、性別・年齢・職業・学歴・居住志向等基本属性の他、住宅立地環境、住戸プランと住まい方等について、各ケースの特徴を図3-25に整理している。

以下、紹介した事例の主たる住生活環境の特徴を述べる。

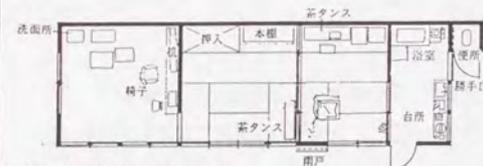
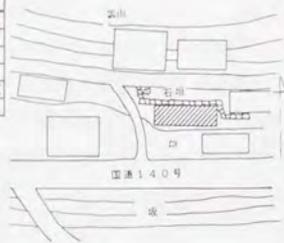
■訪問調査からみた住生活現況の特徴

- ・単身ではあるが、室内がよく整理整頓されているケースも少なくない。
- ・雑然とした室内で殆ど物置化した住まいも高齢者居住の典型の一つである。
- ・単身者は万年床が多いことがわかった（約1/4事例）。夫婦でも万年床のケースが出始めている。
- ・万年床でなくても押入に収納せずに、室内に布団を片づけているケースが多い。
- ・夫婦、単身者ともベッドの使用事例も多い。
- ・万年床は、ベッド使用への前段階と考えられるが、布団収納行為を軽減するために増加していることがわかる。
- ・住居の老朽化が目立っている。
- ・住居の老朽はあるが、よく維持されているケースと殆ど修繕されていないケースがある。
- ・1960年代～1980年代の改築が最も多いようである。特に単身者の場合、改築後に夫または配偶者が死亡し、単身になっているケースが少なくない。
- ・住居はしっかりしているが、階段は急で手摺が全くない。
- ・階段は殆ど梯子段である。
- ・2階の居室は物置として使用するか殆ど使用しないケースがある。
- ・茅葺きではあるが、良好に維持されているケースがある。
- ・段差のある浴室で転倒経験のある者もいる。
- ・近年別荘分譲地を購入して転入・新築しているケースがある。
- ・簡易便座を使用しているケースも多い。

次頁以降に調査結果の概要を「住まい方の現況」（図3-25）として整理した。

図3-25 住まい方の現況

ケースNO	Os-03
続柄	本人(71)
性別	女
職業(過去)	無職(木工所)
学歴	小学校
定住意識	定住 ホームは×
居住志向	自活思考型



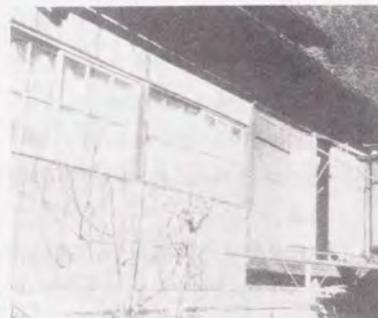
本人は下肢が不自由である
やや老朽化状態にある、建築年不明、1966年夫死亡



居間



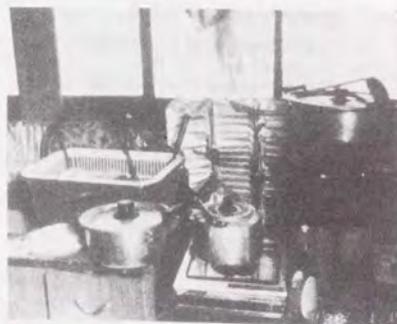
西面出入口



南面

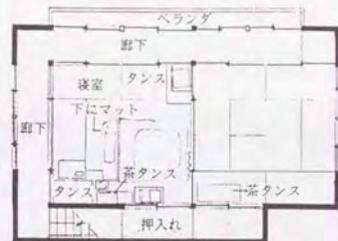
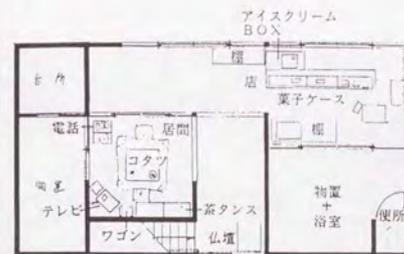
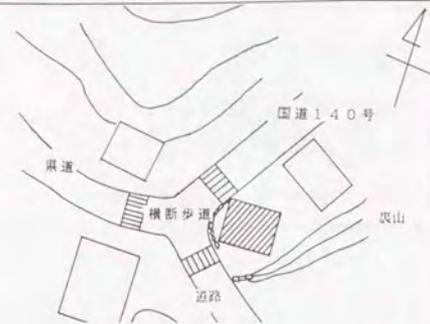


寝室から居間をみる



台所

ケースNO	Os-11
続柄	本人(75)
性別	女
職業(過去)	商店(商店)
学歴	小学校
定住意識	定住 ホームは×
居住志向	近居現状型



店舗内部

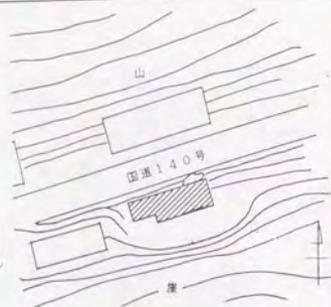
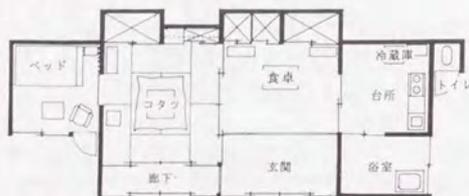
店舗の全景
1960年解体移転



2階寝室、万年床



ケースNO	Os-29
続柄	本人(74)
性別	男
職業(過去)	農業(演習林勤務)
学歴	公民学校
定住意識	定住→長女の家
居住志向	同居志向型



住宅は比較的新しい、建築年不明、1962年妻死亡



居間、食卓が中央に位置している

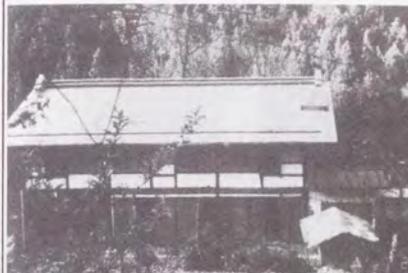
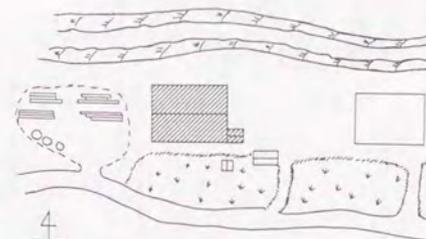
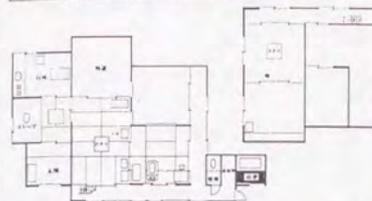


寝室、ベッド使用



台所、きれいに整頓されている

ケースNO	Oc-14	
続柄	本人(65)	妻(65)
性別	男	女
職業(過去)	林業(農林業)	無職(無職)
学歴	小学校	小学校
定住意識	住み続けたい	老人ホームは×
居住志向	近居現状型	



全景、1987年に2階増築時に改修



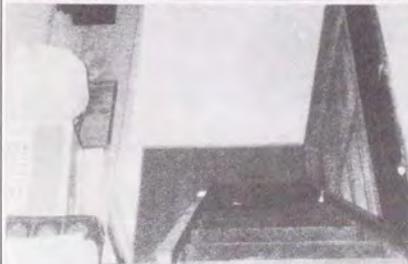
台所、1987年改築



居間から寝室をみる



居間

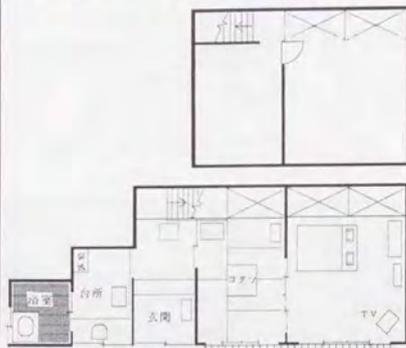
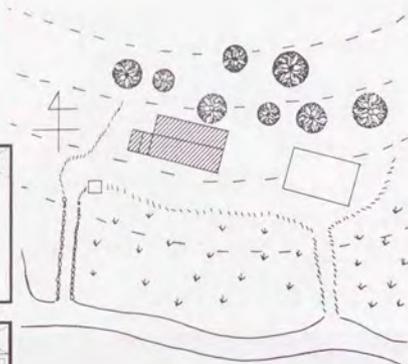


2階から1階をみる、急な階段、手摺はない



居間にあるダルマストーブ

ケースNO	Oc-35	
続柄	本人(69)	妻(65)
性別	男	女
職業(過去)	無職(建設業)	無職(無職)
学歴	小学校	小学校
定住意識	住み続け→独りになれば息子の家?	
居住志向	同居志向型	



住宅の維持管理良好、やや傾斜地に立地



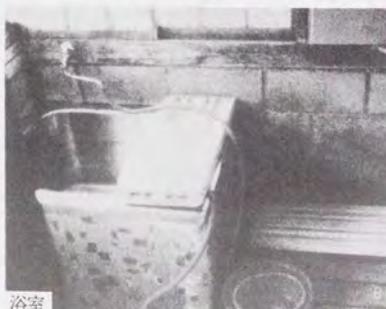
寝室、ダブルベッドを使用



濡れ縁で安らく世帯主

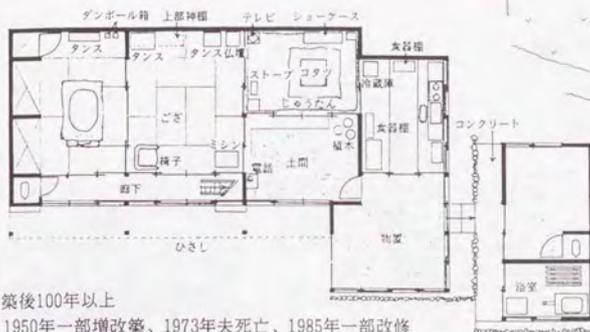
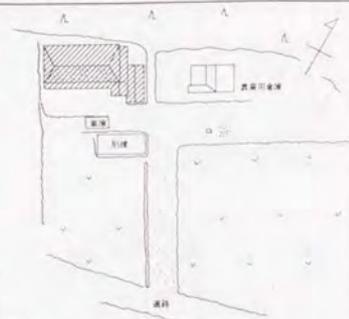


居間



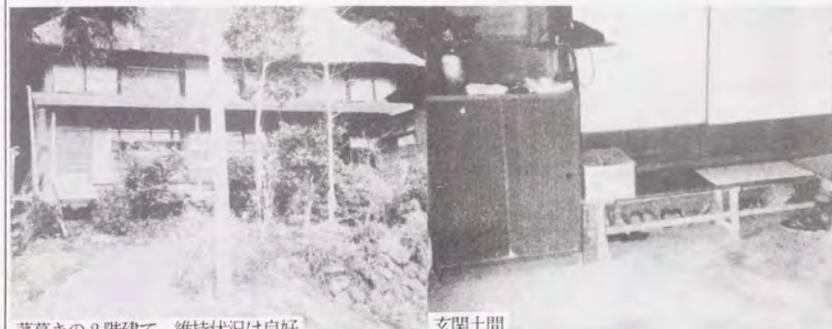
浴室

ケースNO	Rs-04	
続柄	本人(66)	
性別	女	
職業(過去)	無職(旅館手伝い)	
学歴	小学校	
定住意識	定住 ホームは×	
居住志向	近居現状型	



築後100年以上

1950年一部増改築、1973年夫死亡、1985年一部改修



茅葺きの2階建て、維持状況は良好

玄関土間

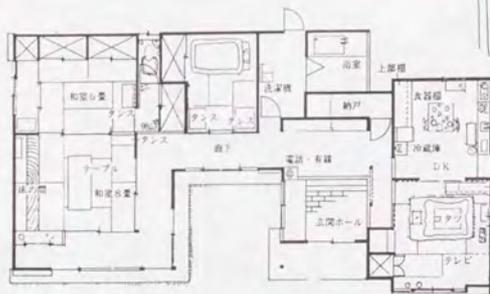
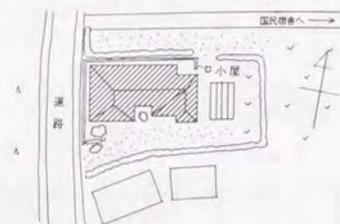


台所



台所

ケースNO	Rs-05
続柄	本人(72)
性別	女
職業(過去)	無職(無職)
学歴	小学校
定住意識	定住 ホームは×
居住志向	近居現状型



台所



玄関、1982年新築、1985年夫死亡

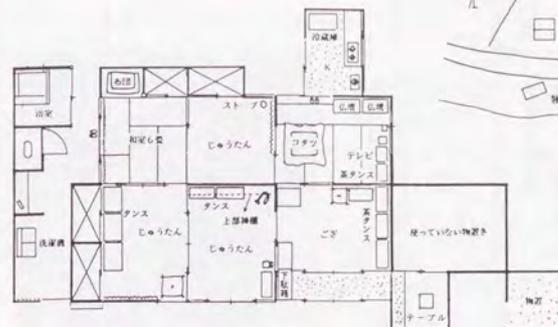


2間続きの和室、寝室は別室で布団



便所、足が不自由である

ケースNO	Rs-10
続柄	本人(68)
性別	女
職業(過去)	無職(タバコ屋)
学歴	小学校
定住意識	息子の家に行く
居住志向	同居志向型



1951年新築、やや老朽化あり 1969年夫死亡



全景、以前はタバコ屋を経営していた

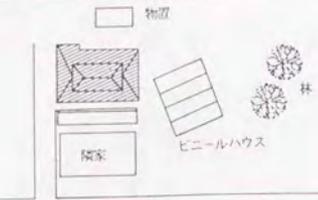
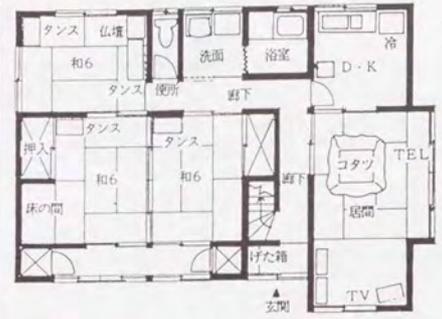


洗濯室兼物置

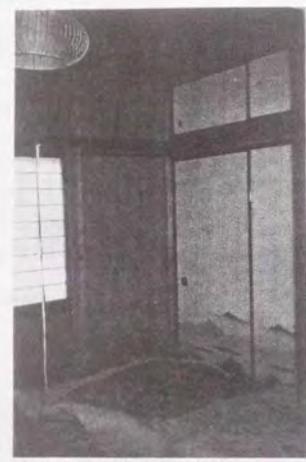


浴室、手前の段差で転倒した経験あり

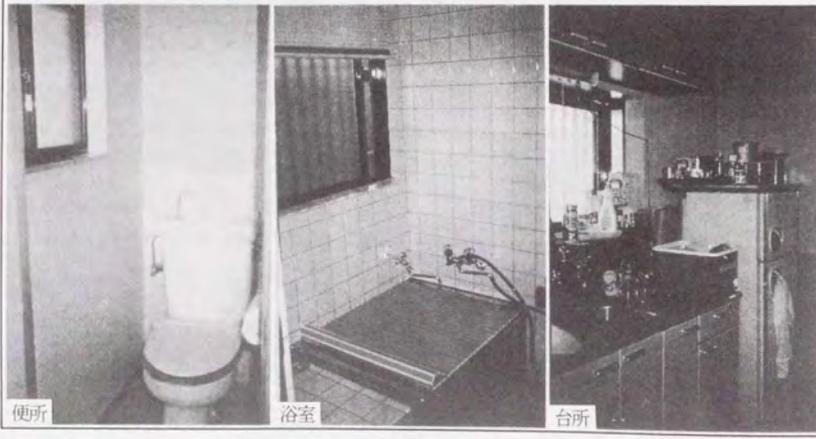
ケースNO	Re-05	
続柄	本人(71)	妻(69)
性別	男	女
職業(過去)	無職(公務員)	無職(無職)
学歴	小学校	小学校
定住意識	住み続け→独り暮らしは老人ホーム?	
居住志向	自活思考型	



正面玄関、1987年新築



寝室、布団が敷かれたまま

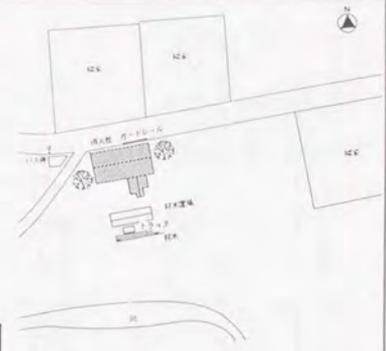
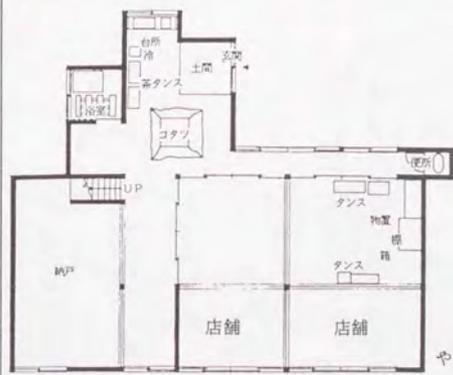


便所

浴室

台所

ケースNO	Re-09	
続柄	本人(76)	妻(78)
性別	男	女
職業(過去)	商店(商店)	商店(商店)
学歴	小学校	小学校
定住意識	住み続け(あきらめ)老人ホームは×	
居住志向	自活思考型	



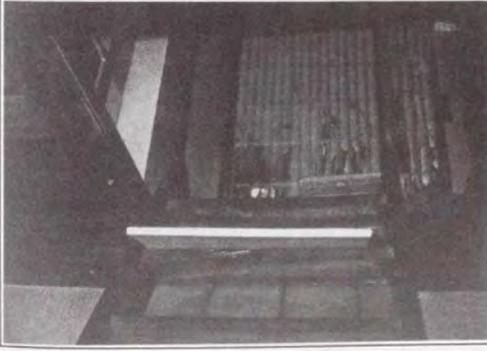
やや老朽化あり



店舗

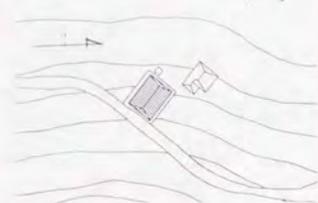


廊下にあふれた商品ケース



2階へ、典型的な梯子段

ケースNO	Ys-05
続柄	本人(71)
性別	男
職業(過去)	無職(公務員)
学歴	旧制中学
定住意識	住み続けたい
居住志向	近居現状型

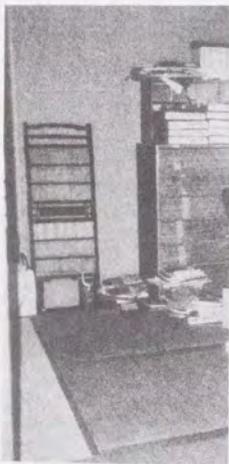


1978年埼玉県へ転入、
1983年新築、1986年妻死亡

全景

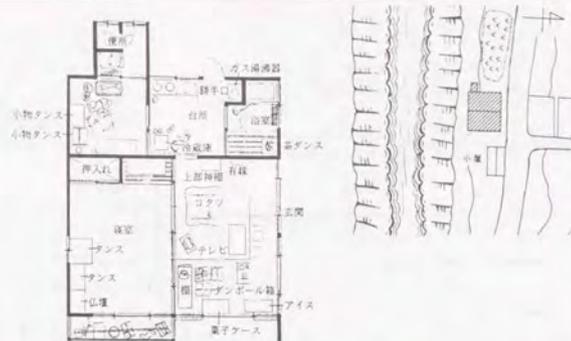


浴室



書斎

ケースNO	Ys-28
続柄	本人(74)
性別	女
職業(過去)	商店(商店)
学歴	小学校
定住意識	定住 ホームは×
居住志向	自活思考型



全景、老朽化が目立っている、やや危険
1987年夫死亡



東側

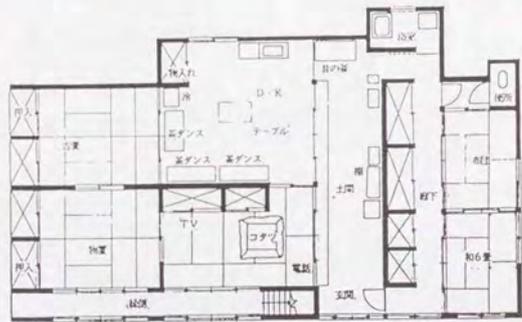
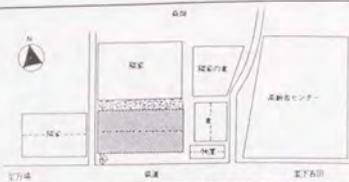


店舗(雑貨)内部

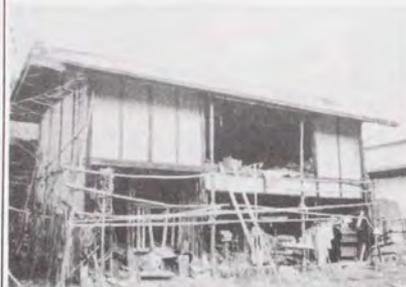


便所

ケースNO	Yc-37		
続柄	本人(71)	妻	(70)
性別	男	女	
職業(過去)	町役場職員(農業)	無職	(無職)
学歴	小学校	小学校	
定住意識	住み続けたい		
居住志向	自活思考型		



配偶者



老朽化した物置



寝室、布団は敷いたまま

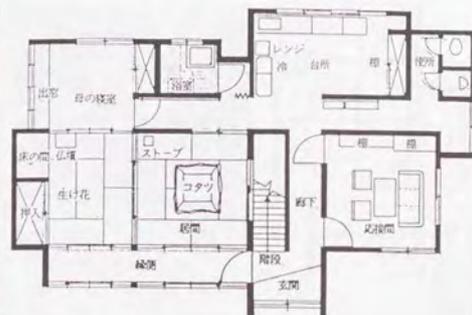
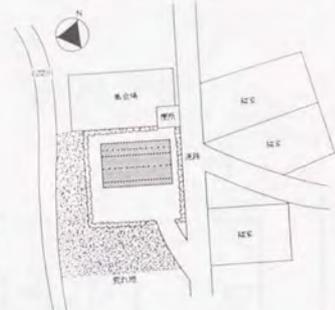


全景、やや老朽化の傾向



物置化した和室

ケースNO	Yc-58		
続柄	本人(66)	母	(102)
性別	男	女	
職業(過去)	無職(農業)	無職	(農業)
学歴	小学校	小学校	
定住意識	独りになったら長男の家へ		
居住志向	同居志向型		



階段、手摺無し



寝室

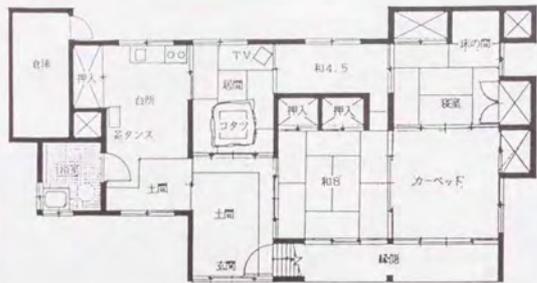
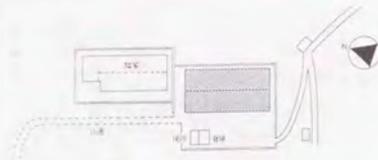


簡易便座使用、手摺あり



廊下、手摺あり

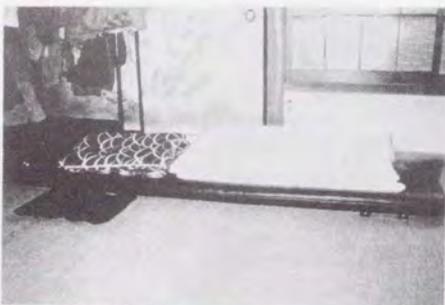
ケースNO	Yc-62	
続柄	本人 (78)	妻 (77)
性別	男	女
職業(過去)	無職 (農業)	無職 (農業)
学歴	小学校	小学校
定住意識	独りになったら子供の家へ	
居住志向	同居志向型	



配偶者



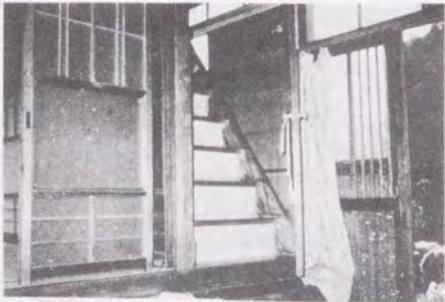
全景、やや老朽化はあるが良好に維持されている



寝室、万年床



台所、一部土間



玄関から2階への階段をみる

ケースNO	Yc-64	
続柄	本人 (67)	妻 (65)
性別	男	女
職業(過去)	町会議員兼農業 (公務員)	無職 (無職)
学歴	小学校	小学校
定住意識	定住(あきらめ) 老人ホームは×	
居住志向	福祉状況型	



居間

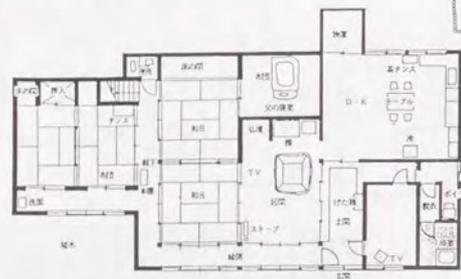


全景、急峻な地形に立地



寝室、ベッド使用

ケースNO	Yc-67		
続柄	本人 (67)	妻 (65)	父 (92)
性別	男	女	男
職業(過去)	無職 (農業)	無職 (無職)	無職 (農業)
学歴	小学校	小学校	小学校
定住意識	?		
居住志向	自活思考型		



戦前からの古い住居であるがよく維持されている



玄関、土間

世帯主の父 (寝たきり)



居間

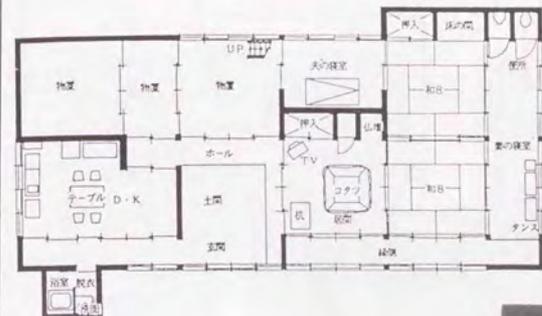


寝室

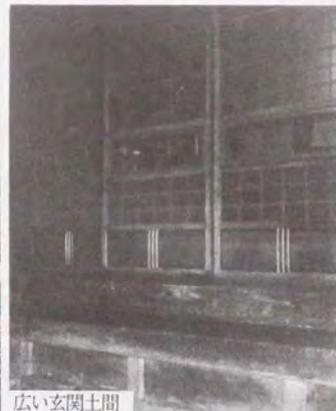


寝室

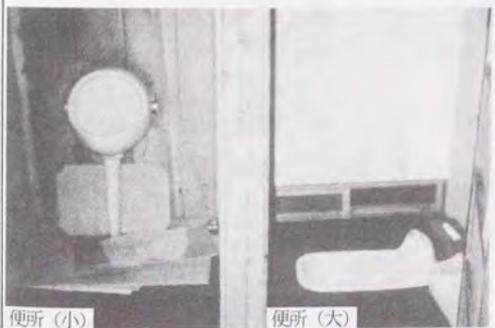
ケースNO	Yc-70		
続柄	本人 (68)	妻 (71)	
性別	男	女	
職業(過去)	無職 (会社員)	無職 (会社員)	
学歴	旧制中学	旧制中学	
定住意識	住み続ける → 長男の家へ		
居住志向	同居志向型		



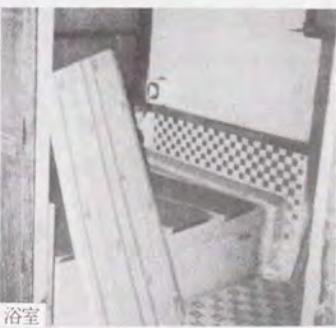
西側からみる、やや老朽化している



広い玄関土間



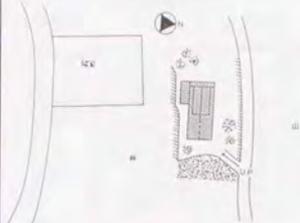
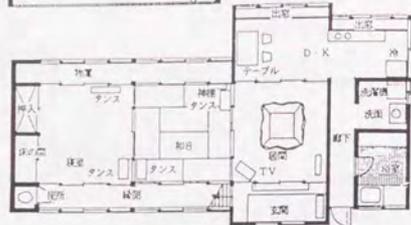
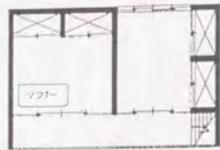
便所 (小)



便所 (大)

浴室

ケースNO	Kc-05	
被 験 者	本人 (65)	妻 (65)
性 別	男	女
職 業 (過 去)	議員 (農業)	無職 (農業)
学 歴	小学校	小学校
定住意識	住み続ける → 独りになったら?	
居住志向	自活思考型	



全景
1975年住居を改修、
1986年2階に一部屋増築

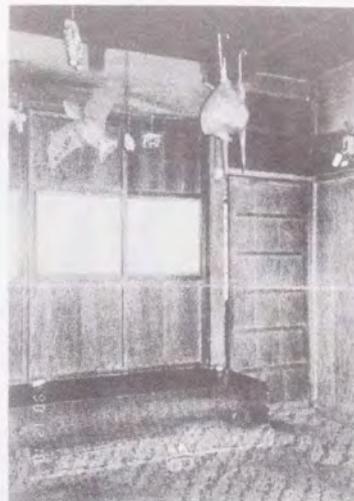
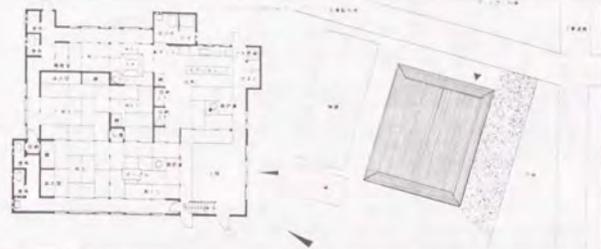


階段、手摺無し



居間

ケースNO	Ns-09	
被 験 者	本人 (82)	
性 別	女	
職 業 (過 去)	無職 (無職)	
学 歴	旧制高校	
定住意識	住み続けたい → ?	
居住志向	自活思考型	



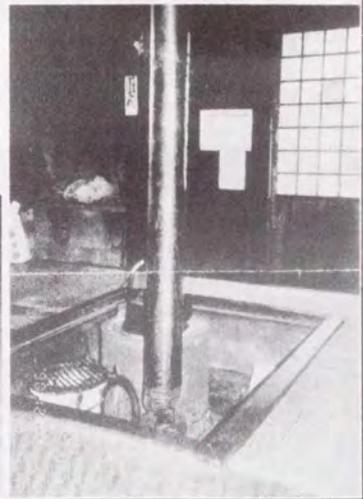
居間

玄関・土間、1905年頃新築、
1973年夫死亡、やや老朽化している



台所兼食事室

2間続きの和室



ケースNO	Nc-33	
続柄	本人 (77)	妻 (74)
性別	男	女
職業(過去)	無職 (労務職)	無職 (無職)
学歴	小学校	小学校
定住意識	住み続け→独り暮らしはホーム入り?	
居住志向	福祉状況型	



1966年新築



廊下

以前開業していた
(床屋) 部屋



(4) 住宅の困窮度

現住宅における住空間への不満割合をみると、どの町村においても約7割強が「とくに不満はない」としている。従って3割弱が何らかの不満を有していることになるが、その内訳は、まず5町村とも「老朽化」に不満をもつものが多い。とりわけ名栗村、大滝村、神泉村においては約2割を占めている。次いで多いのが「便所」についてである。

便所については訪問調査でも洋式化への改善が確認されており、不満は未だ改善されていないケースと思われる(図3-26)。世帯別にみると、全体的としては単身世帯の中で76.6%の人が「とくに不満はない」としているが、「老朽化」については夫婦世帯よりもむしろ多くの人が不満をもっている。逆に「便所が洋式でない」ことについては、夫婦世帯他が多くの不満を表明している。神泉村の単身世帯では、住宅への不満をもっている人はほとんどいない(図3-27)。

こうした住宅環境への不満は、図3-28にみられるように、日常生活の面からも確認される。住宅の不満度では少ない項目である「階段の昇降」や「室内歩行」関連に生活の不便さを感じているようだ。「階段の昇降」では、住宅規模が大きい名栗村でより多く現れている。物的環境上の不満は、いずれも単身世帯からの訴えが多い(図3-29)。

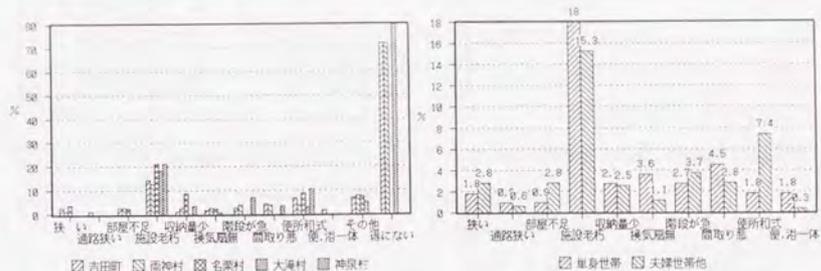


図3-26 住宅の困窮度×町村別

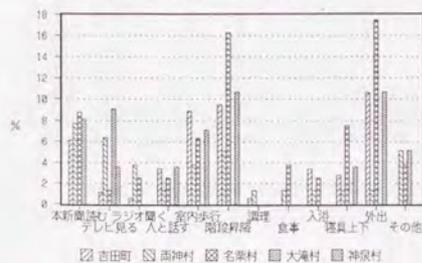


図3-28 生活の不便さ×町村別

図3-27 住宅の困窮度×世帯別

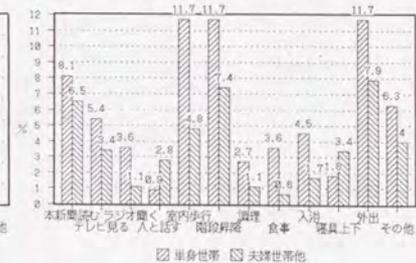


図3-29 生活の不便さ×世帯別

(5) 住宅内外での日常事故

住宅内外で事故にあった経験のある人は、各町村で2割弱存在している。事故の経験量は単身世帯、夫婦世帯他にあまり差はみられないが、名栗村や大滝村では単身世帯がやや高い(図3-30)。

事故にあった場所別では(図3-31)、多くの場合は公園となっており、ゲートボールなどスポーツ活動の際を推測させる。吉田町、神泉村においては大半が公園内の事故である。名栗村や神泉村においては「近所の道路」も多く狭隘道路での交通事故を想定させる。また、山や畑での農林作業時と思われる事故も目立っている。世帯別で事故の場所をみると、公園での夫婦世帯他が圧倒的に多い。他は、大きな相違はみられない。

これらの事故内容のうち、住宅内のケースはわずか7.1%であった。老化が進んでいたり、手摺のない急階段があったりしても住みこなしている実態が理解される。

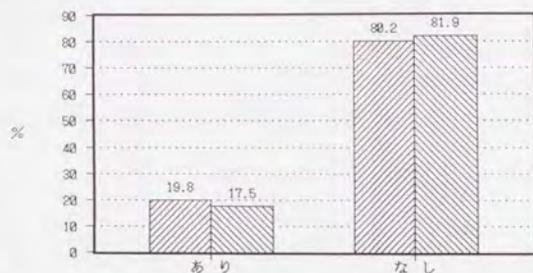


図3-30 事故の経験×世帯別

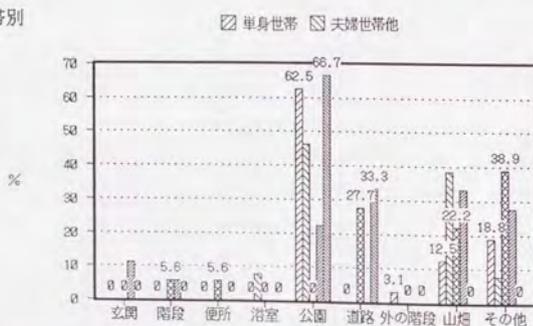


図3-31 事故にあった場所×町村別

吉田町 両神村 名栗村 大滝村 神泉村

(6) 住宅の改造

こうしたわずかな比率の住宅の困窮度に対して、これまでの住宅改造ないし住宅改善の動向を見ると、全体として「改造をしたことがない」とする人が「改造したことがある」という回答を大きく上回っている。町村別では名栗村、神泉村においてこの傾向が強く、「改造したことがない」世帯はそれぞれ82.0%、84.2%となっている(図3-32)。

しかしその一方で、大滝村では約4割の世帯が、吉田町、両神村では34%の世帯が何らかの改造を行っている。この比率は決して少なくないものがあり、住みなれた住居を今後もできる限り住み続けられるように工夫していこうとする方向であると理解できる。世帯別にみても単身世帯で比較的高い割合(32.4%)であることから、「定住」のための拠点確保という視点が浮かび上がってくる。生活環境の問題を多く抱えている大滝村、両神村の両世帯、吉田町の単身世帯に特色が見い出せる。(図3-33)

次に、改造の内容を見ると全体としては「浴槽の取り替え」、「洋式トイレ」が約2割を占めているが、町村によっても改造の内容が大きく異なっている。例えば、吉田町では「洋式トイレ」化(20.2%)「浴槽の取り替え」(14.3%)、両神村では「洋式トイレ」化が(17.6%)1~2割であるが、名栗村では「浴槽の取り替え」、「ふすま」が全体の33.3%、「浴室のすのこ」、「簡易便座」、「洋式トイレ」化が22.2%と増加し、さらに大滝村では「浴槽の取り替え」が46.2%と最も高い改造内容であった。

いずれにしても、住宅改造の大半は、浴室と便所であることがわかる。今後は、訪問調査で得られた知見から、現在では比率の少ない「ベッドの導入」、屋外トイレから室内に取り込む形でのトイレの改善(洋式化)が進むと思われる。尚、改造内容の比率は対改造経験者比であり、複数回答である(図3-34~35)。

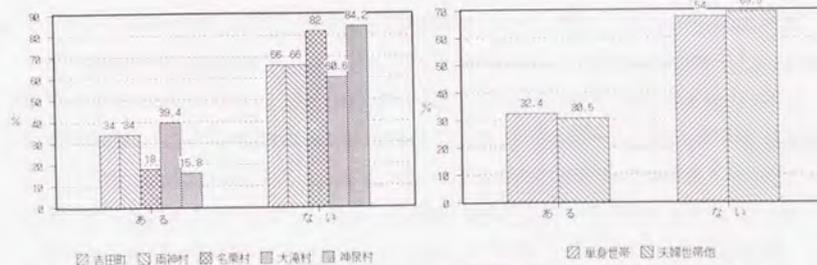


図3-32 住宅改造の有無×町村別

図3-33 住宅改造の有無×世帯別

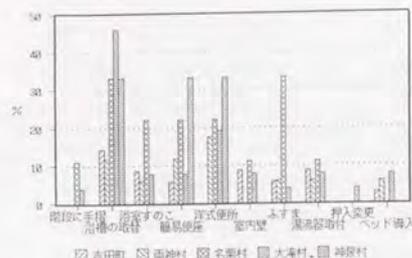


図3-34 住宅改造の内容×町村別

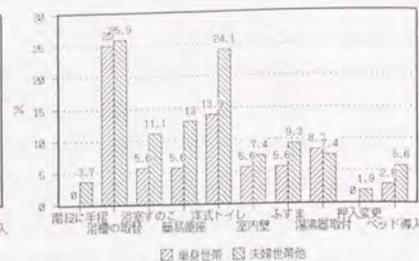


図3-35 住宅改造の内容×世帯別

3.2 生活歴・居住歴とライフスタイル＝単独世帯化への経緯

(1) 現住宅に住み始めた時期

まず現住宅への居住時期をみる。全体では戦前までに49.4%とほぼ過半数の人の居住がみられ、次いで戦後の「昭和20年～39年」が28.0%と多い。「昭和40年代」では10.8%、「昭和50年代」では8.8%と次第に暫減している。これを町村別でみると、大滝村で戦前までの居住が56.6%と平均より大幅に多い。逆に神泉村では平均を下回る43.0%、名栗村では38.75%が戦前に居住していた。いずれも平均をかなり下回った。戦後の居住動向をみると、両神村、名栗村で「昭和40年」以降の転入が多いようである。特に名栗村では「昭和50年」以降が25%に及んでおり、宅地開発の効果が具体的な居住移動（転入）で確認できる（図3-36）。

これらを世帯別にみると、「昭和40年」以降は単身世帯、夫婦世帯他ともほぼ同様な傾向が見受けられる。「昭和30年」代以前では、単身世帯で「昭和2年～19年」（30.7%）と「昭和20年～39年」（30.6%）に集中しているが、これは配偶者の居住時期といえる。夫婦世帯では「昭和元年」以前の居住が28.9%と高く、次いで「昭和20年～39年」が27.2%と、世帯主と配偶者の居住歴の差が確認できる。町村別では両神村の単身世帯、大滝村の夫婦世帯他で「昭和元年」以前から住んでいる人が目立ち、大滝村と神泉村の単身者では昭和2年～19年までが4割を超えた。戦後では吉田町と名栗村の単身者が「昭和40年」以前までの居住でいずれも4割に達していた。また比較的「昭和50年」代以降の居住歴が多い名栗村では夫婦世帯の「昭和50年」代以降が3割に達している。総じて女性の比率が高い単身者の場合は、平均年齢は高いが、現住居での居住歴（婚姻後の生活歴）は浅いといえる（図3-37）。

(2) 「昭和30年」以降に居住地の移動を行った者の前居住地と居住形態

① 前居住地

以上のように現住宅には戦前までに5割の人が住み、さらに戦後の10数年間には2割以上の人が住み始めた。そこでここでは「昭和30年」頃までに大半の世帯が町村内に住居を構えたと考え、「昭和30年」代以降何らかの形で居住地を移動しなければならなかった世帯の動向について考察した。これには閉ざされた地区からの居住地移動、ダム建設による居住地移動、建て替えによる移転、高齢化、就業形態の変動、一旦都市に出た者のUターンなどによる居住地移動が考えられる。

それによると、どの町村においても同一町村からの移動が最も多い。特に吉田町、両神村、神泉村においては移動の8割が同一町村内からであった。1961年にダム建設を伴った大滝村では40%と低く、東京都、その他の都道府県からの移動もみられ、それぞれ13.3%を占めている（図3-38）。大滝村ではダム建設による移転の結果、それ程地域内にとどまらなかったことを現している。

世帯別にみても、全体的には同一町村からの移動が極めて高い割合を占めている。特に大滝村を除く夫婦世帯他において、同一町村からの移動割合が極めて高い。また、単身世帯で他の都道府県からの移動が2割近いことも世帯の特徴を示している（図3-39）。本研究では必ずしも山村地域における集落の再構成を研究の主テーマとしていないが、当該町村では計画的集落の再編よりむしろ、就業、就学形態によって自然な形で居住移転が行われたと考えられる。

② 前居住形態

転居前の居住形態をみると、大滝村の46.7%を除きどの町村も持ち家率が高く、8割近くを占めている。大滝村では、鉱山労働者が借家か間借りのまま住み続け、転居しているケースがある。いずれの町村も前項の前居住地と関係しているが、同一町村内からの転居が最も多いことから、土地も入手しやすく結果的に持ち家が多い（図3-40）。

世帯別でみると、「持ち家」では夫婦世帯の方が単身世帯を大幅に上回っている。逆に、「借家」「間借り」では単身世帯が夫婦世帯他の4倍となった。過疎農山村においても単身者の住宅事情については、都市部、都心と同様困難な傾向を有している（図3-41）。

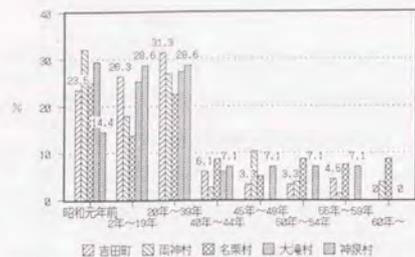


図3-36 居住歴×町村別

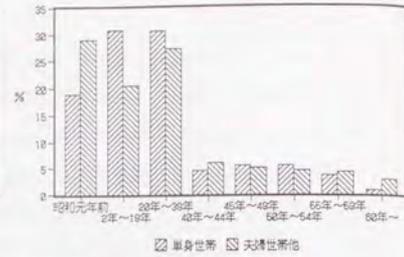


図3-37 居住歴×世帯別

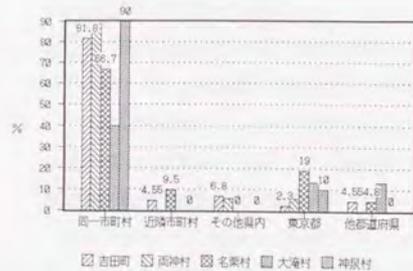


図3-38 居住前の地域×町村別

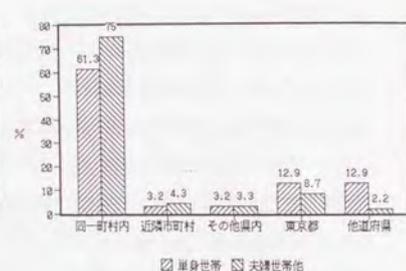


図3-39 居住前の地域×世帯別

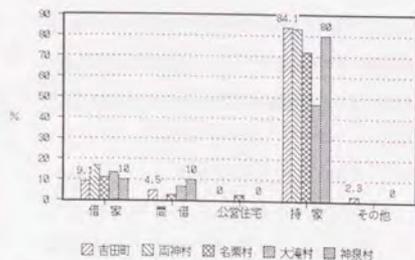


図3-40 前居住形態×町村別

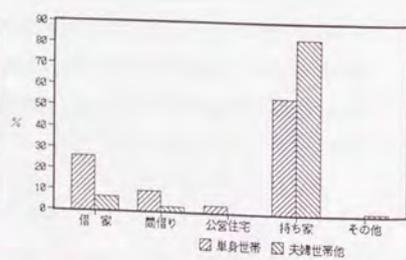


図3-41 前居住形態×世帯別

(3) 高齢者単身世帯化への主たる要因=居住歴=

高齢者単身世帯化への流れをみると、直接的には各町村とも「子供が仕事のために独立」して単身世帯になったというケースが多く、過疎農山村における若年者の就労の場の不足、通勤に困難な立地条件を端的に現わしている。特に大滝村(41.4%)や神泉村(42.9%)ではこの傾向が強い。次いで「子供が結婚を機に独立」した結果単身世帯となるケースも多い。名栗村(33.7%)や神泉村(32.1%)ではいずれも3割を超えた(図3-42)。

世帯別では当然ではあるが、単身世帯化の大半は「配偶者との死別」であった。次いで「子の仕事」による独立である。同居していた「子世帯の独立」はわずかに1ケース0.9%であった。夫婦世帯他では「子供の結婚(26.6%)」と「子供が仕事のために独立(39.9%)」が高齢者単身世帯化への主要因である。夫婦世帯他では、年齢的にも単身世帯より若いので、単なる「子供の独立」(就学など)や同居していた「子供世帯の独立」(理由はやはり、孫の就学や子の就労変化等)も一定のウエイトを占めている(図3-43)。

まさに高齢者のみ世帯は単身世帯への前兆であり、その経緯によって後述する居住志向が異なると考えてよい。すなわち子供世帯とどのように分離をしたか、子世帯の居住地はどこであるか、単身世帯化後に引き続き就業の場があるかどうか等である。

表3-5に高齢者単身世帯の居住歴(訪問調査から抜粋)を一例として示した。

訪問調査からみた居住歴は多様であるが、多くの場合男性では従軍を経て郷里に戻っている。単身者では、配偶者の死亡による職業替え等がみられる。総じて次第に世帯規模が縮小されるにつれて、居住地の移動が行われているようだ。

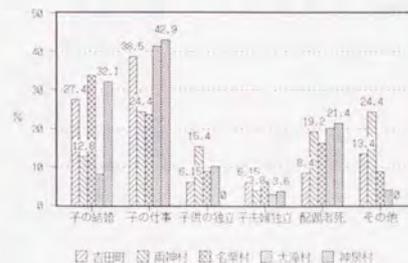


図3-42 単身世帯化の理由×町村別

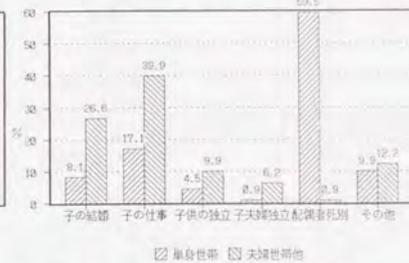


図3-43 単身世帯化の理由×世帯別

表3-4 居住歴一覽(訪問調査より)

ケースNO	世帯性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Os-03	単身 女	T.05.06.13(71)	S19 結婚 S29 子供死亡 S31 胃腸と心臓を悪くする S41 夫死亡(単身になる) S47 現在の家に越す S50 有様を入れる S52 足が悪くなる S56 吉田木工をやめる
Os-11	単身 女	M.45.02.07(75)	T7 父死亡 T9 母再婚 大血川の学校へ通う(1年間) T10 上中尾の学校へ転校 T14 皆野町へ引越す(9年間) S7 結婚(家を改装) S8 長女誕生 S10 次女誕生 S17 三女誕生 S20 長男誕生 S23 長女東京へ就職 S27 次女就職 S35 二階ガム建設のため道路が広がるので家を少し後に解体移転 S50 長男仕事のため家を出る
Os-29	単身 男	T.01.12.23(74)	S2 公民学校(夜間学校)に4年間通う S6 研究のためあと2年在学 S14 東京大学農学部演習林に勤務 家を建てる S19 広島へ兵隊に行く S20 原爆の時は鳥取県米子市にいて助かった家に帰って来る S24 結婚 S25 長男誕生 S27 次男誕生 S30 三男誕生 S33 長女誕生 S37 妻が癌のため死亡 S56 勤務をやめる
Rs-04	単身 女	T.10.01.20(66)	S25 養育用の家を建築 S28 結婚 S41 前に建てた養豚、こんにやく用の家を壊す S48 夫死亡 養豚をやめる S57 床、天井などを改装、便所、台所改装 この年から少しずつ屋根にトタンをかぶせていった S60 一部の部屋の床を直す
Rs-05	単身 女	T.04.02.03(72)	S10 結婚で小鹿野に嫁いだ セメント会社の社宅に転居 S? 東京本郷の理研工業に夫が勤める S? 夫火傷により死亡(36歳) S23 再婚 現在の土地にきた S57 100年以上歴史のある家を壊した新築 S60 夫死亡(68歳) S61 足の手術をした退院 4ヵ月後に再手術 S62 退院
Rs-10	単身 女	T.08.07.10(68)	S15 結婚 吉田町より岡神村に来る(本家)(現在の家より少し奥にあった) S26 現在の住宅を建てる 後を継ぎ足す S27 雑貨屋を始める S34 長女結婚 家を出る S44 夫死亡(56歳) 商店やめる S48 長男小鹿野に家を建て独立する S61 風呂場で転んで、足、腰、手などを痛める 今も少し痛い 岡神の堤医院に通院するが一向に良くならず、行くのをやめる
Ys-05	単身 男	T.05.01.08(71)	S18 戦地より帰国(三重県) S20 結婚 S21 長女誕生 S24 次女誕生 S29 北陸へ転勤 S39 長女大学入学のため独立 S41 次女大学入学のため独立 S46 九州へ転勤 S48 愛知へ転勤 S51 退職 S53 埼玉県へ転居 S61 妻死亡

ケースNO	世帯性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Ys-15	単身 女	M.39.08.05(81)	浦和の産婆学校を卒業 S5 船谷の小川助産婦に勤める S8 退職 S10 結婚して仙台へ行く(商売をやるため) 長女誕生 S12 長男誕生 S17 次女誕生 夫死亡 S18 吉田町へ帰る(借家) S22 実父にこの家を買ってもらう(再び助産婦を始める) S25 長女独立(S36 結婚で東京へ) S30 長男高卒後東京へ(S46 結婚) S35 次女高卒後秩父ガス勤務(S42 結婚) S50 バイクで事故に遭う
Ys-28	単身 女	T.02.04.08(74)	T10 居住開始 S2 製糸場へ行き始める S15 結婚 夫競争へ行く S20 夫帰国 S26 商店始める S33 別棟建築(今はない) S40 父死亡 S50 母死亡 S62 夫死亡
Ns-09	単身 女	M.41.03.06(82)	41 九州柳川生まれ 高等女学校3年の時、神戸に転校 S4 結婚(名薬に嫁ぐ) S47 夫の病氣で、1年3ヵ月伊豆へ S48 夫死亡
Ns-10	単身 女	T.14.12.27(64)	T14 佐賀県に生まれる S24 結婚 S49 名薬に家を新築し夫婦で移住 名薬に来る前は、5年間カリフォルニアに住んでいた S60 夫が死亡 一人暮らしとなる
Ns-21	単身 女	T.02.06.23(78)	T2 秩父市横瀬生まれ S15 結婚し名薬へ 70歳まで山下の鉱山工場のまかないさんをする S45 夫が死亡 一人暮らしとなる
Ns-23	単身 女	M.43.02.08(80)	M43 秩父市横瀬生まれ S10 24歳のとき結婚 名薬へ嫁ぐ S30 長女が結婚し、家を出る S45 次女も結婚し、家を出る 長男は結婚前から独立 H2 夫が死亡 一人暮らしとなる
Ns-25	単身 女	T.10.12.24(68)	T10 大滝村生まれ S14 結婚(名薬へ嫁ぐ) 60歳まで飯能市の国際興業へ勤務 S58 夫が死亡 一人暮らしとなる S59 名薬少年自然の家へ働きに行き出す
Os-14	夫妻 男女	T.11.04.09(65) T.11.09.16(65)	S27 結婚 妻が荒川村から嫁いでくる S29 長男誕生 S31 長女誕生 S47 農業やめる S49 長女高卒後東京に出る S62 同居していた子供夫婦が引越して、高齢者のみ世帯になる 玄間、台所改装、2階増築
Os-33	夫妻 男女	T.06.10.19(69) T.10.05.02(66)	S13 夫兵隊に行く(2年間) S15 夫家に帰って来る S19 夫兵隊に行く(2年間) S21 夫家に帰って来る 夫養子になる(結婚) S26 長女誕生 S28 次女誕生 S30 長男誕生 S43 長女秩父市に就職 S47 次女嫁に行く S49 長男仕事のため家を出る このときから2人暮らし S61 長男結婚(高校卒業後ずっと東京にいた)
Os-35	夫妻 男女	T.06.12.15(69) T.10.08.04(65)	S20 結婚 S42 結婚のため長男出て行く S44 長女、高等学校卒業し、しばらく大滝村にいて結婚のためバンコクに行く この年から2人暮らし
Rc-05	夫妻 男女	T.06.08.10(71) T.08.07.09(69)	T6 夫、吉田町生まれ T8 妻生まれる S12 徴兵、満州へ S18 日本に帰還 陸軍(金沢)へ S23 見合い結婚して養子、養女に入る 吉田町に引き上げ S28 親母が死亡 二人暮らしに 介護人を隣家より委託される(S62)まで S52 役場を退職 その後役場の嘱託員として働く S56 土建業で働く S62 現在の所へ引越す

ケースNO	世帯	性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Rc-09	夫妻	男女	M.44.11.21(78) M.43.10.11(78)	M25 現在の場所に家を建設 M44 夫、小鹿野生まれ M43 妻、現住所に生まれる S13 結婚(養子) 子供は1歳の時病気で死亡、子供の生めない体 S19 夫:兵隊に行く 橋須賀→室岡 S20 兵隊から帰還 ・職業は商店一筋(創業100年)
Rc-10	夫妻	男女	M.44.01.21(77) M.44.06.03(77)	S5 教員になる(小鹿野小) S10 結婚 S14 専攻科に入り文検合格 S15 本庄高校に転勤(7年間に単身赴任) S16 母死亡 S17 秩父高校に転勤 S36 家を新築 S38 小鹿野高校に転勤 S45 皆野高校に転勤(校長) 子供が独立 S46 父死亡(二人暮らしになる) ・教員退職後公民館長(17年間)
Rc-26	夫妻	男女	T.12.05.24(65) T.12.05.24(65)	T74 妻上吉田生まれ T12 夫生まれ S14 結婚 S14 現住所に移転 ・夫、農協退職後木工所に勤める
Rc-28	夫妻	男女	T.11.02.05(66) T.08.02.02(69)	T11 夫現在地生まれ T8 妻、石間生まれ T12 夫の母、死亡 S20 戦争から帰る S21 結婚 S37 同神で肝炎流行 現在も検査中 S44 夫の父、死亡 長男、越谷に行く S46 家を新築 S48 長女が結婚(小鹿野) 二人暮らしになる 夫が舅の免許取得 S62 内装を張り替え 大工の長男が職工
Yc-15	夫妻	男女	T.10.08.02(67) T.11.05.25(66)	T10 夫、現在地生まれ T11 妻、秩父生まれ S17 中国に進兵 S21 戦争から帰国 S22 結婚 S54 夫の父、死亡 S56 夫の母、死亡 S58 長男が結婚、独立 二人暮らしになる
Yc-16	夫妻	男女	T.05.11.04(71) T.11.03.15(65)	T5 夫、現在地生まれ T11 妻、熊谷生まれ S2 夫の両親、死亡 S17 結婚 S44 次男大学に行き家を出る 二人暮らしになる S51 次女、結婚

ケースNO	世帯	性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Yc-37	夫妻	男女	T.06.06.14(71) T.07.05.05(70)	S17 結婚(妻は小鹿野) S19 畑を田に変えた 他に養蚕、牡蠣、いちご(ハウス) S27 夫の姉の子を養子にもらう S44 長男が独立 S53 養蚕をやめ養豚 S55 母が死亡 S58 高齢者センターの建設のため養豚場を提供したため、養豚を止める
Yc-42	夫妻	男女	T.08.01.01(69) T.09.02.20(68) M.27.04.12(94)	T8 夫、現住所生まれ T9 妻が生まれる 農地改革で半分とりあげられた S22 長男誕生 S24 長女誕生 S27 次女担当 S38 夫の父死亡 S45 長女、次女が横浜の短大の寮に住む 高齢者3人暮らし T10 夫、現住所生まれ T8 妻、小鹿野生まれ S18 戦争へ行く S21 戦地から帰国 S22 結婚 S29 夫の父、死亡 S53 土木業に就職 S55 夫の母、死亡 三女が結婚 二人暮らしとなる
Yc-45	夫妻	男女	T.10.12.05(71) T.08.06.02(69)	T10 夫、現住所生まれ T8 妻、小鹿野生まれ S18 戦争へ行く S21 戦地から帰国 S22 結婚 S29 夫の父、死亡 S53 土木業に就職 S55 夫の母、死亡 三女が結婚 二人暮らしとなる
Yc-62	夫妻	男女	M.43.01.26(78) M.44.06.03(77)	M43 夫現所で誕生 M44 妻吉田町で誕生 S8 結婚 S10 長女誕生 S14 次女誕生 S17 長男誕生 S20 次男誕生 S23 三女誕生 S26 村の教育委員 S42 母死亡 S50 父死亡 二人暮らしになる 「跡」子供たちの遺書で発行
Yc-64	夫妻	男女	T.10.10.15(67) T.12.03.17(65)	T10 夫 吉田町で誕生 T12 妻 神川町で誕生 S21 戦争引き上げ S22 結婚 S37 父死亡(妻方) S38 母死亡 以後二人暮らし S55 後援退職 S56 吉田町議員選挙 S63 現所に改築 議員2期目
Yc-67	夫妻	男女	T.10.07.02(67) T.12.03.29(65) M.29.07.01(92)	T10 夫 吉田町で誕生 T12 妻 半納で誕生 S16 結婚 S17 77年に出兵 長女誕生 祖父死亡 S22 長女死亡 戦争引き上げ S33 四男大学へ S57 母死亡 S82 長男独立 S63 父老衰で寝たきり 町会議員2期

ケースNO	世帯	性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Yc-54	夫妻	男女	T.10.01.12(67) T.10.03.04(67)	S10 母死亡 S11 川崎で仕立の勉強 S18 青年学校 S19 徴兵で北京へ S21 引き上げ S22 結婚吉田町に住む 以後仕立業を営む S23 同町産婦に転居 濃胸の発病 S26 妻検定で先生に S44 長女川崎へ S45 父死亡 S46 長男高崎軽大へ 以後2人暮らし S56 妻先生を定年退職 S58 転居、現住所に S60 濃胸手術、濃胸の結核研究所の付属病院に、片肺除去 夫 たまに仕立業 妻 畑仕事
Yc-58	夫妻	男女	T.11.07.22(66) M.19.01.17(102)	T11 現所400m位で誕生 T13 父死亡 S19 結婚 S38 農協に勤める S39 現所に移転 長男大学へ S50 三女結婚高齢者のみ世帯となる S57 農協定年退職 以後農業 S63 妻死亡
Yc-70	夫妻	男女	T.09.11.30(68) T.06.01.02(71)	T9 夫 太田郡で誕生 T12 妻 太田郡で誕生 S18 甲府63部隊に入隊 S21 引き上げ 結婚 S22 長女誕生 S26 次女誕生 S29 三女誕生 S32 長男誕生 S48 父死亡 S50 三女結婚
Kc-01	夫妻	男女	T.12.08.17(65) T.11.10.05(67)	S19 徴兵で沖繩へ S21 復員(神泉) 結婚 S37 長男高校卒業 S38 74水没で現地へ S48 長男結婚 S51 長女大学卒業 S52 長女結婚し独立 S57 父死亡 S62 母死亡 S25 結婚 S27 本家から独立 現在地へ S48 石崖に転職(農業から) S49 次女独立 S50 住居改修 S81 2階に1部屋増築
Kc-05	夫妻	男女	T.12.11.06(65) T.12.02.28(65)	S25 結婚 S27 本家から独立 現在地へ S48 石崖に転職(農業から) S49 次女独立 S50 住居改修 S81 2階に1部屋増築
Kc-08	夫妻	男女	T.08.04.09(69) T.11.03.05(65)	S15 徴兵で満洲に S17 一時復員 S19 結婚 再び徴兵 S20 復員 以降農業 S38 父死亡 S39 土木建築業に S43 母死亡 S45 交通事故に遭い10ヶ月入院(右足複雑骨折) S50 長男高校卒業 S51 長男独立 S53 77年に転職

ケースNO	世帯	性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Ks-08	夫妻	男女	T.09.03.01(67)	S22 結婚(後妻)皆野 住居は神泉村矢納 夫は木材業 S24 千葉県富山に移転(町営住宅) S31 江戸川区へ移転(アパート) 夫 日本鋼管鶴見に勤務 S45 同区の7年トから持ち家へ S48 三女結婚同居 S50 三女夫婦独立 2人暮らしに S52 日本鋼管退職 神泉村矢納へ移転(現所へ) S58 県の36年70-4参加 S59 県の大学講座参加 S61 夫死亡 一人暮らしに
Nc-01	夫妻	男女	T.09.01.11(69) T.14.01.01(64)	T9 夫:青柳市生まれ 妻:名栗生まれ 生まれてすぐ、右目を失明し、障害者となる S24 夫:婿養子に来る M43 夫:清瀬市生まれ T5 妻:東京生まれ S11 結婚 東久留米在住 戦時中、妻は夫の郷里の埼玉県三吉町に疎開 S59 夫の退職により、名栗村に家を新築し、移住する
Nc-02	夫妻	男女	M.42.08.29(81) T.03.11.25(75)	M43 夫:清瀬市生まれ T5 妻:東京生まれ S11 結婚 東久留米在住 戦時中、妻は夫の郷里の埼玉県三吉町に疎開 S59 夫の退職により、名栗村に家を新築し、移住する
Nc-17	夫妻	男女	T.04.11.21(74) T.06.06.06(73)	T4 夫:名栗生まれ T6 妻:毛呂山生まれ S16 夫、戦争から帰る S17 結婚 S23 同一敷地内に家を新築する
Nc-19	夫妻	男女	T.14.02.14(64) T.13.11.01(65)	T13 妻:原市場生まれ T14 夫:名栗生まれ S29 結婚 S33 夫、調理師免許を取得 S53 道路整備の為、移転し家を新築する 食堂を始める 以前は夫婦で八百屋を経営していた S61 落石事故の為、2年間食堂を休業
Nc-26	夫妻	男女	M.39.10.07(84) T.06.10.09(71)	M39 夫:名栗生まれ T8 妻:福岡県生まれ S8 夫、初婚 三男のため本家の前に家を新築 S27 妻離婚 東京在住 S47 夫、村長に当選 この年より3期続けて務める S50 結婚 夫 再再婚 妻 再婚 同年、長男と本家と分家を交換する H2 夫が8月に手術 これより少し痴呆気味になる

ケースNO	世帯性別	生年月日(年齢)	生活・居住歴
Nc-33	夫 妻	T.01.12.09(77) T.04.05.15(74)	T 2 夫:名義生まれ T 6 妻:生まれる S13 夫、召集 S17 結婚 所沢在住 S18 夫、再召集 妻、疎開のため名 栗へ、名栗定住 夫は軍隊で運転手 をしていた 戦後 名栗で理髪店を 始める この間子供達は 結婚し独立 S50 頃より恩給生活
Nc-35	夫 妻	T.05.08.27(73) T.08.01.16(70)	T 5 夫:名義生まれ T 8 妻:扶父生まれ S16 頃夫が白岡町へ 転勤 S18 結婚 白岡町在住 後に飯能へ戻る S44 妻、脳梗塞で入院 S47 夫の父死亡 S49 夫の母死亡 S58 夫、心筋梗塞入院 S63 夫、同病で再入院 H 1 妻が足腰が悪いの でトイレを改修 H 2 夫、胆嚢の手術の ため2カ月入院

3.3 居住安定の背景=子世帯、地域とのかかわりと健康

(1) 健康状態と福祉サービスの利用

居住者の健康状態をみると、5町村とも「ふつうである」と答えた人が5割以上を占めており、健康に「自信がある」と答えた人の2倍を超えた。この両者を合わせるとはほぼ8割の人が健康であると確認できる。健康観については個人差が大きいものではあるが、「健康でない」とする回答も2割を超えており、加齢による身体的影響が出現しているものと考えられる(図3-44)。

世帯別では、単身世帯で「健康でない」(27.0%)と回答した者も多いが、「自信がある」(27.9%)と回答した者も同数おり両極の割合にある。とりわけ、神泉村の単身世帯者の健康度は高く地域として厳しい中であっても単身生活の自信がみられる(図3-45)。

一方これまでの在宅福祉サービスの受給状況をみると、神泉村で「老人電話」(10.7%)と「インターフォン」(10.7%)、吉田町、両神村で「給食サービス」(10.6%、15.4%)と、わずかながら健康不安との関連がみられる。単身世帯や虚弱な高齢者にとって不可欠な「家庭奉仕員の派遣サービス」は実施状況も遅れており、全体の2%にとどまった。町村へのヒアリング調査では、高齢者からの要望が伝わってこないというのであるが、むしろサービス供給側の問題が大きい。あるいはまた、これまでの公的サービスに依存しない農山村居住者の生活スタイルが確立されている側面も見逃せない(図3-46)。

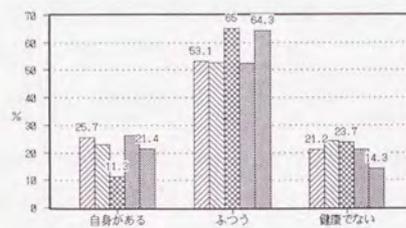


図3-44 健康状態×町村別

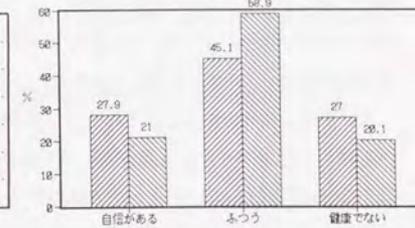


図3-45 健康状態×世帯別

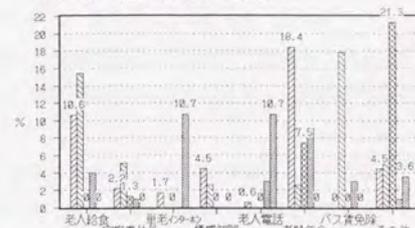


図3-46 福祉サービス×町村別

(2) 子供の有無と身近な生活相談

本研究では高齢者の過疎地における継続居住が子世帯との関連で成立しているとみているが、全町村の平均では「子供なし」が11.1%、「1～2人」が26.4%、「3～4人」が40.0%、「5人以上」が22.5%で、少数から多人数まで適度な広がりをもっている。

町村別にみると、大滝村では「5人以上」が33.4%と5町村の中で最も高く、両神村では「2～4人」に高い比率がみられる。名栗村では「2～3人」に集中している。また両神村では「3～5人以上」の割合が高いが、「子供がいない」とするケースも20.0%と他町村と比べて高いのが特徴的である(図3-47)。

世帯別では、単身世帯で「子供なし」の15.3%と「5人以上」の25.3%が夫婦世帯他に比して特徴的である(図3-48)。

これらから単身世帯化と子供数との間にはあまり関連がないと思われるのであるが、夫婦世帯他との比較では「子供なし」に若干の差が見い出せる。

ところで、図3-49、3-50では日常生活における高齢者単独世帯の身近な相談者が誰であるかを尋ねたものである。その結果相談相手の中心はやはり長男が大半であり、両神村を除く4町村では半数を超えた。長男に長女14.4%を加えた子供の総計でみると、実に8割近い数値である。伝統的な扶養形態の延長とみられるのである。

この結果は先に触れたように地域における生活力の維持に子世帯のかかわりが極めて強いことを意味している。一方子供のいない世帯を中心に近隣や兄弟が登場する。この割合も10%を超え、決して少なくはない。町村別では、両神村で相談相手が「特になし」とする回答が示された。在宅福祉サービスのキーパーソンでもある「家庭奉仕員」と「民生委員」の役割は極めて少ない。

次に身近な相談者の居住地をみると「近隣市町村」が4割を占めており、ついで「同一町村内」(30.7%)と、比較的近隣に相談者が住んでいる。しかし、神泉村では、「その他の県内」(29.6%)、「他道府県」(11.1%)と町村外に住んでいるケースも比較的多い。これは神泉村が群馬県鬼石町に接していることも若干影響している。

世帯別でみると、単身世帯に「近隣市町村」(37.5%)、「同一町村内」(34.6%)と町村外に住んでいるものが若干多い。特に名栗村ではこれらのケースが6割を超えた。名栗村では隣接する飯能市の利便性が考えられる。夫婦世帯他ではさらに町村外が多く「近隣市町村」が4割を占め、「他の県内」も一定の割合(15.3%)を有している(図3-51～52)。

表3-5は、相談者の属性と居住地を相関させている。子世帯の居住地をみると、「次男・次女」が同一町村内で3割を占め、近隣市町村での居住割合では次男・次女・三男

となるに従って比率が高まる。比率としては、長男、長女よりそれ以外の子世帯の方が、より高齢者の居住地に近いのである。

また、病氣時など緊急時に頼りになる相談者はやはり「長男」、「長女」で、両者を合わせて8割を超えた。特に吉田町、両神村においては7割に達している。子供全体では8割である。一方、家庭奉仕員や民生員に頼っている人は、どの町村においても殆どなく、農山村地域における在宅サービス体制の未整備状況と公的サービスに依存しない生活意識によると思われる(図3-53)。

単身世帯では「長男」(9.0%)よりも「長女」(32.5%)に、夫婦世帯他では「長女」(17.6%)よりも「長男」(53.0%)により多く世話になりやすいという世帯別によって相対する相違がみられる(図3-54)。どのような属性を選ぶかは単身世帯(本人)の性別にも関係している。町村別では、名栗村の単身世帯、吉田町・両神村・神泉村の夫婦世帯他で「長男」に、大滝村の両世帯、吉田町・両神村・神泉村の夫婦世帯他で「長女」に頼る割合が比較的高い。

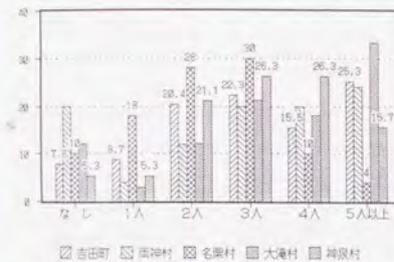


図3-47 子供の数×町村別

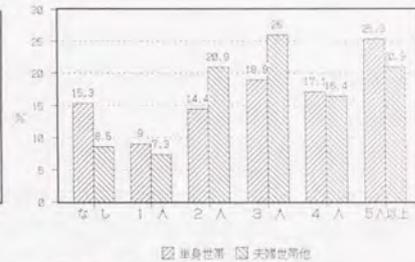


図3-48 子供の数×世帯別

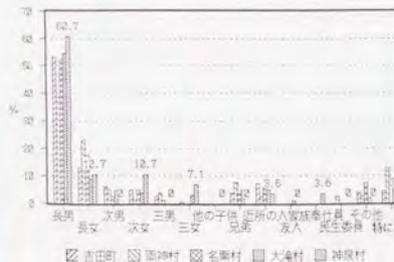


図3-49 身近な相談相手×町村別

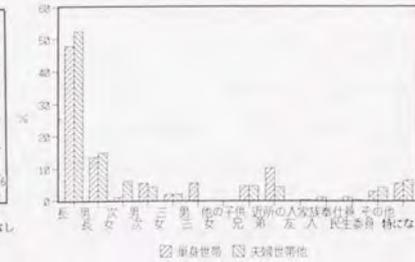


図3-50 身近な相談相手×世帯別

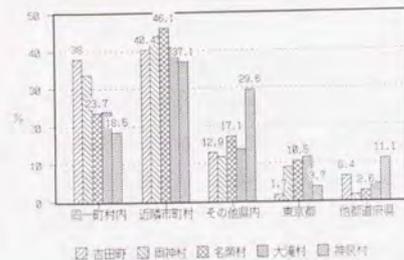


図3-51 相談者の居住地×町村別

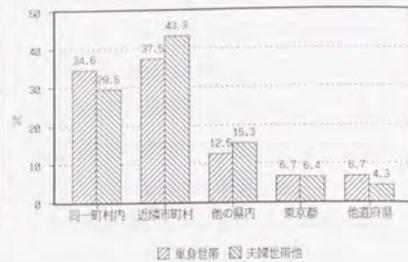


図3-52 相談者の居住地×世帯別

表3-5 身近な相談相手の居住地

	上段は実数：下段は%						合計
	同一市町村内	近隣市町村	他の県内	東京都	他道府県	欠測値	
全体	49	102	48	19	17	2	237
長男	20.7	43.0	20.3	8.0	7.2	0.8	51.1
長女	12	36	11	5	2	1	67
次男	7	12	3	-	-	-	22
次女	31.8	54.6	13.6	-	-	-	4.7
三男	8	12	-	-	-	1	21
三女	38.1	57.1	-	-	-	4.8	4.5
兄弟	1	7	-	-	1	-	9
兄弟	11.1	77.8	-	-	11.1	-	2.0
兄弟	1	3	1	-	1	-	6
兄弟	16.7	50.0	16.7	-	16.7	-	1.3
兄弟	13	5	-	2	-	1	21
兄弟	61.9	23.8	-	9.5	-	4.8	4.5
兄弟	26	1	-	-	-	-	27
兄弟	95.3	3.7	-	-	-	-	5.8
兄弟	1	-	-	-	-	-	1
兄弟	100.0	-	-	-	-	-	0.2
兄弟	2	-	-	-	-	-	2
兄弟	100.0	-	-	-	-	-	0.4
兄弟	12	2	-	2	-	1	17
兄弟	70.6	11.8	-	11.8	-	5.8	3.7
兄弟	-	-	-	-	-	100.0	6.0
兄弟	-	-	-	-	-	5	6
兄弟	-	1	-	-	-	-	1.3
兄弟	-	16.7	-	-	-	83.3	1.3
兄弟	132	181	63	28	21	39	454
兄弟	28.5	39.0	13.6	6.0	4.5	8.4	100.0

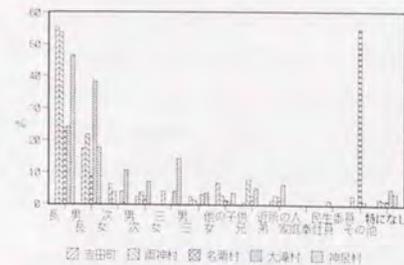


図3-53 緊急時の相談者×町村別

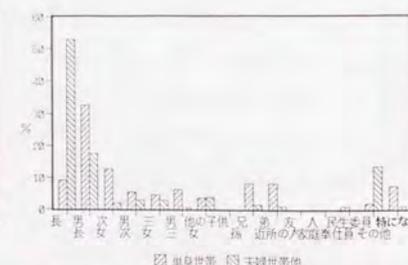


図3-54 緊急時の相談者×世帯別

(3) 近隣付き合いと地域活動への参加

近隣付き合いの様子をみると、どの町村も「親しくつきあっている」が最も多く、8割を占め、「時々話をする程度」を加えると5町村全体が9割を超える。大滝村に至っては9割強と5町村の中でも一番比率が高い(図3-55)。

世帯別にみても、単身世帯と夫婦世帯他の大きな差はみられず、山村では、近隣とのつながりが強く、親しくつきあっていることがわかる。つまり、生活相談や依存関係には一定の距離を置きながらもある程度継続した近隣関係が保持されているのである(図3-56)。

次に地域活動への参加をみると、「よく参加する」が平均して5割以上を占め、神泉村では64.3%であった。また、「時々参加する」が20.9%、「たまに参加する」が13.6%と、多くの高齢者が地域のさまざまな活動に積極的に参加している(図3-57)。

世帯別では、夫婦世帯で「よく参加する」が6割を占め単身世帯を16ポイント以上上回っている。「参加しない」人が多い地域は、名栗村と神泉村の単身世帯でいずれも25~30%と高率であった(図3-58)。

参加している地域の活動内容をみると、「盆踊り、お祭り」(53.4%)、「老人クラブ」(45.6%)、「自治会・町内会」(43.7%)が大半を占める。町村別では、大滝村が他の町村に比較して特徴的で、「自治会・町内会」への参加はほとんどないにも拘らず「運動会」への参加は34.4%と高い。神泉村では「趣味の会」(20.8%)、「ゲートボール」(29.2%)などに活発な活動が伺える(図3-59)。

世帯別にみると、単身世帯の「老人クラブ」への参加が66.0%と高い。単身世帯では友人との交流をその目的としており、逆に夫婦世帯他では「老人クラブ」への参加が少なく40.8%にとどまっている(図3-60)。

また地域活動に参加しない人の理由は、「身体的理由」によるものが圧倒的に多い(39.5%、15人)。特に吉田町、神泉村に身体的理由をあげる人が多い。次いで「付き合いが面倒」とするものも10.5%、「仕事が多忙である」9.7%となっている。(図3-61)

「身体的理由」をあげる人の多くは夫婦世帯他であり、単身世帯では「付き合いが面倒」、「友人がいない」、「手段がない」といった世帯特有の孤立感がみられ、生活不安が感じられる(図3-62)。従ってこれら身体的不安と地域孤立感を解消していくことが、過疎地居住の課題であるといえる。

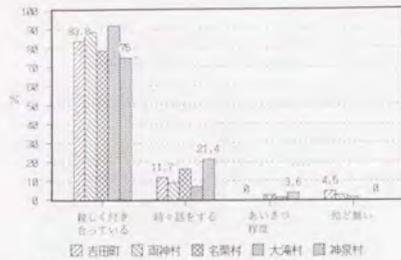


図3-55 近隣付き合い×町村別

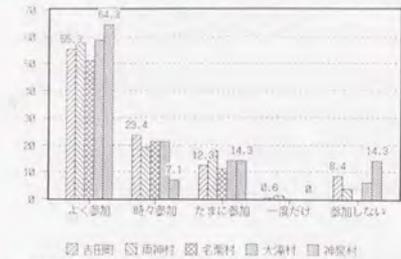


図3-57 地域活動への参加×町村別

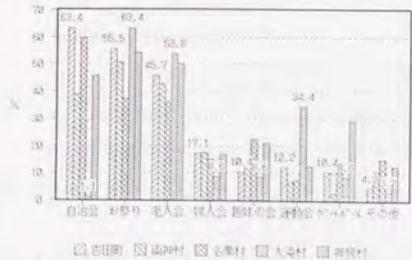


図3-59 地域活動の内容×町村別

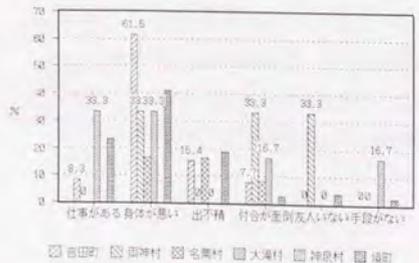


図3-61 地域活動に参加しない理由×町村別

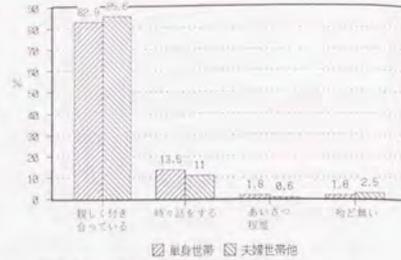


図3-56 近隣付き合い×世帯別

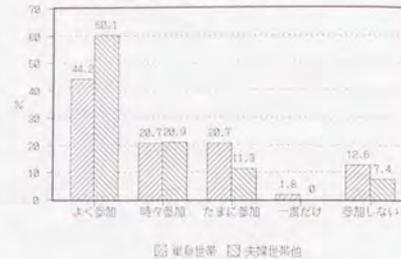


図3-58 地域活動への参加×世帯別

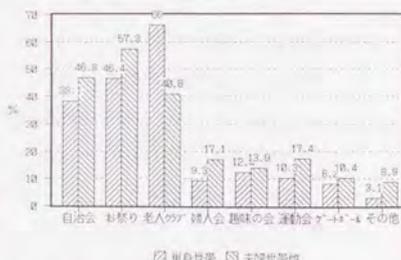


図3-60 地域活動の内容×世帯別

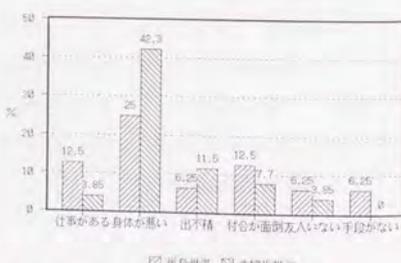


図3-62 地域活動に参加しない理由×世帯別

3.4 定住意識と居住条件

(1) 定住意識

今後同一町村内で引き続き住みたいかという「定住意識」項目では、大滝村がやや他町村に比較して低いが、全体では8割以上の住民が「住み続ける」(83.8%)ことを望んでいる。「わからない」または「近く転居」という人は、ダム問題を抱え、より居住立地に困難さのある大滝村、1970年代以後に転入したケースが比較的多い名栗村を除き、他町村では少なくとも1割弱にとどまっている。できる限り住み続けたいという高齢者単身世帯の意向が強く示されているのである(図3-63)。

この定住意識は住み始めの時期とも比較的強い関連性を有している。「昭和40年」以前に当該町内で居住を開始した人は、「できる限り住み続けたい」(65.7%)と思考し、「昭和40年代」以後では「わからない」、昭和60年代以後では「近く転居」の割合がやや増加する(表3-6)。

また、健康状態とのクロスを見ると、より密接に関連していることがわかる。「健康でない」人は、定住意識が不安定となっているのである。とくに大滝村では総じて「転居」または「わからない」人の割合が他町村に比較して高いともいえるが、「あまり健康でない」人の3割は定住意識について「わからない」と回答している(図3-64)。

さらに興味深いことは、緊急の世話が誰によって行われるかも定住意識と関連していることである。すなわち、介護主体の性別、属性に関係し、それが「長男」、「次男」ではなく「長女」、「次女」の場合には、近い将来引きとられる可能性を回答意識から読みとれるのである(図3-65)。

(2) 定住条件

前項までに高齢者単身世帯の定住意識あるいは単独生活の根拠が、「たとえ一人になってもできるかぎり住み続けたい」という強い生活意識に支えられていることが判明した。これは一般的概念としても広く用いられているものではあるが、やはり一定の居住継続のための要件が不可欠となりえる筈である。

将来の定住条件として、5町村の高齢者はその地域的な特色(差異)を示している(図3-66)。すなわち、平均的には「医療施設」(47.4%)、「友人関係」(39.4%)、「家族近居」(34.4%)、「生活環境」(26.3%)となっているが、地域的にみると「就労の確保」の割合が比較的高いのは、名栗村20.0%、大滝村27.3%であり、「緊急通報」では両神村23.1%、大滝村23.2%、「老人ホーム」では名栗村23.8%(調査時では唯一村内に特別養護老人ホームをもつ)、「サービス住居」では名栗村21.3%、「健康相談」では両神村21.8%、大滝村40.4%等と、定住のために望まれる条件は地域によ

りかなり違ってくるのがわかる。

端的にいえば、ハード的環境整備の側面とソフト面の整備の両面が同時に必要とされているのである。この両面のうちソフト面では特に「友人関係」が山村で強く意識されているものと考えられる。特に環境整備方針や家族・親族関係の限界が露呈している大滝村では他の町村より「友人関係」(52.5%)を強く求めている。その大滝村では「健康相談」(40.4%)、「家族近居」(40.4%)も合わせて高い割合である。「老人ホーム」や「サービス付住居」(これについては訪問調査で概念を説明した)といった新たな居住の場についても、1割前後の回答があった。この両者についてみると地域的には名栗村で2割以上となっているが、調査が最も遅い年度に行われたこと、比較的「昭和60年代」以後の入居が多く、都市からの情報も入手しやすくなっている点によるものと思われる。

この定住条件を健康度との関連でみると、健康度が低下するに従って、各条件の割合が高まる(表3-7)。特に「医療施設」、「緊急時の通報設備」、「老人ホーム」、「サービス付住居」、「安心して暮らせる生活環境」ではその傾向がより顕著である。逆に「働く場」や「定住条件はとくにない」と回答した人は、健康に「自身がある」人である。また居住歴との関係では「昭和40年代」以後の人々に「友人」や「家族」あるいは「公的な生活援助」、「緊急通報」等のニーズが高まっている。項目によって古からの居住者との格差が若干みられる(表3-8)。

表3-9は、将来の定住条件を身近な相談者とのクロスで現したものである。長男以下の子世帯を相談相手としている人は「医療施設」にやや強い関連がみられ、「兄弟」、「近所の人」では「老人ホーム」、「サービス付住居」及び「安心して暮らせる生活環境」に関連している。また、相談者が「とくにいない」という人では、「老人ホーム」と関連が深い。また定住条件としての「近隣の友人」については、相談者が「三男」、「三女」から「とくにいない」人まで相関しており、より広範な属性との関連が判明した。

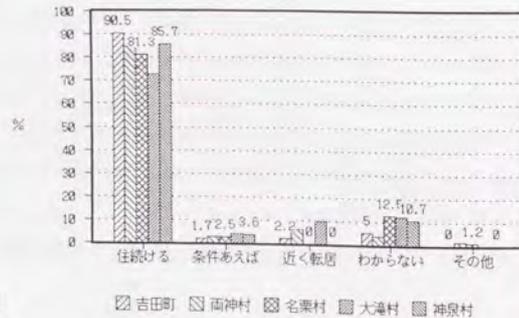


図3-63 定住意識×町村別

吉田町 高神村 名栗村 大滝村 神泉村

表3-6 定住意識×居住開始時期

	上段は実数：下段は%					
	できる限り住みたい	条件があえば住みたい	近く転居予定	わからない	その他	次期地
全体	109	1	4	8	-	-
昭和	89.3	0.8	3.3	6.6	-	-
60年以前	86	5	5	9	1	-
昭和	81.1	4.7	4.7	8.5	1.0	-
42~49年	91	3	4	10	1	-
昭和	83.5	2.7	3.7	9.2	0.9	-
20~29年	19	1	-	1	-	-
昭和	90.4	4.8	-	4.8	-	-
30~39年	20	1	-	4	-	1
昭和	77.0	3.8	-	15.4	-	3.8
40~44年	21	-	2	1	-	-
昭和	87.5	-	8.3	4.2	-	-
45~49年	17	-	2	2	-	-
昭和	81.0	-	9.5	9.5	-	-
50~54年	15	1	-	3	-	-
昭和	78.9	5.3	-	15.8	-	-
55~59年	9	-	2	-	-	-
昭和	81.8	-	18.2	-	-	-
60年~	3	-	-	-	-	2
次期地	60.0	-	-	-	-	40.0
合計	390	12	19	38	2	3
	84.1	2.6	4.1	8.2	0.4	0.6

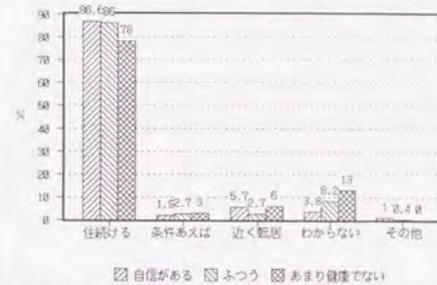


図3-64 定住意識×健康状態

自信がある ふつう あまり健康でない

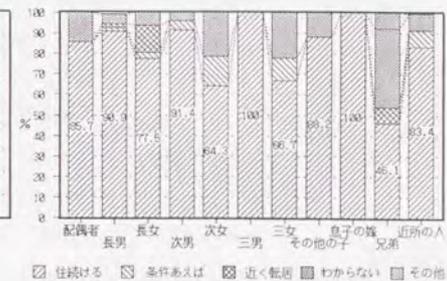


図3-65 定住意識×緊急時の相談先

住続ける 条件あえば 近く転居 わからない その他

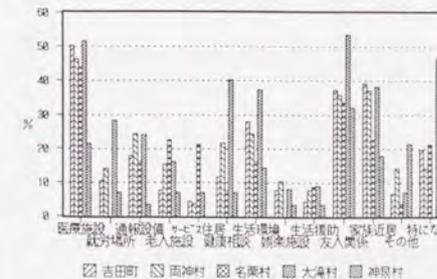


図3-66 将来の定住条件×町村別

吉田町 高神村 名栗村 大滝村 神泉村

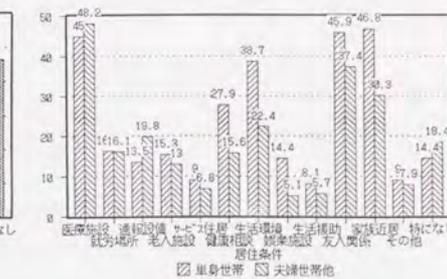


図3-67 将来の定住条件×世帯別

単身世帯 夫婦世帯他

表3-7 将来の定住条件×健康状態

上段は実数：下段は%

区分	医療施設が身近に 身近にある高齢者の 割合	緊急時の 通称設備	入居施設	サービス健康管理や 居が身近に生活相談の センター	安心して 暮らせる 生活環境 にあること	趣味、運動生活補助の 施設が身近に あること	近隣に友人家族などの 居る 近隣にいる	近くに ない	その他	合計
全体	34	21	14	29	14	4	32	23	10	27
自信がある	37.4	25.1	13.3	31.9	21.9	13.3	37.1	21.9	9.3	25.7
ふつう	31.4	18.4	20.8	27.9	16.4	27.9	18.4	26.5	8.9	18.0
健康でない 次期値	32.0	15.0	22.0	27.0	17.0	27.0	18.0	26.0	8.0	18.0
合計	31.8	19.2	19.2	28.8	18.5	26.5	31.8	23.8	9.4	27.8

表3-8 将来の定住条件×居住開始時期

上段は実数：下段は%

区分	医療施設が身近に 身近にある高齢者の 割合	緊急時の 通称設備	入居施設	サービス健康管理や 居が身近に生活相談の センター	安心して 暮らせる 生活環境 にあること	趣味、運動生活補助の 施設が身近に あること	近隣に友人家族などの 居る 近隣にいる	近くに ない	その他	合計
昭和	41	24	14	29	14	4	32	23	10	27
昭和以前	49.8	24.4	11.4	31.9	21.9	13.3	37.1	21.9	9.3	25.7
昭和	49	19	19	27	16	27	18	26	9	18
昭和～19年	46.2	11.3	17.3	27.3	16.3	27.3	18.3	26.3	8.3	18.3
昭和	43	21	19	28	17	28	19	27	9	19
昭和～29年	39.4	19.4	19.4	27.4	17.4	27.4	18.4	26.4	8.4	18.4
昭和	42	20	18	28	17	28	19	27	9	19
昭和～39年	42.9	14.3	28.3	21.3	18.3	18.3	4.8	33.8	23.8	19.0
昭和	43	20	19	28	17	28	19	27	9	19
昭和～44年	26.9	23.9	19.9	23.9	15.9	15.9	15.9	46.9	11.9	5.9
昭和	30	20	18	28	17	28	19	27	9	19
昭和～49年	41.7	8.7	25.7	20.7	8.7	8.7	35.7	41.7	8.7	25.0
昭和	40	20	18	28	17	28	19	27	9	19
昭和～54年	40.9	3.9	26.9	21.9	4.9	4.9	45.9	54.9	18.9	4.9
昭和	43	21	19	28	17	28	19	27	9	19
昭和～59年	53.9	15.9	21.9	33.9	26.9	10.9	10.9	57.9	11.9	5.9
昭和	36	20	18	28	17	28	19	27	9	19
昭和～64年	26.4	18.4	18.4	27.4	18.4	27.4	18.4	18.4	18.4	2.4
次期値	33	20	18	28	17	28	19	27	9	19
合計	31.8	19.2	19.2	28.8	18.5	26.5	31.8	23.8	9.4	27.8

表3-9 将来の定住条件×日常生活上の身近な相談者

上段は実数：下段は%

区分	医療施設が身近に 身近にある高齢者の 割合	緊急時の 通称設備	入居施設	サービス健康管理や 居が身近に生活相談の センター	安心して 暮らせる 生活環境 にあること	趣味、運動生活補助の 施設が身近に あること	近隣に友人家族などの 居る 近隣にいる	近くに ない	その他	合計
全体	34	21	14	29	14	4	32	23	10	27
男性	41	17	17	27	16	27	18	26	9	18
女性	26	24	15	31	16	31	18	26	8	18
配偶者	54	16	14	23	23	11	6	40	6	4
友人	54	15	15	23	23	11	6	40	6	4
家族	58	5	26	4	4	23	23	5	4	4
三親	55	5	22	3	3	11	11	38	5	3
兄弟	50	16	33	3	3	16	16	50	3	3
兄弟	38	14	25	19	5	23	47	4	4	4
近所の人	37	18	23	25	18	14	37	14	14	14
家族者以外	37	18	23	25	18	14	37	14	14	14
親戚等以外	37	18	23	25	18	14	37	14	14	14
その他	50	5	22	3	3	11	11	38	5	3
近くにない	41	5	23	17	2	3	35	41	17	5
次期値	42	10	14	25	3	32	10	7	44	3
合計	31.8	19.2	19.2	28.8	18.5	26.5	31.8	23.8	9.4	27.8

4 まとめ＝世帯別でみた高齢者単身世帯の居住特性

本節では、アンケート調査の考察結果を中心に世帯別の居住特性についてまとめる。世帯別でまとめる理由は既に明らかにされたように、高齢者単身世帯の過疎居住をみると、各町村の地域差が確実に把握されているが、居住要素の主題は世帯構造に起因していると考えられる。すなわち、世帯の居住特性は、各町村の伝統的な居住スタイルや地域及び居住立地環境に影響されながら、それぞれの世帯の個性に拠って形成される。

4.1 単身世帯

- ・年齢構成は、70～74歳が最も多く、加齢と共に総数が減少しているが、後期高齢者層が増加している。
- ・性別では男性の単身居住が極めて少ない（1割強）。
- ・職業は無職が7割を超え、就業率は低い。
- ・収入源は圧倒的に国民老齢年金で、子世帯等からの仕送りも少なくない。そのため、家計状況はやや不満がみられる。
- ・住宅形態は借家も一部あり、居室面積や居室数など住宅規模も小さい。
- ・住宅困窮では施設の老朽化、便所、浴室の改善をあげ、改造実績もある。生活の不便さでは「室内歩行」、「階段昇降」、「外出」が多い。
- ・住宅内の日常的事故はやや多く、単身世帯に固有な加齢との関係がみられる。
- ・健康状態は「ふつう」が半数を占め、「自信がある」、「健康でない」はほぼ同率となっている。
- ・生活状況を見ると、近所付き合いは頻繁に行われている。健康でない人でも、半数が親しくつきあっている。
- ・地域活動に対しても参加する比率が高いが、全く参加しない人もおり、人付き合いを好まない人もいる。
- ・居住歴はその性別特性から高齢者のみ世帯に比較しやや浅く、「昭和40年以前」に集中している。
- ・単身世帯化への直接的な契機は圧倒的に子の独立後における配偶者との死別である。但し、子供なしの世帯も1割を超えて決して少なくない数値である。
- ・単身世帯の多くは健康に不安を感じながらも子世帯との間に一定の距離を置いている。
- ・単身世帯の緊急時の相談相手は、子供の他に近所の人や公的福祉サービス職員も加わる。

- ・総じて、昔ながらの近隣関係を維持しながら、困っている時にはお互いに助け合おうとする基本的なコミュニティ意識が残存しており、完全に崩壊してはいない。
- ・将来の住まい方については、定住意識がかなり強く、子供のために近所に家を建てる人などもいる。
- ・定住条件としては、「医療施設が身近にある」、「近隣に友人がいる」、「家族などが近隣にいる」こと等が、今後における主要な過疎居住のキーワードである。

4.2 高齢者のみ世帯（夫婦世帯他）

- ・年齢構成は、65～69歳が最も多く、単身世帯に比較するとやや若年である。世帯構成の特徴としては単身世帯に比較し85歳以上の実数が多いが、これは高齢者夫婦またはその片方の子が健在の親と同居しているケースである。
- ・性別では世帯の構成上男女半数ずつである。
- ・職業は、単身世帯に比較しやや就業率が高い。
- ・収入と家計状態では、収入源は国民年金に限らず、厚生年金、仕事（給与）など広範であり、家計状態にも満足している。
- ・住宅形態は殆ど持ち家であり、居室数、居室面積など規模も大きい。2階建て住宅が7割以上を占めている。
- ・住宅困窮では単身世帯とほぼ類似傾向にあるが、居室数、居室の狭さをあげる世帯もある。生活の不便さについては年齢も若く、全カテゴリー共に低い。住宅改造の実績は単身世帯より少ないのであるが、改造箇所は逆に居住ニーズも高く広範である。
- ・住宅内外での事故については「公園」が多く、地域活動・ゲートボール等の際と考えられる。
- ・健康状態は、「ふつう」が6割近い比率ではあるが、積極的に「健康である」という意識も少なく単身世帯に比較して希薄といえる。
- ・生活状況では、近所付き合いは、単身世帯よりもやや頻度が高い。特に過疎化の激しい大滝村における頻度は高く感じられる。
- ・地域活動への参加状況は、単身世帯以上によく参加している。これは夫婦世帯という日常生活上の広がり起因していると考えられる。
居住歴は単身世帯に比較し長いが、名栗村では「昭和50年」代以後の転入も少ない。
- ・高齢者単独世帯化の要因としては、「子の結婚」、「子の仕事」で大半を占め、単身

世帯との相違が明確である。

- ・定住意識は高いが、将来的には不安定要因も少なくない。特に夫婦世帯では、子供への依存傾向が強く、世帯の特性として単身化後の居住動向が不確定なのである。
- ・定住条件としては、単身者同様「医療施設が身近にある」、「近隣に友人がいる」「家族が近隣にいる」こと等があげられている。